

令和6年度

民生委員児童委員の選任にかかる 実態と意向に関する調査報告書

はじめに

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっています。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられていますが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析しています。

令和4年一斉改選の結果をふりかえると、退任した約半数の民生委員児童委員が75歳未満であり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになりました。さらに、令和7年一斉改選では、団塊の世代が漏れなく75歳を超え、全体の31.4%に上ることが見込まれ、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することを予見しています。

本調査は、以上のような背景から、委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的に実施し、回答率も全体で93.7%と本調査に対する関心の高さが伺えるところです。

令和3年度の同調査では、「退任意向確認および候補者探しが早い民児協は比較的欠員率が低い」という結果から、そのことをエビデンス（根拠）として、早期に次期一斉改選の準備に着手することの必要性を伝え、モデルスケジュールの提示など、なり手不足解消に向けた取り組みを進めてまいりました。

本連盟としては、これらの調査結果を全道の民児協の声と捉え、速報として北海道に提出をし、北海道と協議を積み重ねました。

そのような意味で、道内の民児協関係者のご協力をおもちゃして、本調査は多大な成果をあげることができたと認識しており、本連盟といたしましては、本調査で明らかになった事項を社会に広げ、必要に応じて行政をはじめとする関係機関との情報共有や意見具申に活用していく所存です。

多くの民児協では、令和7年一斉改選に向けて、さまざまな準備を進めていることと存じますが、本報告書が、それらの取り組みの一助としてご活用いただければ幸いです。

おわりに、本調査の集計分析をご担当いただいた一般社団法人ウェルビーデザインの篠原辰二理事長をはじめ、ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。

令和7年3月

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟

会長 佐川 徹

本報告書の構成について

本報告書は、①単位民児協（中核市除く）、②函館市の単位民児協、③旭川市の単位民児協、④市連合民児協の調査結果を、4つの区分で構成しています。中核市である函館市と旭川市においては、民生委員法第29条に規定される大都市特例の適用を受けており、民生委員児童委員の選任要領ならびに審査方針が、北海道のそれと異なっています。このことに伴い、一部調査項目が異なる部分をそれぞれ分けて報告書を作成していますのでご承知おきください。

目次

令和6年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書

調査実施要領	5
1. 単位民児協（中核市除く）調査結果	7
調査概要	9
調査結果（単純集計）	10
調査結果（クロス集計）	18
調査結果（改選準備時期）	37
退任意向の委員に対する留任の働きかけ等	39
委員候補者探しの工夫等	40
新任民生委員児童委員の年齢制限についての意見	41
再任民生委員児童委員の年齢制限についての意見	43
新任主任児童委員の年齢制限についての意見	44
再任主任児童委員の年齢制限についての意見	45
新任・再任主任児童委員の年齢制限についての意見	46
再任民生委員の民生委員協議会出席率についての意見	47
民生委員の活動時間要件（週14時間）についての意見	49
居住地に関する緩和・経過措置についての意見	50
なり手不足の課題や道民児連の取り組み等に対する意見	51
調査票	53
2. 函館市の単位民児協調査結果	59
調査概要	61
調査結果（単純集計）	62
早期退任者の留任に関する取り組み	62
委員候補者の発掘	64
民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について	
年齢制限について	68
一般要件について	72
調査票	75
3. 旭川市の単位民児協調査結果	81
調査概要	83
調査結果（単純集計）	84
早期退任者の留任に関する取り組み	84
委員候補者の発掘	86
民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について	90

年齢制限について	90
一般要件について	94
調査票	99

4. 市連合民児協調査結果	105
調査概要	107
調査結果（単純集計）	108
早期退任者の留任に関する取り組み	108
委員候補者の発掘	110
調査票	115

令和6年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査実施要領

北海道民生委員児童委員連盟

1. 調査の目的

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっている。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられているが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析している。令和元年一斉改選の結果をみると、約半数の民生委員児童委員が75歳未満で退任している実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していることが明らかになった。さらに、令和5年4月1日時点で、75歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが見込まれ、次期一斉改選においては、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが予見される。

以上のような背景から、本調査は委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への意見具申も視野に入れる。

2. 調査対象

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1)道内法定単位民生委員児童委員協議会 | 421か所（市277か所、町村144か所） |
| (2)市連合民生委員児童委員協議会 | 27か所 |

3. 調査時期等

- | | |
|---------|----------------|
| (1)調査期間 | 令和6年6月1日～7月31日 |
| (2)調査時点 | 令和6年4月1日 |

4. 調査方法

- | | |
|-----------|--|
| (1)調査票の配布 | 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼する。 |
| (2)調査票の回収 | 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。
また、郵送の他に電子媒体による回答受付も行う。 |

5. 調査項目

- | | |
|------------------------|--|
| (1)法定単位民児協 | |
| ①早期退任者の留任に関する取り組み | |
| ②委員候補者の発掘に関する取り組み | |
| ③民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見 | |

(2)市連合民児協

- ①早期退任者の留任に関する取り組み
- ②委員候補者の発掘

6. 追跡調査

上記による調査の結果、必要に応じて、調査対象民児協を個別に訪問しヒアリングするなどのケーススタディ（事例研究）を行う。

7. 報 告

本調査結果について、報告書等を作成し、その成果物を配布および公表する。

8. 先行調査との相関性

令和5年度に実施した市町村民児協等基本調査（以下、「基本調査」）では、委員の構成、民児協運営、研修および人材育成、活動や関係機関との連携等、多岐にわたるさまざまな実態が明らかとなった。本調査は、基本調査で明らかになった事項との相関性に関しても、分析を進めることとする。

9. その他

本調査の実施にあたって先行調査との相関性を担保することから、基本調査の委託事業者であった一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託する。

令和6年度

民生委員児童委員の選任にかかる
実態と意向に関する調査報告書

【単位民児協分（中核市除く）】

1. 調査概要

(1)目的

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっている。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられているが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析している。近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であることに加え、任期が短いほど高い割合を示している。さらに、令和5年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,951人（全体の31.4%）に上り、2025年（令和7年）次期一斉改選においては、団塊の世代が漏れなく75歳に達し、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが予見される。

以上のような背景から、本調査は委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への参考意見を添えた情報提供を行う。

(2)調査対象

法定単位民生委員児童委員協議会（政令指定都市、中核市除く） 357民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和6年4月1日
- 調査機関 令和6年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。
その他、郵送の他に電子媒体による回答受付も行う。

(5)回収率

	対象	回答数	回収率
市	213	205	96.2%
町 村	144	121	84.0%
合計	357	326	91.3%

(6)その他

本調査の実施にあたって先行調査との相関性を担保することから、「令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書」及び「令和5年度市町村民児協基本調査」の委託事業者であった一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託した。なお、前回（令和3年度）同調査との比較を掲載。令和3年度データは、一斉改選年を起点として、令和3年を令和6年、令和4年を令和7年にそれぞれ読み替えて比較できるよう掲載。また、自由記述欄の分析は、株式会社ユーザーローカル社が提供するChatGPTと連動したAIテキストマイニングを用いて解析した結果を基に作成している。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

(1) 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 令和6年 6月以前	31 15.1%	3 2.5%	34 10.4%	5 2.4%	4 2.9%	9 2.6%	26 12.7%	▲1 ▲0.4%	25 7.9%
イ. 令和6年 7～9月頃	43 21.0%	11 9.1%	54 16.6%	15 7.2%	5 3.6%	20 5.7%	28 13.8%	6 5.5%	34 10.8%
ウ. 令和6年 10～12月頃	64 31.2%	43 35.5%	107 32.8%	66 31.6%	33 23.6%	99 28.4%	▲2 ▲0.4%	10 12.0%	8 4.5%
エ. 令和7年 1～3月頃	48 23.4%	41 33.9%	89 27.3%	75 35.9%	56 40.0%	131 37.5%	▲27 ▲12.5%	▲15 ▲6.1%	▲42 ▲10.2%
オ. 令和7年 4月以降	19 9.3%	23 19.0%	42 12.9%	48 23.0%	42 30.0%	90 25.8%	▲29 ▲13.7%	▲19 ▲11.0%	▲48 ▲12.9%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

- ➔ 前回調査に比べ、市では「ア. 令和6年6月以前」および「イ. 令和6年7～9月頃」の両項目で12.7～13.8ポイントの増加となり、退任の意向を確認する時期を早めたことが明らかになった。町村においても「ウ. 令和6年10～12月頃」の回答が増加し、全道的にも改選の1年以上前に取り組む民児協が23.2ポイント増加した。

(2) 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 民児協会長 等役員(連合 会長も含む)	152 74.1%	7 5.8%	159 48.8%	148 70.8%	2 1.4%	150 43.0%	4 3.3%	5 4.4%	9 5.8%
イ. 行政職員以 外の民児協 事務局	11 5.4%	0 0.0%	11 3.4%	9 4.3%	0 0.0%	9 2.60%	2 1.1%	0 0.0%	2 0.8%
ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	10 4.9%	50 41.3%	60 18.4%	13 6.2%	63 45.0%	76 21.80%	▲3 ▲1.3%	▲13 ▲3.7%	▲16 ▲3.4%
エ. 行政職員 (一般職員)	23 11.2%	57 47.10%	80 24.5%	16 7.7%	67 47.9%	83 23.80%	7 3.6%	▲10 ▲0.7%	▲3 0.8%
オ. 市町村長	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.30%	0 0.00%	0 0.0%	0 0.0%
カ. その他	8 3.9%	7 5.8%	15 4.6%	22 10.5%	8 5.7%	30 8.6%	▲14 ▲6.6%	▲1 0.1%	▲15 ▲4.0%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

- ➔ 前回調査と比べても大きな差はないが、「ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）」の回答は市・町村ともに微減した。

(3) 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 特に留任の働きかけをしていない	23 11.2%	8 6.6%	31 9.5%	25 12.0%	9 6.4%	34 9.7%	▲2 ▲0.7%	▲1 0.2%	▲3 ▲0.2%
イ. 民児協会長等役員 (連合会長等も含む)	152 74.1%	11 9.1%	163 50.0%	146 69.9%	17 12.1%	163 46.7%	6 4.3%	▲6 3.1%	0 3.3%
ウ. 行政職員以外の 民児協事務局	2 1.0%	4 3.3%	6 1.8%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.5%	4 3.3%	5 1.6%
エ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	8 3.9%	61 50.4%	69 21.2%	10 4.8%	80 57.1%	90 25.8%	▲2 ▲0.9%	▲19 ▲6.7%	▲21 ▲4.6%
オ. 行政職員 (一般職員)	13 6.3%	33 27.3%	46 14.10%	12 5.7%	29 20.7%	41 11.7%	1 0.6%	4 6.6%	5 2.4%
カ. 市町村長	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.50%	1 0.7%	2 0.6%	0 0.0%	▲1 ▲0.7%	▲1 ▲0.3%
キ. その他	6 2.9%	4 3.3%	10 3.1%	14 6.7%	4 2.9%	18 5.2%	▲8 ▲3.8%	0 0.4%	▲8 ▲2.1%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな差はないが、「ア. 特に留任の働きかけをしていない」および「エ. 行政職員（部課長等の管理職員）」の回答は市・町村ともに微減した。

II 委員候補者の発掘

(4) 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 令和6年 6月以前	31 15.1%	2 1.7%	33 10.1%	14 6.7%	3 2.1%	17 4.9%	17 8.4%	▲1 ▲0.5%	16 5.3%
イ. 令和6年 7～9月頃	26 12.7%	5 4.1%	31 9.5%	9 4.30%	3 2.1%	12 3.4%	17 8.4%	2 2.0%	19 6.1%
ウ. 令和6年 10～12月頃	61 29.8%	22 18.2%	83 25.5%	57 27.3%	17 12.1%	74 21.2%	4 2.5%	5 6.0%	9 4.3%
エ. 令和7年 1～3月頃	57 27.8%	55 45.5%	112 34.4%	61 29.2%	50 35.7%	111 31.8%	▲4 ▲1.4%	5 9.7%	1 2.6%
オ. 令和7年 4月以降	28 13.7%	37 30.6%	65 19.9%	65 31.1%	67 47.9%	132 37.8%	▲37 ▲17.4%	▲30 ▲17.3%	▲67 ▲17.9%
無回答	2 1.0%	0 0.0%	2 0.6%	3 1.40%	0 0.0%	3 0.9%	▲1 ▲0.5%	0 0.0%	▲1 ▲0.2%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べ、市では「ア. 令和6年6月以前」、「イ. 令和6年7～9月頃」および「ウ. 令和6年10～12月頃」の3項目で増加傾向となり、候補者探しの時期を早めたことが明らかになった。町村においても「イ. 令和6年7～9月頃」、「ウ. 令和6年10～12月頃」および「エ. 令和7年1～3月頃」の回答が微増し、全道的にも改選の1年以上前に取り組む民児協が15.7ポイント増加した。

(5) 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 民児協会長 等役員(連合 会長も含む)	84 41.0%	6 5.0%	90 27.6%	77 36.8%	4 2.9%	81 23.2%	7 4.1%	2 2.1%	9 4.4%
イ. 民児協事務局	22 10.7%	56 46.3%	78 23.9%	21 10.0%	62 44.3%	83 23.8%	1 0.7%	▲6 2.0%	▲5 0.1%
ウ. 行 政	66 32.2%	51 42.1%	117 35.9%	64 30.6%	71 50.7%	135 38.7%	2 1.6%	▲20 ▲8.6%	▲18 ▲2.8%
エ. その他	33 16.1%	8 6.6%	41 12.6%	47 22.5%	3 2.1%	50 14.3%	▲14 ▲6.4%	5 4.50%	▲9 ▲1.7%
合 計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

(6) 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 自治会・町内 会(推薦準備 会で実施する 場合も含む)	184 89.8%	73 60.3%	257 78.8%	189 90.4%	74 52.9%	263 75.4%	▲5 ▲0.7%	▲1 7.5%	▲6 3.5%
イ. 社会福祉協 議会	17 8.3%	12 9.9%	29 8.9%	13 6.2%	12 8.6%	25 7.2%	4 2.1%	0 1.3%	4 1.7%
ウ. 社会福祉施 設・相談支 援事業所	3 1.5%	2 1.7%	5 1.5%	2 1.0%	4 2.9%	6 1.7%	1 0.5%	▲2 ▲1.2%	▲1 ▲0.2%
エ. 福祉・ボラン ティア・NP O関係団体	13 6.3%	3 2.5%	16 4.9%	6 2.9%	3 2.1%	9 2.6%	7 3.5%	0 0.3%	7 2.3%
オ. 教育関係機関	5 2.4%	6 5.0%	11 3.4%	13 6.2%	7 5.0%	20 5.7%	▲8 ▲3.8%	▲1 0.0%	▲9 ▲2.4%
カ. PTA関係者	15 7.3%	1 0.8%	16 4.9%	25 12.0%	0 0.0%	25 7.2%	▲10 ▲4.6%	1 0.8%	▲9 ▲2.3%
キ. 民間企業・ 事業者	4 2.0%	1 0.8%	5 1.5%	7 3.3%	0 0.0%	7 2.0%	▲3 ▲1.4%	1 0.8%	▲2 ▲0.5%
ク. 地域サークル	14 6.8%	1 0.8%	15 4.6%	17 8.1%	1 0.7%	18 5.2%	▲3 ▲1.3%	0 0.1%	▲3 ▲0.6%
ケ. 行政が候補者を 探してくるので 特に推薦依頼は していない	12 5.9%	53 43.8%	65 19.9%	12 5.7%	59 42.1%	71 20.3%	0 0.1%	▲6 1.7%	▲6 ▲0.4%
コ. 現任委員が候補 者を探してくる ので特に推薦依 頼はしていない	54 26.3%	33 27.3%	87 26.7%	58 27.8%	31 22.1%	89 25.5%	▲4 ▲1.4%	2 5.1%	▲2 1.2%
サ. その他	19 9.3%	7 5.8%	26 8.0%	19 9.1%	10 7.1%	29 8.3%	0 0.2%	▲3 ▲1.4%	▲3 ▲0.3%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

(7) 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)	110 53.7%	7 5.8%	117 35.9%	110 52.6%	5 3.6%	115 33.0%	0 1.0%	2 2.2%	2 2.9%
イ. 行政職員以外の民児協事務局	6 2.9%	0 0.0%	6 1.8%	6 2.9%	0 0.0%	6 1.7%	0 0.1%	0 0.0%	0 0.1%
ウ. 行政職員(部課長等の管理職員)	22 10.7%	65 53.7%	87 26.7%	24 11.5%	92 65.7%	116 33.2%	▲2 ▲0.8%	▲27 ▲12.0%	▲29 ▲6.6%
エ. 行政職員(一般職員)	25 12.2%	39 32.2%	64 19.6%	26 12.4%	32 22.9%	58 16.6%	▲1 ▲0.2%	7 9.4%	6 3.0%
オ. 市町村長	3 1.5%	0 0.0%	3 0.9%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	2 1.0%	0 0.0%	2 0.6%
カ. その他	38 18.5%	10 8.3%	48 14.7%	42 20.1%	11 7.9%	53 15.2%	▲4 ▲1.6%	▲1 0.4%	▲5 ▲0.5%
無回答	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べると、町村における「ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）」の回答が12.0ポイント減少している。

(8) 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 独自の説明資料やパンフレットがある	33 16.1%	13 10.7%	46 14.1%	25 12.0%	19 13.6%	44 12.6%	8 4.1%	▲6 ▲2.8%	2 1.5%
イ. 独自の説明資料やパンフレットはない	159 77.6%	108 89.3%	267 81.9%	173 82.8%	119 85.0%	292 83.7%	▲14 ▲5.2%	▲11 4.3%	▲25 ▲1.8%
ウ. その他	12 5.90%	0 0.00%	12 3.70%	11 5.30%	2 1.40%	13 3.70%	1 0.60%	▲2 ▲1.4%	▲1 0.00%
無回答	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

III 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

(9) 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 現状のまま (基準を設けない)でよい	130 63.4%	109 90.1%	239 73.3%	127 60.8%	130 92.9%	257 73.6%	3 2.6%	▲21 ▲2.8%	▲18 ▲0.3%
イ. 69歳未満に するべき	11 5.4%	0 0.0%	11 3.4%	19 9.1%	1 0.7%	20 5.7%	▲8 ▲3.7%	▲1 ▲0.7%	▲9 ▲2.4%
ウ. 72歳未満に するべき	7 3.4%	2 1.7%	9 2.8%	7 3.3%	1 0.7%	8 2.3%	0 0.1%	1 0.9%	1 0.5%
エ. 75歳未満に するべき	40 19.5%	6 5.0%	46 14.1%	42 20.1%	5 3.6%	47 13.5%	▲2 ▲0.6%	1 1.4%	▲1 0.6%
オ. 78歳未満に するべき	9 4.4%	4 3.3%	13 4.0%	10 4.8%	0 0.0%	10 2.9%	▲1 ▲0.4%	4 3.3%	3 1.1%
カ. その他	6 2.9%	0 0.0%	6 1.8%	3 1.4%	3 2.1%	6 1.7%	3 1.5%	▲3 ▲2.1%	0 0.1%
無回答	2 1.0%	0 0.0%	2 0.6%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

(10) 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 年齢制限を 撤廃するべき	71 34.6%	74 61.2%	145 44.5%	68 32.5%	68 48.6%	136 39.0%	3 2.1%	6 12.6%	9 5.5%
イ. 69歳未満に するべき	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	3 1.4%	0 0.0%	3 0.9%	▲2 ▲0.9%	0 0.0%	▲2 ▲0.6%
ウ. 72歳未満に するべき	1 0.5%	1 0.8%	2 0.6%	3 1.4%	0 0.0%	3 0.9%	▲2 ▲0.9%	1 0.8%	▲1 ▲0.2%
エ. 現状のまま (75歳未満)でよい	85 41.5%	37 30.6%	122 37.4%	110 52.6%	67 47.9%	177 50.7%	▲25 ▲11.2%	▲30 ▲17.3%	▲55 ▲13.3%
オ. 78歳未満に するべき	22 10.7%	8 6.6%	30 9.2%	22 10.5%	3 2.1%	25 7.2%	0 0.2%	5 4.5%	5 2.0%
カ. その他	24 11.7%	1 0.8%	25 7.7%	2 1.0%	2 1.4%	4 1.1%	22 10.8%	▲1 ▲0.6%	21 6.5%
無回答	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べると、「エ. 現状のまま (75歳未満) でよい」が市・町村ともに10ポイント以上の減少となった。市では「カ. その他」が10.8ポイント増加し、町村では「ア. 年齢制限を撤廃するべき」が12.6ポイント増加した。

(11) 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 年齢制限を撤廃するべき	66 32.2%	68 56.2%	134 41.1%	56 26.8%	68 48.6%	124 35.5%	10 5.4%	0 7.6%	10 5.6%
イ. 原則55歳未満にするべき	5 2.4%	0 0.0%	5 1.5%	—	—	—	—	—	—
ウ. 現状のまま(原則60歳未満)でよい	72 35.1%	36 29.8%	108 33.1%	—	—	—	—	—	—
エ. 原則65歳未満にするべき	50 24.4%	11 9.1%	61 18.7%	57 27.3%	14 10.0%	71 20.3%	▲7 ▲2.9%	▲3 ▲0.9%	▲10 ▲1.6%
オ. 原則75歳未満にするべき	10 4.9%	5 4.1%	15 4.6%	15 7.2%	7 5.0%	22 6.3%	▲5 ▲2.3%	▲2 ▲0.9%	▲7 ▲1.7%
カ. その他	1 0.5%	1 0.8%	2 0.6%	1 0.5%	3 2.1%	4 1.1%	0 0.0%	▲2 ▲1.3%	▲2 ▲0.5%
無回答	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	—	—	—	—	—	—

【注】令和4年3月に選任要領が一部改正され、主任児童委員の年齢制限は、新任・再任ともに原則55歳から60歳に引き上げられた。このことから令和3年度と令和6年度の回答肢が異なるため、令和3年度データは6年度と比較できる回答肢のみ掲載。

➔ 年齢制限の引き上げを講じても、撤廃または引き上げを望む声が64.4ポイントと依然として多い。(64.4ポイント)

(12) 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 年齢制限を撤廃するべき	70 34.1%	71 58.7%	141 43.3%	61 29.2%	68 48.6%	129 37.0%	9 5.0%	3 10.1%	12 6.3%
イ. 原則55歳未満にするべき	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	—	—	—	—	—	—
ウ. 現状のまま(原則60歳未満)でよい	54 26.3%	27 22.3%	81 24.8%	—	—	—	—	—	—
エ. 原則65歳未満にするべき	58 28.3%	10 8.3%	68 20.9%	61 29.2%	13 9.3%	74 21.2%	▲3 ▲0.9%	▲3 ▲1.0%	▲6 ▲0.3%
オ. 原則75歳未満にするべき	19 9.3%	11 9.1%	30 9.2%	30 14.4%	18 12.9%	48 13.8%	▲11 ▲5.1%	▲7 ▲3.8%	▲18 ▲4.6%
カ. その他	4 2.0%	2 1.7%	6 1.8%	2 1.0%	3 2.1%	5 1.4%	2 1.0%	▲1 ▲0.5%	1 0.4%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.7%	2 0.6%	▲1 ▲0.5%	▲1 ▲0.7%	▲2 ▲0.6%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	—	—	—	—	—	—

【注】令和4年3月に選任要領が一部改正され、主任児童委員の年齢制限は、新任・再任ともに原則55歳から60歳に引き上げられた。このことから令和3年度と令和6年度の回答肢が異なるため、令和3年度データは6年度と比較できる回答肢のみ掲載。

➔ 撤廃または引き上げを望む声が73.4ポイントと、新任主任児童委員よりも高い数値となった。

2 一般要件について

(13) 定例会出席率【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 出席率要件は撤廃すべき	39 19.0%	62 51.2%	101 31.0%	36 17.2%	54 38.6%	90 25.8%	3 1.8%	8 12.7%	11 5.2%
イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい	145 70.7%	44 36.4%	189 58.0%	153 73.2%	71 50.7%	224 64.2%	▲8 ▲2.5%	▲27 ▲14.4%	▲35 ▲6.2%
ウ. 出席率要件は50%以上にすべき	15 7.3%	6 5.0%	21 6.4%	15 7.2%	10 7.1%	25 7.2%	0 0.1%	▲4 ▲2.2%	▲4 ▲0.7%
エ. 出席率要件は40%以上にすべき	2 1.0%	5 4.1%	7 2.1%	0 0.0%	2 1.4%	2 0.6%	2 1.0%	3 2.7%	5 1.6%
オ. 出席率要件は30%以上にすべき	0 0.0%	3 2.5%	3 0.9%	1 0.5%	2 1.4%	3 0.9%	▲1 ▲0.5%	1 1.1%	0 0.1%
カ. その他	4 2.0%	1 0.8%	5 1.5%	4 1.9%	1 0.7%	5 1.4%	0 0.0%	0 0.1%	0 0.1%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べると、「イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい」については、市では2.5ポイント、町村では14.4ポイント減少し、「ア. 出席率要件は撤廃すべき」については、町村では12.7ポイント増加した。

(14) 時間的余裕【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 活動時間の要件は撤廃すべき	114 55.6%	59 48.8%	173 53.1%	118 56.5%	70 50.0%	188 53.9%	▲4 ▲0.8%	▲11 ▲1.2%	▲15 ▲0.8%
イ. 現状のまま(14時間以上)でよい	48 23.4%	35 28.9%	83 25.5%	61 29.2%	46 32.9%	107 30.7%	▲13 ▲5.8%	▲11 ▲3.9%	▲24 ▲5.2%
ウ. 概ね週7時間以上(1日あたり1時間)に変更すべき	39 19.0%	20 16.5%	59 18.1%	20 9.6%	15 10.7%	35 10.0%	19 9.5%	5 5.8%	24 8.1%
エ. 概ね週4時間以上(1日あたり30分程度)に変更すべき	3 1.5%	6 5.0%	9 2.8%	9 4.3%	8 5.7%	17 4.9%	▲6 ▲2.8%	▲2 ▲0.8%	▲8 ▲2.1%
オ. その他	0 0.0%	1 0.8%	1 0.3%	1 0.5%	1 0.7%	2 0.6%	▲1 ▲0.5%	0 0.1%	▲1 ▲0.3%
無回答	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べると、「オ. その他」および「無回答」を除くと「ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更すべき」のみが増加傾向にあり、市では9.5ポイント、町村では5.8ポイント増加した。

3 居住地に関する緩和・経過措置について

(15) 経過措置の期限【単一回答】

	今回 (N=326)			前回 (N=349)			差 (N=▲23)		
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
ア. 限度年数は撤廃すべき	34 16.6%	33 27.3%	67 20.6%	44 21.1%	39 27.9%	83 23.8%	▲10 ▲4.5%	▲6 ▲0.6%	▲16 ▲3.2%
イ. 現状のまま（3年を限度）でよい	138 67.3%	82 67.8%	220 67.5%	150 71.8%	95 67.9%	245 70.2%	▲12 ▲4.5%	▲13 ▲0.1%	▲25 ▲2.7%
ウ. 限度年数を6年（2期）に変更すべき	8 3.9%	5 4.1%	13 4.0%	5 2.4%	3 2.1%	8 2.3%	3 1.5%	2 2.0%	5 1.7%
エ. その他	25 12.2%	1 0.8%	26 8.0%	10 4.8%	3 2.1%	13 3.7%	15 7.4%	▲2 ▲1.3%	13 4.3%
合計	205 100.0%	121 100.0%	326 100.0%	209 100.0%	140 100.0%	349 100.0%	▲4 0.0%	▲19 0.0%	▲23 0.0%

➔ 前回調査と比べると大きな変化はみられないが、「エ. その他」を除くと「ウ. 限度年数を6年（2期）に変更すべき」のみが増加傾向にある。

3. 調査結果（クロス集計）

集計方法

①令和5年度基本調査：問9. 年齢階層別人数とのクロス集計

次期改選において年齢的な制約がありそうな70歳を基準とし、70歳以上割合が市・町村それぞれの平均よりも高いか否かでクロス集計を行う。

➔ 70歳以上割合の平均値 市45.9% 町村37.4%

②令和5年度基本調査：問6. 委員の充足率とのクロス集計

令和5年4月1日現在の充足状況を基準とし、充足率が市・町村それぞれの平均よりも高いか否かでクロス集計を行う。

➔ 充足率の平均値 市94.0% 町村97.8%

③令和5年度基本調査：問6. 欠員の有無とのクロス集計

令和5年4月1日現在の充足状況を基準とし、市・町村それぞれの欠員の有無でクロス集計を行う。

※網掛け部分は、「今回調査と前回調査」および「平均以上と平均未満」あるいは「欠員ありと欠員なし」の差において±10.0～±20.0ポイント未満の変化が見られたものについては薄い網掛け、±20.0ポイント以上の変化が見られたものについては、濃い網掛けで表記している。

I 早期退任者の留任に関する取り組み

(1) 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
平均以上	ア. 令和6年6月以前	13 15.1%	1 2.2%	14 10.7%	0 0.0%	2 6.7%	2 4.5%	13 15.1%	▲1 ▲4.5%	12 6.2%
	イ. 令和6年7～9月頃	21 24.4%	6 13.3%	27 20.6%	1 7.1%	0 0.0%	1 2.3%	20 17.3%	6 13.3%	26 18.3%
	ウ. 令和6年10～12月頃	27 31.4%	20 44.4%	47 35.9%	3 21.4%	5 16.7%	8 18.2%	24 10.0%	15 27.7%	39 17.7%
	エ. 令和7年1～3月頃	21 24.4%	11 24.4%	32 24.4%	9 64.3%	14 46.7%	23 52.3%	12 ▲39.9%	▲3 ▲22.3%	9 ▲27.9%
	オ. 令和7年4月以降	4 4.7%	7 15.6%	11 8.4%	1 7.1%	9 30.0%	10 22.7%	3 ▲2.4%	▲2 ▲14.4%	1 ▲14.3%
	合計	86 100.0%	45 100.0%	131 100.0%	14 100.0%	30 100.0%	44 100.0%	72 0.0%	15 0.0%	87 0.0%
平均未満	ア. 令和6年6月以前	17 15.3%	2 2.9%	19 10.6%	5 2.7%	2 2.0%	7 2.4%	12 12.6%	0 0.9%	12 8.2%
	イ. 令和6年7～9月頃	22 19.8%	3 4.3%	25 13.9%	13 7.0%	5 5.0%	18 6.3%	9 12.8%	▲2 ▲0.7%	7 7.6%
	ウ. 令和6年10～12月頃	35 31.5%	22 31.9%	57 31.7%	62 33.3%	25 25.0%	87 30.4%	▲27 ▲1.8%	▲3 6.9%	▲30 1.3%
	エ. 令和7年1～3月頃	23 20.7%	29 42.0%	52 28.9%	62 33.3%	38 38.0%	100 35.0%	▲39 ▲12.6%	▲9 4.0%	▲48 ▲6.1%
	オ. 令和7年4月以降	14 12.6%	13 18.8%	27 15.0%	44 23.7%	30 30.0%	74 25.9%	▲30 ▲11.1%	▲17 ▲11.2%	▲47 ▲10.9%
	合計	111 100.0%	69 100.0%	180 100.0%	186 100.0%	100 100.0%	286 100.0%	▲75 0.0%	▲31 0.0%	▲106 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 令和6年6月以前	▲4 ▲0.2%	▲1 ▲0.7%	▲5 0.10%	▲5 ▲2.7%	0 4.70%	▲5 2.10%	1 2.50%	▲1 ▲5.4%	0 ▲2.0%
	イ. 令和6年7～9月頃	▲1 4.6%	3 9.0%	2 6.7%	▲12 0.1%	▲5 ▲5.0%	▲17 ▲4.0%	11 4.5%	8 14.0%	19 10.7%
	ウ. 令和6年10～12月頃	▲8 ▲0.1%	▲2 12.50%	▲10 4.20%	▲59 ▲11.9%	▲20 ▲8.3%	▲79 12.20%	51 11.80%	18 20.80%	69 16.40%
	エ. 令和7年1～3月頃	▲2 3.7%	▲18 ▲17.6%	▲20 ▲4.5%	▲53 31.0%	▲24 8.7%	▲77 17.3%	51 ▲27.3%	6 ▲26.3%	57 ▲21.8%
	オ. 令和7年4月以降	▲10 ▲7.9%	▲6 ▲3.2%	▲16 ▲6.6%	▲433 ▲16.6%	▲21 0.00%	▲64 ▲3.2%	33 8.70%	15 ▲3.2%	48 ▲3.4%
	合計	▲25 0.0%	▲24 0.0%	▲49 0.0%	▲172 0.0%	▲70 0.0%	▲242 0.0%	147 0.0%	46 0.0%	193 0.0%

- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると「エ. 令和7年1～3月頃」が大きく減少している。
- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも下回っている民児協についても、前回調査と比べると「ウ. 令和6年10～12月頃」、「エ. 令和7年1～3月頃」および「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少している。
- ➔ 平均年齢による比較においては、町村における「ウ. 令和6年10～12月頃」および「エ. 令和7年1～3月頃」の変化が顕著である。

②委員の充足率と のクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
平均以上	ア. 令和6年 6月以前	24 21.1%	2 2.3%	26 12.9%	4 3.4%	2 1.7%	6 2.6%	20 17.6%	0 0.6%	20 10.3%
	イ. 令和6年 7～9月頃	22 19.3%	8 9.2%	30 14.9%	11 9.5%	4 3.5%	15 6.5%	11 9.8%	4 5.7%	15 8.4%
	ウ. 令和6年 10～12月頃	34 29.8%	30 34.5%	64 31.8%	37 31.9%	26 22.6%	63 27.3%	▲3 ▲2.1%	4 11.9%	1 4.6%
	エ. 令和7年 1～3月頃	25 21.9%	32 36.8%	57 28.4%	36 31.0%	46 40.0%	82 35.5%	▲11 ▲9.1%	▲14 ▲3.2%	▲25 ▲7.1%
	オ. 令和7年 4月以降	9 7.9%	15 17.2%	24 11.9%	28 24.1%	37 32.2%	65 28.1%	▲19 ▲16.2%	▲22 ▲14.9%	▲41 ▲16.2%
	合計	114 100.0%	87 100.0%	201 100.0%	116 100.0%	115 100.0%	231 100.0%	▲2 0.0%	▲28 0.0%	▲30 0.0%
平均未満	ア. 令和6年 6月以前	6 7.2%	1 3.7%	7 6.4%	1 1.2%	2 13.3%	3 3.0%	5 6.0%	▲1 ▲9.6%	4 3.3%
	イ. 令和6年 7～9月頃	21 25.3%	1 3.7%	22 20%	3 3.6%	1 6.7%	4 4.0%	18 21.7%	0 ▲3.0%	18 16.0%
	ウ. 令和6年 10～12月頃	28 33.7%	12 44.4%	40 36.4%	28 33.3%	4 26.7%	32 32.3%	0 0.4%	8 17.8%	8 4.0%
	エ. 令和7年 1～3月頃	19 22.9%	8 29.6%	27 24.5%	35 41.7%	6 40.0%	41 41.4%	▲16 ▲18.8%	2 ▲10.4%	▲14 ▲16.9%
	オ. 令和7年 4月以降	9 10.8%	5 18.5%	14 12.7%	17 20.2%	2 13.3%	19 19.2%	▲8 ▲9.4%	3 5.2%	▲5 ▲6.5%
	合計	83 100.0%	27 100.0%	110 100.0%	84 100.0%	15 100.0%	99 100.0%	▲1 0.0%	12 0.0%	11 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 令和6年 6月以前	18 13.9%	1 ▲1.4%	19 6.5%	3 2.2%	0 ▲11.6%	3 ▲0.4%	15 11.6%	1 10.2%	16 7.0%
	イ. 令和6年 7～9月頃	1 ▲6.0%	7 5.5%	8 ▲5.1%	8 5.9%	3 ▲3.2%	11 2.5%	▲7 ▲11.9%	4 8.7%	▲3 ▲7.6%
	ウ. 令和6年 10～12月頃	6 ▲3.9%	18 ▲9.9%	24 ▲4.6%	9 ▲1.4%	22 ▲4.1%	31 ▲5.0%	▲3 ▲2.5%	▲4 ▲5.9%	▲7 0.6%
	エ. 令和7年 1～3月頃	6 ▲1.0%	24 7.2%	30 3.9%	1 ▲10.7%	40 0.0%	41 ▲5.9%	5 9.70%	▲16 7.20%	▲11 9.80%
	オ. 令和7年 4月以降	0 ▲2.9%	10 ▲1.3%	10 ▲0.8%	11 3.9%	35 18.9%	46 8.9%	▲11 ▲6.8%	▲25 ▲20.1%	▲36 ▲9.7%
	合計	31 0.0%	60 0.0%	91 0.0%	32 0.0%	100 0.0%	132 0.0%	▲1 0.0%	▲40 0.0%	▲41 0.0%

- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると「エ. 令和7年1～3月頃」および「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少している。
- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも下回っている民児協についても、前回調査と比べると「エ. 令和7年1～3月頃」および「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少している。
- ➔ 充足率による比較においては、市における「ア. 令和6年6月以前」の変化が顕著である。

③欠員の有無とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
欠員なし	ア. 令和6年6月以前	15 20.5%	2 2.4%	17 10.8%	4 3.7%	2 1.9%	6 2.8%	11 16.8%	0 0.5%	11 8.0%
	イ. 令和6年7～9月頃	12 16.4%	8 9.4%	20 12.7%	9 8.4%	4 3.7%	13 6.0%	3 8.0%	4 5.7%	7 6.7%
	ウ. 令和6年10～12月頃	21 28.8%	29 34.1%	50 31.6%	37 34.6%	23 21.3%	60 27.9%	▲16 ▲5.8%	6 12.8%	▲10 3.7%
	エ. 令和7年1～3月頃	17 23.3%	32 37.6%	49 31.0%	33 30.8%	44 40.7%	77 35.8%	▲16 ▲7.5%	▲12 ▲3.1%	▲28 ▲4.8%
	オ. 令和7年4月以降	8 11.0%	14 16.5%	22 13.9%	24 22.4%	35 32.4%	59 27.4%	▲16 ▲11.4%	▲21 ▲15.9%	▲37 ▲13.5%
	合計	73 100.0%	85 100.0%	158 100.0%	107 100.0%	108 100.0%	215 100.0%	▲34 0.0%	▲23 0.0%	▲57 0.0%
欠員あり	ア. 令和6年6月以前	15 12.1%	1 3.4%	16 10.5%	1 1.1%	2 9.1%	3 2.6%	14 11.0%	▲1 ▲5.7%	13 7.9%
	イ. 令和6年7～9月頃	31 25.0%	1 3.4%	32 20.9%	5 5.4%	1 4.5%	6 5.2%	26 19.6%	0 ▲1.1%	26 15.7%
	ウ. 令和6年10～12月頃	41 33.1%	13 44.8%	54 35.3%	28 30.1%	7 31.8%	35 30.4%	13 3.0%	6 13.0%	19 4.9%
	エ. 令和7年1～3月頃	27 21.8%	8 27.6%	35 22.9%	38 40.9%	8 36.4%	46 40.0%	▲11 ▲19.1%	0 ▲8.8%	▲11 ▲17.1%
	オ. 令和7年4月以降	10 8.1%	6 20.7%	16 10.5%	21 22.6%	4 18.2%	25 21.7%	▲11 ▲14.5%	2 2.5%	▲9 ▲11.2%
	合計	124 100.0%	29 100.0%	153 100.0%	93 100.0%	22 100.0%	115 100.0%	31 0.0%	7 0.0%	38 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 令和6年6月以前	0 8.4%	1 ▲1.0%	1 0.3%	3 2.6%	0 ▲7.2%	3 0.2%	▲3 5.8%	1 6.2%	▲2 0.1%
	イ. 令和6年7～9月頃	▲19 ▲8.6%	7 6.0%	▲12 ▲8.2%	4 3.0%	3 ▲0.8%	7 0.8%	▲23 ▲11.6%	4 6.8%	▲19 ▲9.0%
	ウ. 令和6年10～12月頃	▲20 ▲4.3%	16 ▲10.7%	▲4 ▲3.7%	9 4.5%	16 ▲10.5%	25 ▲2.5%	▲29 ▲8.8%	0 ▲0.2%	▲29 ▲1.2%
	エ. 令和7年1～3月頃	▲10 1.5%	24 10.0%	14 8.1%	▲5 ▲10.1%	36 4.3%	31 ▲4.2%	▲5 11.6%	▲12 5.7%	▲17 12.3%
	オ. 令和7年4月以降	▲2 2.9%	8 ▲4.2%	6 3.4%	3 ▲0.2%	31 14.2%	34 5.7%	▲5 3.1%	▲23 ▲18.4%	▲28 ▲2.3%
	合計	▲51 0.0%	56 0.0%	5 0.0%	14 0.0%	86 0.0%	100 0.0%	▲65 0.0%	▲30 0.0%	▲95 0.0%

- ➔ 当該民児協において委員の欠員がない民児協については、前回調査と比べると、市では「ア. 令和6年6月以前」が16.8ポイント増加した。また、市・町村ともに「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少している。
- ➔ 当該民児協において委員の欠員がある民児協については、前回調査と比べると、市では「ア. 令和6年6月以前」および「イ. 令和6年7～9月頃」が大きく増加し、「エ. 令和7年1～3月頃」および「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少している。町村においては「ウ. 令和6年10～12月頃」が大きく増加した。
- ➔ 欠員の有無による比較においては、町村における「ウ. 令和6年10～12月頃」および「エ. 令和7年1～3月頃」の変化が顕著である。

(2) 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計	今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)			
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道	
平均以上	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	65 75.6%	3 6.7%	68 51.9%	9 64.3%	1 3.3%	10 22.7%	56 11.3%	2 3.3%	58 29.2%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	5 5.8%	0 0.0%	5 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 5.8%	0 0.0%	5 3.8%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	6 7.0%	16 35.6%	22 16.8%	3 21.4%	17 56.7%	20 45.5%	3 ▲14.5%	▲1 ▲21.1%	2 ▲28.7%
	エ. 行政職員 (一般職員)	9 10.5%	23 51.1%	32 24.4%	2 14.3%	9 30.0%	11 25.0%	7 ▲3.8%	14 21.1%	21 ▲0.6%
	オ. 市町村長	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	カ. その他	1 1.2%	3 6.7%	4 3.1%	0 0.0%	3 10.0%	3 6.8%	1 1.2%	0 ▲3.3%	1 ▲3.8%
	合計	86 100.0%	45 100.0%	131 100.0%	14 100.0%	30 100.0%	44 100.0%	72 0.0%	15 0.0%	87 0.0%
平均未満	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	81 73.0%	4 5.8%	85 47.2%	130 69.9%	1 1.0%	131 45.8%	▲49 3.1%	3 4.8%	▲46 1.4%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	6 5.4%	0 0.0%	6 3.3%	9 4.8%	0 0.0%	9 3.1%	▲3 0.6%	0 0.0%	▲3 0.2%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	4 3.6%	30 43.5%	34 18.9%	10 5.4%	41 41.0%	51 17.8%	▲6 ▲1.8%	▲11 2.5%	▲17 1.1%
	エ. 行政職員 (一般職員)	13 11.7%	31 44.9%	44 24.4%	14 7.5%	53 53.0%	67 23.4%	▲1 4.2%	▲22 ▲8.1%	▲23 1.0%
	オ. 市町村長	1 0.9%	0 0.0%	1 0.6%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.4%	0 0.0%	0 0.2%
	カ. その他	6 5.4%	4 5.8%	10 5.6%	22 11.8%	5 5.0%	27 9.4%	▲16 ▲6.4%	▲1 0.8%	▲17 ▲3.9%
	合計	111 100.0%	69 100.0%	180 100.0%	186 100.0%	100 100.0%	286 100.0%	▲75 0.0%	▲31 0.0%	▲106 0.0%
平均以上ー平均未満の差	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	▲16 2.6%	▲1 0.9%	▲17 4.7%	▲121 ▲5.6%	0 2.3%	▲121 ▲23.1%	105 8.2%	▲1 ▲1.5%	104 27.8%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	▲1 0.4%	0 0.0%	▲1 0.5%	▲9 ▲4.8%	0 0.0%	▲9 ▲3.1%	8 5.2%	0 0.0%	8 3.6%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	2 3.4%	▲14 ▲7.9%	▲12 ▲2.1%	▲7 16.0%	▲24 15.7%	▲31 27.7%	9 ▲12.7%	10 ▲23.6%	19 ▲29.8%
	エ. 行政職員 (一般職員)	▲4 ▲1.2%	▲8 6.2%	▲12 0.0%	▲12 6.8%	▲44 ▲23.0%	▲56 1.6%	8 ▲8.0%	36 29.2%	44 ▲1.6%
	オ. 市町村長	▲1 ▲0.9%	0 0.0%	▲1 ▲0.6%	▲1 ▲0.5%	0 0.0%	▲1 ▲0.3%	0 ▲0.4%	0 0.0%	0 ▲0.2%
	カ. その他	▲5 ▲4.2%	▲1 0.9%	▲6 ▲2.5%	▲22 ▲11.8%	▲2 5.0%	▲24 ▲2.6%	17 7.6%	1 ▲4.1%	18 0.1%
	合計	▲25 0.0%	▲24 0.0%	▲49 0.0%	▲172 0.0%	▲70 0.0%	▲242 0.0%	147 0.0%	46 0.0%	193 0.0%

- ➡ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると市・町村ともに「ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）」が大きく減少している。また、市においては「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」が、町村においては「エ. 行政職員（一般職員）」が大きく増加した。
- ➡ 平均年齢による比較においては、市・町村ともに大きな変化はない。

②委員の充足率とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
平均以上	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	83 72.8%	6 6.9%	89 44.3%	89 76.7%	2 1.7%	91 39.4%	▲6 ▲3.9%	4 5.2%	▲2 4.9%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	7 6.1%	0 0.0%	7 3.5%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.4%	6 5.3%	0 0.0%	6 3.0%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	7 6.1%	37 42.5%	44 21.9%	8 6.9%	53 46.1%	61 26.4%	▲1 ▲0.8%	▲16 ▲3.6%	▲17 ▲4.5%
	エ. 行政職員 (一般職員)	11 9.6%	39 44.8%	50 24.9%	4 3.4%	53 46.1%	57 24.7%	7 6.2%	▲14 ▲1.3%	▲7 0.2%
	オ. 市町村長	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.1%
	カ. その他	5 4.4%	5 5.7%	10 5.0%	13 11.2%	7 6.1%	20 8.7%	▲8 ▲6.8%	▲2 ▲0.3%	▲10 ▲3.7%
	合計	114 100.0%	87 100.0%	201 100.0%	116 100.0%	115 100.0%	231 100.0%	▲2 0.0%	▲28 0.0%	▲30 0.0%
平均未満	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	63 75.9%	1 3.7%	64 58.2%	50 59.5%	0 0.0%	50 50.5%	13 16.4%	1 3.7%	14 7.7%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	4 4.8%	0 0.0%	4 3.6%	8 9.5%	0 0.0%	8 8.1%	▲4 ▲4.7%	0 0.0%	▲4 ▲4.4%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	3 3.6%	9 33.3%	12 10.9%	5 6.0%	5 33.3%	10 10.1%	▲2 ▲2.3%	4 0.0%	2 0.8%
	エ. 行政職員 (一般職員)	11 13.3%	15 55.6%	26 23.6%	12 14.3%	9 60.0%	21 21.2%	▲1 ▲1.0%	6 ▲4.4%	5 2.4%
	オ. 市町村長	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	カ. その他	2 2.4%	2 7.4%	4 3.6%	9 10.7%	1 6.7%	10 10.1%	▲7 ▲8.3%	1 0.7%	▲6 ▲6.5%
	合計	83 100.0%	27 100.0%	110 100.0%	84 100.0%	15 100.0%	99 100.0%	▲1 0.0%	12 0.0%	11 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	20 ▲3.1%	5 3.2%	25 ▲13.9%	39 17.2%	2 1.7%	41 ▲11.1%	▲19 ▲20.3%	3 1.5%	▲16 ▲2.8%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	3 1.3%	0 0.0%	3 ▲0.1%	▲7 ▲8.6%	0 0.0%	▲7 ▲7.7%	10 10.0%	0 0.0%	10 7.4%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	4 2.5%	28 9.2%	32 11.0%	3 0.9%	48 12.8%	51 16.3%	1 1.5%	▲20 ▲3.6%	▲19 ▲5.3%
	エ. 行政職員 (一般職員)	0 ▲3.7%	24 ▲10.8%	24 1.3%	▲8 ▲10.9%	44 ▲13.9%	36 3.5%	8 7.2%	▲20 3.1%	▲12 ▲2.2%
	オ. 市町村長	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.1%
	カ. その他	3 2.0%	3 ▲1.7%	6 1.4%	4 0.5%	6 ▲0.6%	10 ▲1.4%	▲1 1.5%	▲3 ▲1.0%	▲4 2.8%
	合計	31 0.0%	60 0.0%	91 0.0%	32 0.0%	100 0.0%	132 0.0%	▲1 0.0%	▲40 0.0%	▲41 0.0%

- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも下回っている民児協については、前回調査と比べると市では「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」が大きく増加している。
- ➔ 充足率による比較においては、町村における「エ. 行政職員（一般職員）」の変化が顕著である。

③欠員の有無とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
欠員なし	ア. 民児協会 会長等役員 (連合会長も含む)	54 74.0%	6 7.1%	60 38.0%	83 77.6%	2 1.9%	85 39.5%	▲29 ▲3.6%	4 5.2%	▲25 ▲1.6%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	4 5.5%	0 0.0%	4 2.5%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	3 4.5%	0 0.0%	3 2.1%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	5 6.8%	37 43.5%	42 26.6%	7 6.5%	51 47.2%	58 27.0%	▲2 0.3%	▲14 ▲3.7%	▲16 ▲0.4%
	エ. 行政職員 (一般職員)	7 9.6%	37 43.5%	44 27.8%	2 1.9%	48 44.4%	50 23.3%	5 7.7%	▲11 ▲0.9%	▲6 4.6%
	オ. 市町村長	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	▲1 ▲0.9%	0 0.0%	▲1 ▲0.5%
	カ. その他	3 4.1%	5 5.9%	8 5.1%	13 12.1%	7 6.5%	20 9.3%	▲10 ▲8.0%	▲2 ▲0.6%	▲12 ▲4.2%
	合計	73 100.0%	85 100.0%	158 100.0%	107 100.0%	108 100.0%	215 100.0%	▲34 0.0%	▲23 0.0%	▲57 0.0%
欠員あり	ア. 民児協会 会長等役員 (連合会長も含む)	92 74.2%	1 3.4%	93 60.8%	56 60.2%	0 0.0%	56 48.7%	36 14.0%	1 3.4%	37 12.1%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	7 5.6%	0 0.0%	7 4.6%	8 8.6%	0 0.0%	8 7.0%	▲1 ▲3.0%	0 0.0%	▲1 ▲2.4%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	5 4.0%	9 31.0%	14 9.2%	6 6.5%	7 31.8%	13 11.3%	▲1 ▲2.4%	2 ▲0.8%	1 ▲2.2%
	エ. 行政職員 (一般職員)	15 12.1%	17 58.6%	32 20.9%	14 15.1%	14 63.6%	28 24.3%	1 ▲3.0%	3 ▲5.0%	4 ▲3.4%
	オ. 市町村長	1 0.8%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	1 0.7%
	カ. その他	4 3.2%	2 6.9%	6 3.9%	9 9.7%	1 4.5%	10 8.7%	▲5 ▲6.5%	1 2.4%	▲4 ▲4.8%
	合計	124 100.0%	29 100.0%	153 100.0%	93 100.0%	22 100.0%	115 100.0%	31 0.0%	7 0.0%	38 0.0%
平均以上―平均未満の差	ア. 民児協会 会長等役員 (連合会長も含む)	▲38 ▲0.2%	5 3.7%	▲33 ▲22.8%	27 17.4%	2 1.9%	29 ▲9.2%	▲65 ▲17.6%	3 1.8%	▲62 ▲13.7%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	▲3 ▲0.1%	0 0.0%	▲3 ▲2.1%	▲7 ▲7.7%	0 0.0%	▲7 ▲6.5%	4 7.5%	0 0.0%	4 4.5%
	ウ. 行政職員 (部課長等の 管理職員)	0 2.8%	28 12.5%	28 17.4%	1 0.0%	44 15.4%	45 15.7%	▲1 2.7%	▲16 ▲2.9%	▲17 1.8%
	エ. 行政職員 (一般職員)	▲8 ▲2.5%	20 ▲15.1%	12 6.9%	▲12 ▲13.2%	34 ▲19.2%	22 ▲1.0%	4 10.7%	▲14 4.1%	▲10 8.0%
	オ. 市町村長	▲1 ▲0.8%	0 0.0%	▲1 ▲0.7%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	▲2 ▲1.7%	0 0.0%	▲2 ▲1.2%
	カ. その他	▲1 0.9%	3 ▲1.0%	2 1.2%	4 2.4%	6 2.0%	10 0.6%	▲5 ▲1.5%	▲3 ▲3.0%	▲8 0.6%
	合計	▲51 0.0%	56 0.0%	5 0.0%	14 0.0%	86 0.0%	100 0.0%	▲65 0.0%	▲30 0.0%	▲95 0.0%

- ➡ 当該民児協において委員の欠員がある民児協については、前回調査と比べると、市では「ア. 令和6年6月以前」が大きく増加した。
- ➡ 欠員の有無による比較においては、町村における「ウ. 令和6年10～12月頃」および「エ. 令和7年1～3月頃」の変化が顕著である

(3) 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計	今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)			
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道	
平均以上	ア. 特に留任の働きかけをしていない	11 12.8%	3 6.7%	14 10.7%	1 7.1%	3 10.0%	4 9.1%	10 5.6%	0 ▲3.3%	10 1.6%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	64 74.4%	5 11.1%	69 52.7%	9 64.3%	6 20.0%	15 34.1%	55 10.1%	▲1 ▲8.9%	54 18.6%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0 0.0%	2 4.4%	2 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	6 7.0%	21 46.7%	27 20.6%	2 14.3%	15 50.0%	17 38.6%	▲2 ▲14.3%	▲13 ▲45.6%	▲15 ▲37.1%
	オ. 行政職員(一般職員)	4 4.7%	12 26.7%	16 12.2%	2 14.3%	4 13.3%	6 13.6%	4 ▲7.3%	17 33.3%	21 7.0%
	カ. 市町村長	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%	1 2.3%	4 4.7%	11 23.3%	15 9.9%
	キ. その他	1 1.2%	2 4.4%	3 2.3%	0 0.0%	1 3.3%	1 2.3%	1 1.2%	1 1.1%	2 0.0%
	合計	86 100.0%	45 100.0%	131 100.0%	14 100.0%	30 100.0%	44 100.0%	72 0.0%	15 0.0%	87 0.0%
平均未満	ア. 特に留任の働きかけをしていない	12 10.8%	5 7.2%	17 9.4%	21 11.3%	5 5.0%	26 9.1%	▲9 ▲0.5%	0 2.2%	▲9 0.4%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	82 73.9%	6 8.7%	88 48.9%	131 70.4%	10 10.0%	141 49.3%	▲49 3.4%	▲4 ▲1.3%	▲53 ▲0.4%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	2 1.8%	2 2.9%	4 2.2%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	1 1.3%	2 2.9%	3 1.9%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2 1.8%	36 52.2%	38 21.1%	8 4.3%	59 59.0%	67 23.4%	▲6 ▲2.5%	▲23 ▲6.8%	▲29 ▲2.3%
	オ. 行政職員(一般職員)	8 7.2%	18 26.1%	26 14.4%	10 5.4%	23 23.0%	33 11.5%	▲2 1.8%	▲5 3.1%	▲7 2.9%
	カ. 市町村長	1 0.9%	0 0.0%	1 0.6%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.4%	0 0.0%	0 0.2%
	キ. その他	4 3.6%	2 2.9%	6 3.3%	14 7.5%	3 3.0%	17 5.9%	▲10 ▲3.9%	▲1 ▲0.1%	▲11 ▲2.6%
	合計	111 100.0%	69 100.0%	180 100.0%	186 100.0%	100 100.0%	286 100.0%	▲75 0.0%	▲31 0.0%	▲106 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 特に留任の働きかけをしていない	▲1 2.0%	▲2 ▲0.5%	▲3 1.3%	▲20 ▲4.2%	▲2 5.0%	▲22 0.0%	19 6.1%	0 ▲5.5%	19 1.2%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	▲18 0.5%	▲1 2.4%	▲19 3.8%	▲122 ▲6.1%	▲4 10.0%	▲126 ▲15.2%	104 6.7%	3 ▲7.6%	107 19.0%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	▲2 ▲1.8%	0 1.5%	▲2 ▲0.7%	▲1 ▲0.5%	0 0.0%	▲1 ▲0.3%	▲1 ▲1.3%	▲2 ▲2.9%	▲3 ▲1.9%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	4 5.2%	▲15 ▲5.5%	▲11 ▲0.5%	▲6 10.0%	▲44 ▲9.0%	▲50 15.2%	4 ▲11.8%	10 ▲38.8%	14 ▲34.8%
	オ. 行政職員(一般職員)	▲4 ▲2.5%	▲6 0.6%	▲10 ▲2.2%	▲8 8.9%	▲19 ▲9.7%	▲27 2.1%	6 ▲9.1%	22 30.2%	28 4.1%
	カ. 市町村長	▲1 ▲0.9%	0 0.0%	▲1 ▲0.6%	▲1 ▲0.5%	1 3.3%	0 2.0%	4 4.3%	11 23.3%	15 9.7%
	キ. その他	▲3 ▲2.4%	0 1.5%	▲3 ▲1.0%	▲14 ▲7.5%	▲2 0.3%	▲16 ▲3.6%	11 5.1%	2 1.2%	13 2.6%
	合計	▲25 0.0%	▲24 0.0%	▲49 0.0%	▲172 0.0%	▲70 0.0%	▲242 0.0%	147 0.0%	46 0.0%	193 0.0%

- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると市・町村ともに「エ. 行政職員（部課長等の管理職員）」が大きく減少した。また、市においては「イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）」が、町村では「オ. 行政職員（一般職員）」および「カ. 市町村長」が大きく増加した。
- ➔ 平均年齢による比較においては、市・町村ともに大きな変化はない。

②委員の充足率とのクロス集計	今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)			
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道	
平均以上	ア. 特に留任の働きかけをしていない	14 12.3%	6 6.9%	20 10.0%	13 11.2%	6 5.2%	19 8.2%	1 1.1%	0 1.7%	1 1.7%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	86 75.4%	9 10.3%	95 47.3%	83 71.6%	13 11.3%	96 41.6%	3 3.9%	▲4 ▲1.0%	▲1 5.70%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	2 1.8%	3 3.4%	5 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.8%	3 3.4%	5 2.5%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	2 1.8%	43 49.4%	45 22.4%	6 5.2%	68 59.1%	74 32.0%	▲4 ▲3.4%	▲25 ▲9.7%	▲29 ▲9.6%
	オ. 行政職員(一般職員)	5 4.4%	23 26.4%	28 13.9%	4 3.4%	23 20.0%	27 11.7%	1 0.9%	0 6.4%	1 2.2%
	カ. 市町村長	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.9%	1 0.9%	2 0.9%	0 0.0%	▲1 ▲0.9%	▲1 ▲0.4%
	キ. その他	4 3.5%	3 3.4%	7 3.5%	9 7.8%	4 3.5%	13 5.6%	▲5 ▲4.2%	▲1 0.0%	▲6 ▲2.1%
	合計	114 100.0%	87 100.0%	201 100.0%	116 100.0%	115 100.0%	231 100.0%	▲2 0.0%	▲28 0.0%	▲30 0.0%
平均未満	ア. 特に留任の働きかけをしていない	9 10.8%	2 7.4%	11 10.0%	9 10.7%	2 13.3%	11 11.1%	0 0.1%	0 ▲5.9%	0 ▲1.1%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	60 72.3%	2 7.4%	62 56.4%	57 67.9%	3 20.0%	60 60.6%	3 4.4%	▲1 ▲12.6%	2 ▲4.2%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0 0.0%	1 3.7%	1 0.9%	1 1.2%	0 0.0%	1 1.0%	▲1 ▲1.2%	1 3.7%	0 ▲0.1%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	6 7.2%	14 51.9%	20 18.2%	4 4.8%	6 40.0%	10 10.1%	2 2.5%	8 11.9%	10 8.1%
	オ. 行政職員(一般職員)	7 8.4%	7 25.9%	14 12.7%	8 9.5%	4 26.7%	12 12.1%	▲1 ▲1.1%	3 ▲0.7%	2 0.6%
	カ. 市町村長	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	キ. その他	1 1.2%	1 3.7%	2 1.8%	5 6.0%	0 0.0%	5 5.1%	▲4 ▲4.7%	1 3.7%	▲3 ▲3.2%
	合計	83 100.0%	27 100.0%	110 100.0%	84 100.0%	15 100.0%	99 100.0%	▲1 0.0%	12 0.0%	11 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 特に留任の働きかけをしていない	5 1.5%	▲4 ▲0.5%	9 0.0%	4 0.5%	▲4 ▲8.1%	8 ▲2.9%	1 1.0%	0 7.6%	1 2.8%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	26 3.1%	7 2.9%	▲33 ▲9.1%	26 3.7%	10 ▲8.7%	36 ▲19.0%	0 ▲0.5%	▲3 11.6%	▲3 9.9%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	2 1.8%	▲2 ▲0.3%	4 1.6%	▲1 ▲1.2%	0 0.0%	▲1 ▲1.0%	3 3.0%	2 ▲0.3%	5 2.6%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	▲4 ▲5.4%	29 ▲2.5%	25 4.2%	2 0.4%	62 19.1%	64 21.9%	▲6 ▲5.9%	▲33 ▲21.6%	▲39 ▲17.7%
	オ. 行政職員(一般職員)	▲2 ▲4.0%	16 0.5%	14 1.2%	▲4 ▲6.1%	19 ▲6.7%	15 ▲0.4%	2 2.0%	▲3 7.1%	▲1 1.6%
	カ. 市町村長	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.9%	1 0.9%	2 0.9%	0 0.0%	▲1 ▲0.9%	▲1 ▲0.4%
	キ. その他	3 2.3%	▲2 ▲0.3%	5 1.7%	4 1.8%	4 3.5%	8 0.5%	▲1 0.5%	▲2 ▲3.7%	▲3 1.1%
	合計	31 0.0%	60 0.0%	91 0.0%	32 0.0%	100 0.0%	132 0.0%	▲1 0.0%	▲40 0.0%	▲41 0.0%

- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも下回っている民児協については、前回調査と比べると町村では「イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)」が大きく減少し、「エ. 行政職員(部課長等の管理職員)」は大きく増加した。
- ➔ 充足率による比較においては、前回調査と比べても大きな変化はない。

③欠員の有無とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
欠員なし	ア. 特に留任の働きかけをしていない	6 8.2%	6 7.1%	12 7.6%	12 11.2%	6 5.6%	18 8.4%	▲6 ▲3.0%	0 1.5%	▲6 ▲0.8%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	57 78.1%	9 10.6%	66 41.8%	78 72.9%	12 11.1%	90 41.9%	▲21 5.2%	▲3 ▲0.5%	▲24 ▲0.1%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	1 1.4%	3 3.5%	4 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	3 3.5%	4 2.5%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	1 1.4%	43 50.6%	44 27.8%	5 4.7%	63 58.3%	68 31.6%	▲4 ▲3.3%	▲20 ▲7.7%	▲24 ▲3.8%
	オ. 行政職員(一般職員)	5 6.8%	22 25.9%	27 17.1%	2 1.9%	22 20.4%	24 11.2%	3 5.0%	0 5.5%	3 5.9%
	カ. 市町村長	1 1.4%	0 0.0%	1 0.6%	1 0.9%	1 0.9%	2 0.9%	0 0.4%	▲1 ▲0.9%	▲1 ▲0.3%
	キ. その他	2 2.7%	2 2.4%	4 2.5%	9 8.4%	4 3.7%	13 6.0%	▲7 ▲5.7%	▲2 ▲1.4%	▲9 ▲3.5%
	合計	73 100.0%	85 100.0%	158 100.0%	107 100.0%	108 100.0%	215 100.0%	▲34 0.0%	▲23 0.0%	▲57 0.0%
	欠員あり	ア. 特に留任の働きかけをしていない	17 13.7%	2 6.9%	19 12.4%	10 10.8%	2 9.1%	12 10.4%	7 3.0%	0 ▲2.2%
イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)		89 71.8%	2 6.9%	91 59.5%	62 66.7%	4 18.2%	66 57.4%	27 5.1%	▲2 ▲11.3%	25 2.1%
ウ. 行政職員以外の民児協事務局		1 0.8%	1 3.4%	2 1.3%	1 1.1%	0 0.0%	1 0.9%	▲0.3%	1 3.4%	1 0.4%
エ. 行政職員(部課長等の管理職員)		7 5.6%	14 48.3%	21 13.7%	5 5.4%	11 50.0%	16 13.9%	2 0.3%	3 ▲1.7%	5 ▲0.2%
オ. 行政職員(一般職員)		7 5.6%	8 27.6%	15 9.8%	10 10.8%	5 22.7%	15 13.0%	▲3 ▲5.1%	3 4.9%	0 ▲3.2%
カ. 市町村長		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
キ. その他		3 2.4%	2 6.9%	5 3.3%	5 5.4%	0 0.0%	5 4.3%	▲2 ▲3.0%	2 6.9%	0 ▲1.1%
合計		124 100.0%	29 100.0%	153 100.0%	93 100.0%	22 100.0%	115 100.0%	31 0.0%	7 0.0%	38 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 特に留任の働きかけをしていない	▲11 ▲5.5%	4 0.2%	▲7 ▲4.8%	2 0.4%	4 ▲3.5%	6 ▲2.0%	▲13 ▲6.0%	0 3.7%	▲13 ▲2.8%
	イ. 民児協会長等役員(連合会長等も含む)	▲32 6.3%	7 3.7%	▲25 ▲17.7%	16 6.2%	8 ▲7.1%	24 ▲15.5%	▲48 0.1%	▲1 10.8%	▲49 ▲2.2%
	ウ. 行政職員以外の民児協事務局	0 0.6%	2 0.1%	2 1.2%	▲1 ▲1.1%	0 0.0%	▲1 ▲0.9%	1 1.7%	2 0.1%	3 2.1%
	エ. 行政職員(部課長等の管理職員)	▲6 ▲4.2%	29 2.3%	23 14.1%	0 ▲0.7%	52 8.3%	52 17.7%	▲6 ▲3.6%	▲23 ▲6.0%	▲29 ▲3.6%
	オ. 行政職員(一般職員)	▲2 1.2%	14 ▲1.7%	12 7.3%	▲8 ▲8.9%	17 ▲2.3%	9 ▲1.8%	6 10.1%	▲3 0.6%	3 9.1%
	カ. 市町村長	1 1.4%	0 0.0%	1 0.6%	1 0.9%	1 0.9%	2 0.9%	0 0.4%	▲1 ▲0.9%	▲1 ▲0.3%
	キ. その他	▲1 0.3%	0 ▲4.5%	▲1 ▲0.8%	4 3.0%	4 3.7%	8 1.7%	▲5 ▲2.7%	▲4 8.3%	▲9 ▲2.4%
	合計	▲51 0.0%	56 0.0%	5 0.0%	14 0.0%	86 0.0%	100 0.0%	▲65 0.0%	▲30 0.0%	▲95 0.0%

- ➔ 当該民児協において委員の欠員がある民児協については、前回調査と比べると町村では、「イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）」が大きく減少した。
- ➔ 欠員の有無による比較においては、前回調査と比べても大きな変化はない。

(4) 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計	今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)			
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道	
平均以上	ア. 令和6年6月以前	15 17.4%	2 4.4%	17 13.0%	2 14.3%	2 6.7%	4 9.1%	13 3.2%	0 ▲2.2%	13 3.9%
	イ. 令和6年7～9月頃	12 14.0%	3 6.7%	15 11.5%	1 7.1%	0 0.0%	1 2.3%	11 6.8%	3 6.7%	14 9.2%
	ウ. 令和6年10～12月頃	29 33.7%	11 24.4%	40 30.5%	3 21.4%	3 10.0%	6 13.6%	26 12.3%	8 14.4%	34 16.9%
	エ. 令和7年1～3月頃	21 24.4%	23 51.1%	44 33.6%	4 28.6%	12 40.0%	16 36.4%	17 ▲4.2%	11 11.1%	28 ▲2.8%
	オ. 令和7年4月以降	7 8.1%	6 13.3%	13 9.9%	3 21.4%	13 43.3%	16 36.4%	4 ▲13.3%	7 ▲30.0%	3 ▲26.4%
	無回答	2 2.3%	0 0.0%	2 1.5%	1 7.1%	0 0.0%	1 2.3%	1 ▲4.8%	0 0.0%	1 ▲0.7%
	合計	86 100.0%	45 100.0%	131 100.0%	14 100.0%	30 100.0%	44 100.0%	72 0.0%	15 0.0%	87 0.0%
平均未満	ア. 令和6年6月以前	15 13.5%	0 0.0%	15 8.3%	12 6.5%	1 1.0%	13 4.5%	3 7.1%	▲1 ▲1.0%	2 3.8%
	イ. 令和6年7～9月頃	14 12.6%	0 0.0%	14 7.8%	8 4.3%	3 3.0%	11 3.8%	6 8.3%	▲3 ▲3.0%	3 3.9%
	ウ. 令和6年10～12月頃	30 27.0%	10 14.5%	40 22.2%	51 27.4%	13 13.0%	64 22.4%	▲21 ▲0.4%	▲3 1.5%	▲24 ▲0.2%
	エ. 令和7年1～3月頃	32 28.8%	32 46.4%	64 35.6%	54 29.0%	33 33.0%	87 30.4%	▲22 ▲0.2%	▲1 13.4%	▲23 5.1%
	オ. 令和7年4月以降	20 18.0%	27 39.1%	47 26.1%	59 31.7%	50 50.0%	109 38.1%	▲39 ▲13.7%	▲23 ▲10.9%	▲62 ▲12.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.1%	0 0.0%	2 0.7%	▲2 ▲1.1%	0 0.0%	▲2 ▲0.7%
	合計	111 100.0%	69 100.0%	180 100.0%	186 100.0%	100 100.0%	286 100.0%	▲75 0.0%	▲31 0.0%	▲106 0.0%
平均以上・平均未満の差	ア. 令和6年6月以前	0 3.9%	2 4.4%	2 4.7%	▲10 7.8%	1 5.7%	▲9 4.6%	10 ▲3.9%	1 ▲1.2%	11 0.1%
	イ. 令和6年7～9月頃	▲2 1.4%	3 6.7%	1 3.7%	▲7 2.8%	▲3 ▲3.0%	▲10 ▲1.5%	5 ▲1.5%	6 9.7%	11 5.3%
	ウ. 令和6年10～12月頃	▲1 6.7%	1 9.9%	0 8.3%	▲48 ▲6.0%	▲10 ▲3.0%	▲58 ▲8.8%	47 12.7%	11 12.9%	58 17.1%
	エ. 令和7年1～3月頃	▲11 ▲4.4%	▲9 4.70%	▲20 ▲2.0%	▲50 ▲0.4%	▲21 7.0%	▲71 6.0%	39 ▲4.0%	12 ▲2.3%	51 ▲7.9%
	オ. 令和7年4月以降	▲13 ▲9.9%	▲21 ▲25.8%	▲34 ▲16.2%	▲56 ▲10.3%	▲37 ▲6.7%	▲93 ▲1.7%	43 0.4%	16 ▲19.1%	59 ▲14.4%
	無回答	2 2.3%	0 0.0%	2 1.5%	▲1 6.0%	0 0.0%	▲1 1.6%	3 ▲3.7%	0 0.0%	3 0.0%
	合計	▲25 0.0%	▲24 0.0%	▲49 0.0%	▲172 0.0%	▲70 0.0%	▲242 0.0%	147 0.0%	46 0.0%	193 0.0%

- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると市・町村ともに「ウ. 令和6年10～12月頃」が大きく増加した。また町村においては「エ. 令和7年1～3月頃」も大きく減少した。一方、市・町村ともに「オ. 令和7年4月以降」は大きく減少した。
- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも下回っている民児協については、前回調査と比べると市・町村ともに「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少し、町村においては「エ. 令和7年1～3月頃」も大きく減少した。
- ➔ 平均年齢による比較においては、前回調査と比べ、町村における「オ. 令和7年4月以降」の変化が顕著である。

②委員の充足率とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
平均以上	ア. 令和6年6月以前	16 14.0%	0 0.0%	16 8.0%	10 8.6%	2 1.7%	12 5.2%	6 5.4%	▲2 ▲1.7%	4 2.8%
	イ. 令和6年7～9月頃	13 11.4%	2 2.3%	15 7.5%	6 5.2%	2 1.7%	8 3.5%	7 6.2%	0 0.6%	7 4.0%
	ウ. 令和6年10～12月頃	37 32.5%	15 17.2%	52 25.9%	33 28.4%	14 12.2%	47 20.3%	4 4.0%	1 5.1%	5 5.5%
	エ. 令和7年1～3月頃	32 28.1%	42 48.3%	74 36.8%	28 24.1%	39 33.9%	67 29.0%	4 3.9%	3 14.4%	7 7.8%
	オ. 令和7年4月以降	15 13.2%	28 32.2%	43 21.4%	37 31.9%	58 50.4%	95 41.1%	▲22 ▲18.7%	▲30 ▲18.3%	▲52 ▲19.7%
	無回答	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	2 1.7%	0 0.0%	2 0.9%	▲1 ▲0.8%	0 0.0%	▲1 ▲0.4%
	合計	114 100.0%	87 100.0%	201 100.0%	116 100.0%	115 100.0%	231 100.0%	▲2 0.0%	▲28 0.0%	▲30 0.0%
平均未満	ア. 令和6年6月以前	14 16.9%	2 7.4%	16 14.5%	4 4.8%	1 6.7%	5 5.1%	10 12.1%	1 0.7%	11 9.5%
	イ. 令和6年7～9月頃	13 15.7%	1 3.7%	14 12.7%	3 3.6%	1 6.7%	4 4.0%	10 12.1%	▲3.0%	10 8.7%
	ウ. 令和6年10～12月頃	22 26.5%	6 22.2%	28 25.5%	21 25.0%	2 13.3%	23 23.2%	1 1.5%	4 8.9%	5 2.2%
	エ. 令和7年1～3月頃	21 25.3%	13 48.1%	34 30.9%	30 35.7%	6 40.0%	36 36.4%	▲9 ▲10.4%	7 8.1%	▲2 ▲5.5%
	オ. 令和7年4月以降	12 14.5%	5 18.5%	17 15.5%	25 29.8%	5 33.3%	30 30.3%	▲13 ▲15.3%	0 ▲14.8%	▲13 ▲14.8%
	無回答	1 1.2%	0 0.0%	1 0.9%	1 1.2%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 ▲0.1%
	合計	83 100.0%	27 100.0%	110 100.0%	84 100.0%	15 100.0%	99 100.0%	▲1 0.0%	12 0.0%	11 0.0%
平均以上の差	ア. 令和6年6月以前	2 ▲2.9%	▲2 ▲7.4%	0 ▲6.5%	6 3.8%	1 ▲5.0%	7 0.1%	▲4 ▲6.7%	▲3 ▲2.4%	▲7 ▲6.7%
	イ. 令和6年7～9月頃	0 ▲4.3%	1 ▲1.4%	1 ▲5.2%	3 1.6%	1 ▲5.0%	4 ▲0.5%	▲3 ▲5.9%	0 3.6%	▲3 ▲4.7%
	ウ. 令和6年10～12月頃	15 6.0%	9 ▲5.0%	24 0.4%	12 3.4%	12 ▲1.1%	24 ▲2.9%	3 2.5%	▲3 ▲3.8%	0 3.3%
	エ. 令和7年1～3月頃	11 2.8%	29 0.2%	40 5.9%	▲2 ▲11.6%	33 ▲6.1%	31 ▲7.4%	13 14.3%	▲4 6.3%	9 13.3%
	オ. 令和7年4月以降	3 ▲1.3%	23 13.7%	26 5.9%	12 2.1%	53 17.1%	65 10.8%	▲9 ▲3.4%	▲30 ▲3.5%	▲39 ▲4.9%
	無回答	0 ▲0.3%	0 0.0%	0 ▲0.4%	1 0.5%	0 0.0%	1 ▲0.1%	▲1 ▲0.8%	0 0.0%	▲1 ▲0.3%
	合計	31 0.0%	60 0.0%	91 0.0%	32 0.0%	100 0.0%	132 0.0%	▲1 0.0%	▲40 0.0%	▲41 0.0%

- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると市・町村ともに「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少し、町村においては「エ. 令和7年1～3月頃」が大きく増加した。
- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも下回っている民児協については、前回調査と比べると市・町村ともに「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少し、市においては「ア. 令和6年6月以前」および「イ. 令和6年7～9月頃」が大きく増加した。
- ➔ 充足率による比較においては、前回調査と比べ、町村における「オ. 令和7年4月以降」の変化が顕著である。

③欠員の有無とのクロス集計	今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)			
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道	
欠員なし	ア. 令和6年6月以前	8 11.0%	0 0.0%	8 5.1%	10 9.3%	2 1.9%	12 5.6%	▲2 1.6%	▲2 ▲1.9%	▲4 ▲0.5%
	イ. 令和6年7～9月頃	9 12.3%	2 2.4%	11 7.0%	4 3.7%	2 1.9%	6 2.8%	5 8.6%	0 0.5%	5 4.2%
	ウ. 令和6年10～12月頃	23 31.5%	14 16.5%	37 23.4%	33 30.8%	13 12.0%	46 21.4%	▲10 0.7%	1 4.4%	▲9 2.0%
	エ. 令和7年1～3月頃	23 31.5%	41 48.2%	64 40.5%	26 24.3%	37 34.3%	63 29.3%	▲3 7.2%	4 14.0%	1 11.2%
	オ. 令和7年4月以降	10 13.7%	28 32.9%	38 24.1%	32 29.9%	54 50.0%	86 40.0%	▲22 ▲16.2%	▲26 ▲17.1%	▲48 ▲15.9%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.9%	0 0.0%	2 0.9%	▲2 ▲1.9%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
	合計	73 100.0%	85 100.0%	158 100.0%	107 100.0%	108 100.0%	215 100.0%	▲34 0.0%	▲23 0.0%	▲57 0.0%
欠員あり	ア. 令和6年6月以前	22 17.7%	2 6.9%	24 15.7%	4 4.3%	1 4.5%	5 4.3%	18 13.4%	1 2.4%	19 11.3%
	イ. 令和6年7～9月頃	17 13.7%	1 3.4%	18 11.8%	5 5.4%	1 4.5%	6 5.2%	12 8.3%	0 ▲1.1%	12 6.5%
	ウ. 令和6年10～12月頃	36 29.0%	7 24.1%	43 28.1%	21 22.6%	3 13.6%	24 20.9%	15 6.5%	4 10.5%	19 7.2%
	エ. 令和7年1～3月頃	30 24.2%	14 48.3%	44 28.8%	32 34.4%	8 36.4%	40 34.8%	▲2 ▲10.2%	6 11.9%	4 ▲6.0%
	オ. 令和7年4月以降	17 13.7%	5 17.2%	22 14.4%	30 32.3%	9 40.9%	39 33.9%	▲13 ▲18.5%	▲4 ▲23.7%	▲17 ▲19.5%
	無回答	2 1.6%	0 0.0%	2 1.3%	1 1.1%	0 0.0%	1 0.9%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.4%
	合計	124 100.0%	29 100.0%	153 100.0%	93 100.0%	22 100.0%	115 100.0%	31 0.0%	7 0.0%	38 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 令和6年6月以前	▲14 ▲6.7%	▲2 ▲6.9%	▲16 ▲10.6%	6 5.0%	1 ▲2.6%	7 1.3%	▲20 ▲11.8%	▲3 ▲4.3%	▲23 ▲11.8%
	イ. 令和6年7～9月頃	▲8 ▲1.4%	1 ▲1.0%	▲7 ▲4.8%	▲1 ▲1.7%	1 ▲2.6%	0 ▲2.4%	▲7 0.3%	0 1.6%	▲7 ▲2.3%
	ウ. 令和6年10～12月頃	▲13 2.5%	7 ▲7.6%	▲6 ▲4.7%	12 8.2%	10 ▲1.6%	22 0.5%	▲25 ▲5.8%	▲3 ▲6.1%	▲28 ▲5.2%
	エ. 令和7年1～3月頃	▲7 7.3%	27 ▲0.1%	20 11.7%	▲6 ▲10.1%	29 ▲2.1%	23 ▲5.5%	▲1 17.4%	▲2 2.1%	▲3 17.2%
	オ. 令和7年4月以降	▲7 0.0%	23 15.7%	16 9.7%	2 ▲2.4%	45 9.1%	47 6.1%	▲9 2.3%	▲22 6.6%	▲31 3.6%
	無回答	▲2 ▲1.6%	0 0.0%	▲2 ▲1.3%	1 0.8%	0 0.0%	1 0.0%	▲3 ▲2.4%	0 0.0%	▲3 ▲1.3%
	合計	▲51 0.0%	56 0.0%	5 0.0%	14 0.0%	86 0.0%	100 0.0%	▲65 0.0%	▲30 0.0%	▲95 0.0%

- ➔ 当該民児協において委員の欠員がない民児協については、前回調査と比べると、市・町村ともに「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少した。
- ➔ 当該民児協において委員の欠員がある民児協については、前回調査と比べると、市では「エ. 令和7年1～3月頃」および「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少し、一方で「ア. 令和6年6月以前」が大きく増加した。町村では市同様に「オ. 令和7年4月以降」が大きく減少し、一方で「ウ. 令和6年10～12月頃」および「エ. 令和7年1～3月頃」が大きく増加した。
- ➔ 欠員の有無による比較においては、前回調査と比べ、町村における「オ. 令和7年4月以降」の変化が顕著である。

(5) 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

①年齢階層別人数 とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
平均以上	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	41 47.7%	1 2.2%	42 32.1%	3 21.4%	3 10.0%	6 13.6%	38 26.2%	▲2 ▲7.8%	36 18.4%
	イ. 民児協 事務局	13 15.1%	19 42.2%	32 24.4%	1 7.1%	15 50.0%	16 36.4%	12 8.0%	4 ▲7.8%	16 ▲11.9%
	ウ. 行 政	25 29.1%	21 46.7%	46 35.1%	6 42.9%	12 40.0%	18 40.9%	19 ▲13.8%	9 6.7%	28 ▲5.8%
	エ. そ の 他	7 8.1%	4 8.9%	11 8.4%	4 28.6%	0 0.0%	4 9.1%	3 ▲20.4%	4 8.9%	7 ▲0.7%
	合計	86 100.0%	45 100.0%	131 100.0%	14 100.0%	30 100.0%	44 100.0%	72 0.0%	15 0.0%	87 0.0%
平均未満	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	38 34.2%	5 7.2%	43 23.9%	70 37.6%	1 1.0%	71 24.8%	▲32 ▲3.4%	4 6.2%	▲28 ▲0.9%
	イ. 民児協 事務局	9 8.1%	35 50.7%	44 24.4%	20 10.8%	42 42.0%	62 21.7%	▲11 ▲2.6%	▲7 8.7%	▲18 2.8%
	ウ. 行 政	40 36.0%	26 37.7%	66 36.7%	56 30.1%	54 54.0%	110 38.5%	▲16 5.9%	▲28 ▲16.3%	▲44 ▲1.8%
	エ. そ の 他	24 21.6%	3 4.3%	27 15.0%	40 21.5%	3 3.0%	43 15.0%	▲16 0.1%	0 1.3%	▲16 0.0%
	合計	111 100.0%	69 100.0%	180 100.0%	186 100.0%	100 100.0%	286 100.0%	▲75 0.0%	▲31 0.0%	▲106 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	3 13.5%	▲4 ▲5.0%	▲1 8.2%	▲67 ▲16.2%	2 9.0%	▲65 ▲11.2%	70 29.6%	▲6 ▲14.0%	64 19.3%
	イ. 民児協 事務局	4 7.0%	▲16 ▲8.5%	▲12 0.0%	▲19 ▲3.7%	▲27 8.0%	▲46 14.7%	23 10.6%	11 ▲16.5%	34 ▲14.7%
	ウ. 行 政	▲15 ▲6.9%	▲5 9.0%	▲20 ▲1.6%	▲50 12.8%	▲42 ▲14.0%	▲92 2.4%	35 ▲19.7%	37 23.0%	72 ▲4.0%
	エ. そ の 他	▲17 ▲13.5%	1 4.6%	▲16 ▲6.6%	▲36 7.1%	▲3 ▲3.0%	▲39 ▲5.9%	19 ▲20.5%	4 7.6%	23 ▲0.7%
	合計	▲25 0.0%	▲24 0.0%	▲49 0.0%	▲172 0.0%	▲70 0.0%	▲242 0.0%	147 0.0%	46 0.0%	193 0.0%

- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると市では「ウ. 行政」および「エ. その他」が大きく増加した。
- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも下回っている民児協については、前回調査と比べると町村では「ウ. 行政」が大きく減少した。
- ➔ 平均年齢による比較においては、前回調査と比べ、市における「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」および「エ. その他」の変化が顕著である。

②委員の充足率とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
平均以上	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	42 36.8%	5 5.7%	47 23.4%	45 38.8%	2 1.7%	47 20.3%	▲3 ▲2.0%	3 4.0%	0 3.0%
	イ. 民児協 事務局	10 8.8%	43 49.4%	53 26.4%	7 6.0%	52 45.2%	59 25.5%	3 2.7%	▲9 4.2%	▲6 0.8%
	ウ. 行 政	44 38.6%	34 39.1%	78 38.8%	36 31.0%	58 50.4%	94 40.7%	8 7.6%	▲24 ▲11.4%	▲16 ▲1.9%
	エ. そ の 他	18 15.8%	5 5.7%	23 11.4%	28 24.1%	3 2.6%	31 13.4%	▲10 ▲8.3%	2 3.1%	▲8 ▲2.0%
	合計	114 100.0%	87 100.0%	201 100.0%	116 100.0%	115 100.0%	231 100.0%	▲2 0.0%	▲28 0.0%	▲30 0.0%
平均未満	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	37 44.6%	1 3.7%	38 34.5%	28 33.3%	2 13.3%	30 30.3%	9 11.2%	▲1 ▲9.6%	8 4.2%
	イ. 民児協 事務局	12 14.5%	11 40.7%	23 20.9%	14 16.7%	5 33.3%	19 19.2%	▲2 ▲2.2%	6 7.4%	4 1.7%
	ウ. 行 政	21 25.3%	13 48.1%	34 30.9%	26 31.0%	8 53.3%	34 34.3%	▲5 ▲5.7%	5 ▲5.2%	0 ▲3.4%
	エ. そ の 他	13 15.7%	2 7.4%	15 13.6%	16 19.0%	0 0.0%	16 16.2%	▲3 ▲3.4%	2 7.4%	▲1 ▲2.5%
	合計	83 100.0%	27 100.0%	110 100.0%	84 100.0%	15 100.0%	99 100.0%	▲1 0.0%	12 0.0%	11 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	5 ▲7.8%	4 2.0%	9 ▲11.1%	17 5.5%	0 ▲11.6%	17 ▲10.0%	▲12 ▲13.2%	4 13.6%	▲8 ▲1.2%
	イ. 民児協 事務局	▲2 ▲5.7%	32 8.7%	30 5.5%	▲7 ▲10.7%	47 11.9%	40 6.3%	5 4.9%	▲15 ▲3.2%	▲10 ▲0.9%
	ウ. 行 政	23 13.3%	▲21 ▲9.0%	44 7.9%	10 0.0%	50 ▲2.9%	60 6.4%	13 13.3%	▲29 ▲6.2%	▲16 1.5%
	エ. そ の 他	5 0.10%	▲3 ▲1.7%	8 ▲2.2%	12 5.10%	3 2.60%	15 ▲2.8%	▲7 ▲4.9%	0 ▲4.3%	▲7 0.50%
	合計	31 0.0%	60 0.0%	91 0.0%	32 0.0%	100 0.0%	132 0.0%	▲1 0.0%	▲40 0.0%	▲41 0.0%

- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると町村では「ウ. 行政」が大きく減少した。
- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも下回っている民児協については、前回調査と比べると市では「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」が大きく増加した。
- ➔ 充足率による比較においては、前回調査と比べ、市における「ウ. 行政」の変化が顕著である。

③欠員の有無とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
欠員なし	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	23 31.5%	5 5.9%	28 17.7%	40 37.4%	2 1.9%	42 19.5%	▲17 ▲5.9%	3 4.0%	▲14 ▲1.8%
	イ. 民児協 事務局	7 9.6%	43 50.6%	50 31.6%	6 5.6%	50 46.3%	56 26.0%	1 4.0%	▲7 4.3%	▲6 5.6%
	ウ. 行 政	30 41.1%	33 38.8%	63 39.9%	34 31.8%	53 49.1%	87 40.5%	▲4 9.3%	▲20 ▲10.3%	▲24 ▲0.6%
	エ. そ の 他	13 17.8%	4 4.7%	17 10.8%	27 25.2%	3 2.8%	30 14.0%	▲14 ▲7.4%	1 1.9%	▲13 ▲3.2%
	合計	73 100.0%	85 100.0%	158 100.0%	107 100.0%	108 100.0%	215 100.0%	▲34 0.0%	▲23 0.0%	▲57 0.0%
欠員あり	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	56 45.2%	1 3.4%	57 37.3%	33 35.5%	2 9.1%	35 30.4%	23 9.7%	▲1 ▲5.6%	22 6.8%
	イ. 民児協 事務局	15 12.1%	11 37.9%	26 17.0%	15 16.1%	7 31.8%	22 19.1%	0 ▲4.0%	4 6.1%	4 ▲2.1%
	ウ. 行 政	35 28.2%	14 48.3%	49 32.0%	28 30.1%	13 59.1%	41 35.7%	7 ▲1.9%	1 ▲10.8%	8 ▲3.6%
	エ. そ の 他	18 14.5%	3 10.3%	21 13.7%	17 18.3%	0 0.0%	17 14.8%	1 ▲3.8%	3 10.3%	4 ▲1.1%
	合計	124 100.0%	29 100.0%	153 100.0%	93 100.0%	22 100.0%	115 100.0%	31 0.0%	7 0.0%	38 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 民児協会 長等役員 (連合会長も含む)	▲33 ▲13.7%	4 2.5%	▲29 ▲19.6%	7 1.9%	0 ▲7.2%	7 ▲10.9%	▲40 ▲15.6%	4 9.6%	▲36 ▲8.6%
	イ. 民児協 事務局	▲8 ▲2.5%	32 12.7%	24 14.6%	▲9 ▲10.5%	43 14.5%	34 6.9%	1 8.0%	▲11 ▲1.8%	▲10 7.7%
	ウ. 行 政	▲5 12.9%	19 ▲9.5%	14 7.9%	6 1.7%	40 ▲10.0%	46 4.8%	▲11 11.2%	▲21 0.5%	▲32 3.0%
	エ. そ の 他	▲5 3.3%	1 ▲5.6%	▲4 ▲2.9%	10 6.9%	3 2.8%	13 ▲0.8%	▲15 ▲3.6%	▲2 ▲8.4%	▲17 ▲2.1%
	合計	▲51 0.0%	56 0.0%	5 0.0%	14 0.0%	86 0.0%	100 0.0%	▲65 0.0%	▲30 0.0%	▲95 0.0%

- ➔ 当該民児協において委員の欠員がない民児協については、前回調査と比べると、町村では「ウ. 行政」が大きく減少した。
- ➔ 当該民児協において委員の欠員がある民児協については、前回調査と比べると、町村では「ウ. 行政」が大きく減少し、「エ. その他」は大きく増加した。
- ➔ 欠員の有無による比較においては、前回調査と比べ、市では「ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)」および「ウ. 行政」の変化が顕著であり、町村では「イ. 民児協事務局」の変化が顕著である。

(6) 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

①年齢階層別人数とのクロス集計	今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)			
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道	
平均以上	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	46 53.5%	3 6.7%	49 37.4%	6 42.9%	2 6.7%	8 18.2%	40 10.6%	1 0.0%	41 19.2%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	4 4.7%	0 0.0%	4 3.1%	1 7.1%	0 0.0%	1 2.3%	▲3 ▲2.5%	0 0.0%	3 0.8%
	ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	12 14.0%	25 55.6%	37 28.2%	3 21.4%	17 56.7%	20 45.5%	9 ▲7.5%	8 ▲1.1%	17 ▲17.2%
	エ. 行政職員 (一般職員)	11 12.8%	15 33.3%	26 19.8%	3 21.4%	8 26.7%	11 25.0%	8 ▲8.6%	7 6.7%	15 ▲5.2%
	オ. 市町村長	1 1.2%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	1 0.8%
	カ. その他	12 14.0%	2 4.4%	14 10.7%	1 7.1%	3 10.0%	4 9.1%	11 6.8%	▲1 ▲5.6%	10 1.6%
	合計	86 100.0%	45 100.0%	131 100.0%	14 100.0%	30 100.0%	44 100.0%	72 0.0%	15 0.0%	87 0.0%
	平均未満	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	58 52.3%	4 5.8%	62 34.4%	97 52.2%	3 3.0%	100 35.0%	▲39 0.1%	1 2.8%
イ. 行政職員以外の 民児協事務局		2 1.8%	0 0.0%	2 1.1%	4 2.2%	0 0.0%	4 1.4%	▲2 ▲0.3%	0 0.0%	▲2 ▲0.3%
ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)		10 9.0%	36 52.2%	46 25.6%	21 11.3%	69 69.0%	90 31.5%	▲11 ▲2.3%	▲33 ▲16.8%	▲44 ▲5.9%
エ. 行政職員 (一般職員)		13 11.7%	21 30.4%	34 18.9%	23 12.4%	21 21.0%	44 15.4%	▲10 ▲0.7%	0 9.4%	▲10 3.5%
オ. 市町村長		2 1.8%	0 0.0%	2 1.1%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.3%	1 1.3%	0 0.0%	1 0.8%
カ. その他		25 22.5%	8 11.6%	33 18.3%	40 21.5%	7 7.0%	47 16.4%	▲15 1.0%	1 4.6%	▲14 1.9%
無回答		1 0.9%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.6%
合計		111 100.0%	69 100.0%	180 100.0%	186 100.0%	100 100.0%	286 100.0%	▲75 0.0%	▲31 0.0%	▲106 0.0%
平均以上—平均未満の差	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	▲12 1.2%	▲1 0.9%	▲13 3.0%	▲91 ▲9.3%	▲1 3.7%	▲92 ▲16.8%	79 10.5%	0 ▲2.8%	79 19.7%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	2 2.9%	0 0.0%	2 2.0%	▲3 4.9%	0 0.0%	▲3 0.9%	5 ▲2.2%	0 0.0%	5 1.1%
	ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	2 5.0%	▲11 3.4%	▲9 2.6%	▲18 10.1%	▲52 ▲12.3%	▲70 14.0%	20 ▲5.2%	41 15.7%	61 ▲11.3%
	エ. 行政職員 (一般職員)	▲2 1.1%	▲6 2.9%	▲8 0.9%	▲20 9.0%	▲13 5.7%	▲33 9.6%	18 ▲7.9%	7 ▲2.7%	25 ▲8.7%
	オ. 市町村長	▲1 ▲0.6%	0 0.0%	▲1 ▲0.3%	▲1 ▲0.5%	0 0.0%	▲1 ▲0.3%	0 ▲0.1%	0 0.0%	0 0.0%
	カ. その他	▲13 ▲8.5%	▲6 ▲7.2%	▲19 ▲7.6%	▲39 ▲14.4%	▲4 3.00%	▲43 ▲7.3%	26 5.80%	▲2 ▲10.2%	24 ▲0.3%
	無回答	▲1 ▲0.9%	0 0.0%	▲1 ▲0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	▲1 ▲0.9%	0 0.0%	▲1 ▲0.6%
	合計	▲25 0.0%	▲24 0.0%	▲49 0.0%	▲172 0.0%	▲70 0.0%	▲242 0.0%	147 0.0%	46 0.0%	193 0.0%

- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると市では「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」が大きく増加した。
- ➔ 当該民児協を構成する委員の平均年齢が、全道の民児協の平均値よりも下回っている民児協については、前回調査と比べると町村では「ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）」が大きく減少した。
- ➔ 平均年齢による比較においては、前回調査と比べても大きな変化はない。

②委員の充足率とのクロス集計		今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)		
		市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道
平均以上	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	61 53.5%	5 5.7%	66 32.8%	66 56.9%	4 3.5%	70 30.3%	▲5 ▲3.4%	1 2.3%	▲4 2.5%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	3 2.6%	0 0.0%	3 1.5%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.4%	2 1.8%	0 0.0%	2 1.1%
	ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	12 10.5%	46 52.9%	58 28.9%	13 11.2%	78 67.8%	91 39.4%	▲1 ▲0.7%	▲32 ▲15.0%	▲33 ▲10.5%
	エ. 行政職員 (一般職員)	11 9.6%	27 31.0%	38 18.9%	11 9.5%	24 20.9%	35 15.2%	0 0.2%	3 10.2%	3 3.8%
	オ. 市町村長	2 1.8%	0 0.0%	2 1.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.4%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.6%
	カ. その他	25 21.9%	9 10.3%	34 16.9%	24 20.7%	9 7.8%	33 14.3%	1 1.2%	0 2.5%	1 2.6%
	合計	114 100%	87 100%	201 100%	116 100%	115 100%	231 100%	▲2 0.0%	▲28 0.0%	▲30 0.0%
平均未満	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	43 51.8%	2 7.4%	45 40.9%	37 44.0%	1 6.7%	38 38.4%	6 7.8%	1 0.7%	7 2.5%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	3 3.6%	0 0.0%	3 2.7%	4 4.8%	0 0.0%	4 4.0%	▲1 ▲1.1%	0 0.0%	▲1 ▲1.3%
	ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	10 12.0%	15 55.6%	25 22.7%	11 13.1%	8 53.3%	19 19.2%	▲1 ▲1.0%	7 2.2%	6 3.5%
	エ. 行政職員 (一般職員)	13 15.7%	9 33.3%	22 20.0%	15 17.9%	5 33.3%	20 20.2%	▲2 ▲2.2%	4 0.0%	2 ▲0.2%
	オ. 市町村長	1 1.2%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	1 0.9%
	カ. その他	12 14.5%	1 3.7%	13 11.8%	17 20.2%	1 6.7%	18 18.2%	▲5 ▲5.8%	0 ▲3.0%	▲5 ▲6.4%
	無回答	1 1.2%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	1 0.9%
合計	83 100.0%	27 100.0%	110 100.0%	84 100.0%	15 100.0%	99 100.0%	▲1 0.0%	12 0.0%	11 0.0%	
平均以上—平均未満の差	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	18 1.7%	3 ▲1.7%	21 ▲8.1%	29 12.9%	3 ▲3.2%	32 ▲8.1%	▲11 ▲11.2%	0 1.6%	▲11 0.0%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 ▲1.0%	0 0.0%	0 ▲1.2%	▲3 ▲3.9%	0 0.0%	▲3 ▲3.6%	3 2.9%	0 0.0%	3 2.4%
	ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	2 ▲1.5%	31 ▲2.7%	33 6.2%	2 ▲1.9%	70 14.5%	72 20.2%	0 0.3%	▲39 ▲17.2%	▲39 ▲14.0%
	エ. 行政職員 (一般職員)	▲2 ▲6.1%	18 ▲2.3%	16 ▲1.1%	▲4 ▲8.4%	19 ▲12.4%	15 ▲5.0%	2 2.4%	▲1 10.2%	1 4.0%
	オ. 市町村長	1 0.6%	0 0.0%	1 0.1%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.4%	0 ▲0.3%	0 0.0%	0 ▲0.3%
	カ. その他	13 7.4%	8 6.6%	21 5.1%	7 0.5%	8 1.1%	15 ▲3.9%	6 7.0%	0 5.5%	6 9.0%
	無回答	▲1 ▲1.2%	0 0.0%	▲1 ▲0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	▲1 ▲1.2%	0 0.0%	▲1 ▲0.9%
合計	31 0.0%	60 0.0%	91 0.0%	32 0.0%	100 0.0%	132 0.0%	▲1 0.0%	▲40 0.0%	▲41 0.0%	

- ➔ 当該民児協の充足率が、全道の民児協の充足率の平均値よりも上回っている民児協については、前回調査と比べると町村では「ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）」が大きく減少し、「エ. 行政職員（一般職員）」は大きく増加した。
- ➔ 充足率による比較においては、前回調査と比べても大きな変化はない。

③欠員の有無とのクロス集計	今回 (N=311)			前回 (N=330)			差 (N=▲19)			
	市	町村	全道	市	町村	全道	市	町村	全道	
欠員なし	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	42 57.5%	5 5.9%	47 29.7%	62 57.9%	3 2.8%	65 30.2%	▲20 ▲0.4%	2 3.1%	▲18 ▲0.5%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	▲1 ▲0.9%	0 0.0%	▲1 ▲0.5%
	ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	9 12.3%	46 54.1%	55 34.8%	12 11.2%	72 66.7%	84 39.1%	▲3 1.1%	▲26 ▲12.5%	▲29 ▲4.3%
	エ. 行政職員 (一般職員)	7 9.6%	26 30.6%	33 20.9%	8 7.5%	24 22.2%	32 14.9%	▲1 2.1%	2 8.4%	1 6.0%
	オ. 市町村長	1 1.4%	0 0.0%	1 0.6%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.4%	0 0.0%	0 0.2%
	カ. その他	14 19.2%	8 9.4%	22 13.9%	23 21.5%	9 8.3%	32 14.9%	▲9 ▲2.3%	▲1 1.1%	▲10 ▲1.0%
	合計	73 100.0%	85 100.0%	158 100.0%	107 100.0%	108 100.0%	215 100.0%	▲34 0.0%	▲23 0.0%	▲57 0.0%
欠員あり	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	62 50.0%	2 6.9%	64 41.8%	41 44.1%	2 9.1%	43 37.4%	21 5.9%	0 0.0%	21 4.4%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	6 4.8%	0 0.0%	6 3.9%	4 4.3%	0 0.0%	4 3.5%	2 0.5%	0 ▲2.2%	2 0.4%
	ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	13 10.5%	15 51.7%	28 18.3%	12 12.9%	14 63.6%	26 22.6%	1 ▲2.4%	1 ▲11.9%	2 ▲4.3%
	エ. 行政職員 (一般職員)	17 13.7%	10 34.5%	27 17.6%	18 19.4%	5 22.7%	23 20.0%	▲1 ▲5.6%	5 11.8%	4 ▲2.4%
	オ. 市町村長	2 1.6%	0 0.0%	2 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.6%	0 0.0%	2 1.3%
	カ. その他	23 18.5%	2 6.9%	25 16.3%	18 19.4%	1 4.5%	19 16.5%	5 ▲0.8%	1 2.4%	6 ▲0.2%
	無回答	1 0.8%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	1 0.7%
合計	124 100.0%	29 100.0%	153 100.0%	93 100.0%	22 100.0%	115 100.0%	31 0.0%	7 0.0%	38 0.0%	
平均以上 平均未満の差	ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	▲20 7.5%	3 ▲1.0%	▲17 ▲12.1%	21 13.8%	1 ▲6.3%	22 ▲7.2%	▲41 ▲6.3%	2 3.1%	▲39 ▲4.9%
	イ. 行政職員以外の 民児協事務局	▲6 ▲4.8%	0 0.0%	▲6 ▲3.9%	▲3 ▲3.4%	0 0.0%	▲3 ▲3.0%	▲3 ▲1.4%	0 2.2%	▲3 ▲0.9%
	ウ. 行政職員(部課長 等の管理職員)	▲4 1.8%	31 2.4%	27 16.5%	0 ▲1.7%	58 3.1%	58 16.5%	▲4 3.5%	▲27 ▲0.6%	▲31 0.0%
	エ. 行政職員 (一般職員)	▲10 ▲4.1%	16 ▲3.9%	6 3.3%	▲10 ▲11.9%	19 ▲0.5%	9 ▲5.1%	0 7.70%	▲3 ▲3.4%	▲3 8.4%
	オ. 市町村長	▲1 ▲0.2%	0 0.0%	▲1 ▲0.7%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.5%	▲2 ▲1.2%	0 0.0%	▲2 ▲1.1%
	カ. その他	▲9 0.7%	6 2.5%	▲3 ▲2.4%	5 2.1%	8 3.8%	13 ▲1.6%	▲14 ▲1.5%	▲2 ▲1.3%	▲16 ▲0.8%
	無回答	▲1 ▲0.8%	0 0.0%	▲1 ▲0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	▲1 ▲0.8%	0 0.0%	▲1 ▲0.7%
合計	▲51 0.0%	56 0.0%	5 0.0%	14 0.0%	86 0.0%	100 0.0%	▲65 0.0%	▲30 0.0%	▲95 0.0%	

- ➔ 当該民児協において委員の欠員がない民児協については、前回調査と比べると、町村では「ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）」が大きく減少した。
- ➔ 当該民児協において委員の欠員がある民児協については、前回調査と比べると、町村では「ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）」が大きく減少し、「エ. 行政職員（一般職員）」は大きく増加した。
- ➔ 欠員の有無による比較においては、前回調査と比べても大きな変化はない。

4. 調査結果（改選準備時期）

設問1「退任確認時期」と設問5「候補者探し時期」のクロス

I 横集計

		問5. 候補者探し時期							合計
		ア. R6年 6月以前	イ. R6年 7～9月頃	ウ. R6年 10～12月頃	エ. R7年 1～3月頃	オ. R7年 4月以降	無回答		
問1. 退任確認時期	ア. R6年 6月以前	今回	29.4%	2.9%	64.7%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
		前回	88.9%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		差	▲59.5%	2.9%	53.6%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	イ. R6年 7～9月頃	今回	14.8%	33.3%	31.5%	18.5%	1.9%	0.0%	100.0%
		前回	15.0%	40.0%	30.0%	0.0%	15.0%	0.0%	100.0%
		差	▲0.2%	▲6.7%	1.5%	18.5%	▲13.1%	0.0%	0.0%
	ウ. R6年 10～12月頃	今回	5.6%	9.3%	36.4%	36.4%	10.3%	1.9%	100.0%
		前回	1.0%	1.0%	52.5%	38.4%	7.1%	0.0%	100.0%
		差	4.6%	8.3%	▲16.1%	▲2.0%	3.2%	1.9%	0.0%
	エ. R7年 1～3月頃	今回	6.7%	2.2%	2.2%	65.2%	23.6%	0.0%	100.0%
		前回	2.3%	1.5%	9.9%	51.9%	33.6%	0.8%	100.0%
		差	4.4%	0.7%	▲7.7%	13.3%	▲10.0%	▲0.8%	0.0%
	オ. R7年 4月以降	今回	7.1%	0.0%	7.1%	9.5%	76.2%	0.0%	100.0%
		前回	2.2%	1.1%	2.2%	5.6%	86.7%	2.2%	100.0%
		差	4.9%	▲1.1%	4.9%	3.9%	▲10.5%	▲2.2%	0.0%
	合計	今回 N=326	10.1%	9.5%	25.5%	34.4%	19.9%	0.6%	100.0%
		前回 N=349	4.9%	3.4%	21.2%	31.8%	37.8%	0.9%	100.0%
		差 N=▲23	5.2%	6.1%	4.3%	2.6%	▲17.9%	▲0.3%	0.0%

➔ 前回調査と比べ、市では「ア. 令和6年6月以前」、「イ. 令和6年7～9月頃」および「ウ. 令和6年10～12月頃」の3項目で増加傾向となり、候補者探しの時期を早めたことが明らかになった。町村においても「イ. 令和6年7～9月頃」、「ウ. 令和6年10～12月頃」および「エ. 令和7年1～3月頃」の回答が微増し、全道的にも改選の1年以上前に取り組む民児協が15.7ポイント増加した。

II 縦集計

			問5. 候補者探し時期						合計
			ア. R6年 6月以前	イ. R6年 7～9月頃	ウ. R6年 10～12月頃	エ. R7年 1～3月頃	オ. R7年 4月以降	無回答	
問1. 退任確認時期	ア. R6年 6月以前	今回	30.3%	3.2%	26.5%	0.9%	0.0%	0.0%	10.4%
		前回	47.1%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
		差	▲16.8%	3.2%	25.1%	0.9%	0.0%	0.0%	7.8%
	イ. R6年 7～9月頃	今回	24.2%	58.1%	20.5%	8.9%	1.5%	0.0%	16.6%
		前回	17.6%	66.7%	8.1%	0.0%	2.3%	0.0%	5.7%
		差	6.6%	▲8.6%	12.4%	8.9%	▲0.8%	0.0%	10.9%
	ウ. R6年 10～12月頃	今回	18.2%	32.3%	47.0%	34.8%	16.9%	100.0%	32.8%
		前回	5.9%	8.3%	70.3%	34.2%	5.3%	0.0%	28.4%
		差	12.3%	24.0%	▲23.3%	0.6%	11.6%	100.0%	4.4%
	エ. R7年 1～3月頃	今回	18.2%	6.5%	2.4%	51.8%	32.3%	0.0%	27.3%
		前回	17.6%	16.7%	17.6%	61.3%	33.3%	33.3%	37.5%
		差	0.6%	▲10.2%	▲15.2%	▲9.5%	▲1.0%	▲33.3%	▲10.2%
	オ. R7年 4月以降	今回	9.1%	0.0%	3.6%	3.6%	49.2%	0.0%	12.9%
		前回	11.8%	8.3%	2.7%	4.5%	59.1%	66.7%	25.8%
		差	▲2.7%	▲8.3%	0.9%	▲0.9%	▲9.9%	▲66.7%	▲12.9%
	合計	今回 N=326	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		前回 N=349	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		差 N=▲23	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

➔ 前回調査と同様に、退任確認時期と候補者探しの時期はおおむね同一時期であるが、退任確認時期は早まっている傾向がある。

5. 退任意向の委員に対する留任の働きかけ等

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

記載量 326民児協中89民児協が回答に対する理由を記載 回答率27.3%

I AIを使用した文章要約

1. **留任の働きかけ**：「出来る限り長く務めてほしい旨を伝えている。」というように、委員の留任を促すために、民児協会長等が退任理由や悩みを聴取し、問題解決に向けた話し合いを重視している。
2. **健康状態の確認**：「本人の健康状態の確認、意欲があり健康状態が活動に支障がなければ、地域を空白地帯にしないためにも続けて欲しいと働きかける。」等、健康面を考慮しつつ留任をお願いしている。
3. **後任者探しの協力**：「後任者探し時に、民児協会長と退任者が打合せを行い、期限を設け、決定した時に承諾書及び退任届を同時に提出している。」というように、後任者を見つけるための協力体制が整えられている。
4. **委員同士のコミュニケーション**：「委員同士の話し合いが一番大切と考えている。」と強調されており、委員間のコミュニケーションを通じて、留任を促進する環境を作ることが重要視されている。
5. **最終的な意思決定の尊重**：「会長が説得しますが最終的には本人の意思決定を尊重。」とあり、留任の働きかけを行いつつも、最終的には個々の意志を尊重する姿勢が示されている。

このように、地域の民生委員や児童委員の留任を促すための多角的なアプローチが取られており、健康状態や個々の事情を考慮しつつ、コミュニケーションを重視した活動が展開されている。

退任意向の委員に対する留任の働きかけ等の工夫については、以下の意見が多くあげられた。

- ①任期満了時は本人の意向を尊重している。
- ②留任してもらうように、行政職員が説得する。
- ③話し合いを増やす等、意向を事務局が常に把握する。
- ④委員同士の話し合いが一番大切と考えている。
- ⑤出来る限り長く務めてほしい旨を伝えている。
- ⑥基本的に本人が健康であれば再任を求める。
- ⑦退任理由の確認、理由解除等により留任要望をしている。
- ⑧一身上の都合で退任されるので、特に働きかけはしていない。
- ⑨話しを聞いて問題点を解決できるようにする。
- ⑩日頃の委員との話し合い相談等で対応している。

6. 委員候補者探しの工夫等

設問10 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください

記載量 326民児協中81民児協が回答に対する理由を記載 回答率24.8%

I AIを使用した文章要約

1. **民生委員の候補者探し**：町内会長や民児協役員が新任民生委員を探すために、個々に就任依頼を行い、活動内容や規程について説明を行うことが重要視されている。
2. **活動の重要性**：民生委員の活動を通じて地域住民との交流を深め、特に若い世代との関係構築が重視されている。学校のイベントへの参加も積極的に行われている。
3. **候補者探しの難しさ**：民生委員の欠員が続いており、候補者探しが困難な状況である。特に、任期直前での候補者探しは難しいため、早い対応が求められている。
4. **地域の特性に応じた人選**：地域の高齢者率や人口動態を考慮し、適正年齢の候補者を選定する必要がある。高齢化が進む中で、地域に合った人材を見つけることが課題である。
5. **情報共有と連携の強化**：自治会や関係団体との連携を強化し、民生委員の重要性を伝えることで、候補者探しの協力を得ることが目指されている。

このように、民生委員の活動は地域社会において重要な役割を果たしており、候補者の確保が急務であることが強調されています。

委員候補者探しの工夫等については、以下の意見が多くあげられた。

- ①他の委員にも同様にお願いしている。
- ②独自の説明資料で丁寧に説明している。
- ③活動の中で後任の事を考えている。
- ④退任予定の委員に候補者を探してもらう。
- ⑤自治会から民生委員に話があり、相談にのる。
- ⑥ボランティア活動を通じ常に候補者探しをする意識をしている。
- ⑦極力町内会などの行事に顔を出している。
- ⑧候補者への説得に行政職員の同行を求めている。
- ⑨改選時期間問わず候補者探しをしている。
- ⑩同じ会社や団体が多人数にならない様にする。

7. 新任民生委員児童委員の年齢制限についての意見

設問11 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い年齢基準とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 326民児協中113民児協が回答に対する理由を記載 回答率34.7%

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 現状のまま（基準を設けない）でよい 【回答数60(53.1%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の問題：年齢制限を設けることが、なり手不足を悪化させる可能性がある。特に高齢化が進む地域では、健康で意欲のある高齢者を委員に任命することが重要である。 2. 地域の実情：地域によっては、年齢制限を設けることで新任委員を設定できなくなる場合がある。 3. 健康状態の考慮：健康状態は個人差が大きいいため、年齢だけで判断するのは適切ではない。健康で活動できる人を優先すべきである。 4. 次世代への継承：現在の委員の功績を評価しつつ、次世代に経験を活かしてもらうための顧問制度の導入が望ましい。 5. 担い手不足の深刻さ：少子高齢化や企業の定年延長により、民生委員のなり手が不足している現状がある。
イ. 69歳未満にするべき 【回答数 7 (6.2%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員の任期について：委員としての活動は2期が望ましい。 2. 若年層の推奨：若い世代の選任が重要である。 3. 定年と活動の関係：再任の定年を考慮した場合の活動期間の短さが懸念である。
ウ. 72歳未満にするべき 【回答数 5 (4.4%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動の継続：72歳であれば再任で、もう1期務められる。 2. 年齢の問題：若い人材の確保が難しい。 3. 年齢制限の提案：新任に対して年齢制限を設けるべき。 4. 明確な基準の必要性：年齢制限の明確化が必要である。
エ. 75歳未満にするべき 【回答数29(25.7%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の必要性：体力や新しいことを覚える能力が求められるため、75歳未満にすべき。 2. 地域のニーズ：特に独居者のために、委員がどれだけ動けるかが重要であり、年齢だけでは判断できない。 3. 活動の差：委員の中には一生懸命に活動する人もいれば、そうでない人もいるため、年齢制限の設定は難しい。 4. 世代交代の重要性：年齢制限がないと世代交代が進まない可能性があるため、75歳未満の設定が望ましい。
オ. 78歳未満にするべき 【回答数 6 (5.3%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢化の進行：高齢化が進み、年金受給開始年齢の引き上げられたことで、退職後も働き続ける高齢者が増えているため。 2. 民生委員の人手不足：民生委員の職務を担う時間が取れないため、なり手が不足している。 3. 定年年齢の見直し：健康長寿が進み、現職の民生委員は75歳でも体力や気力があるので、定年を引き上げるべき。 4. 人材活用：元気な高齢者が増えているため、民生委員にふさわしい人材であれば年齢制限を設ける必要はない。

<p>カ. その他 【回答数6 (5.3%)】</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 高齢者の活躍の場：高齢化社会において、80歳未満の人々も活躍できる場が必要である。2. 新任者の基準：新任の場合は基準を設けないが、再任者を75歳未満とするなら、新任者も2期は務められる人にすべき。3. 委員のなり手不足：企業の定年が70歳に設定される中、委員のなり手不足が懸念されている。
---------------------------------	--

8. 再任民生委員児童委員の年齢制限についての意見

設問12 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 326民児協中134民児協が回答に対する理由を記載 回答率41.1%

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき 【回答数70(52.2%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. なり手不足の深刻化：民生委員の候補者が不足しているため。 2. 意欲の重視：年齢に関係なく意欲のある人が活動するべき。 3. 個人の健康状態の重視：年齢よりも個々の健康状態や意欲を重視するべき。 4. 地域特性の考慮：年齢制限を一律に設けるのではなく、地域ごとの状況に応じた柔軟な対応が良い。
イ. 69歳未満にするべき 【回答数0】	
ウ. 72歳未満にするべき 【回答数0】	
エ. 現状のまま（75歳未満）でよい 【回答数27(20.1%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の必要性：気力・体力が必要なため年齢制限を設けることが重要である。 2. 健康状況の把握：個人差が大きいのが、健康面での問題が中途退任につながる可能性がある。 3. 地域特性の考慮：地域の状況を考慮した年齢制限が良い。
オ. 78歳未満にするべき 【回答数12(9.0%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限について：年齢制限を撤廃しても良いが、健康面等の理由から一定の年齢制限は必要である。 2. 個人差の重要性：個人の能力に基づく判断が重要である。 3. 延長の可能性：健康かつ本人のやる気を確認した上で延長提案が良い。 4. 柔軟な対応：理想は、75歳定年を守るべきとしつつも、状況に応じ78歳まで可として良い。
カ. その他 【回答数25(18.7%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の延長：健康であれば年齢制限を延長しても良い。 2. 再任の条件：再任の場合、経験を生かせるために認めるべきですが、後任者がいない場合は体調を考慮し、1期のみ再任を認めるべき。 3. 社会貢献：社会貢献の意思は年齢に関係なく、80歳くらいまでも活動が可能。 4. 他者の判断：本人が活動できると思っているが、他者が厳しいと判断した場合は退任をお願いすべき。 5. なり手不足への対応：各地域の連合会民児協が決めることなく、健康で再任希望がある方には5年等、延長を可能とするべき。

9. 新任主任児童委員の年齢制限についての意見

設問13 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 326民児協中119民児協が回答に対する理由を記載 回答率36.5%

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき 【回答数60(50.4%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材確保：地域によっては子どもの数が減少しており、年齢制限があると人材確保が困難となる。 2. 個人の判断を尊重：委員の活動は個人の意欲に依存するため、年齢に関わらず続けられるようにすべき。 3. 高齢者の活用：高齢者でも意欲的な人が多く、蓄積されている経験を活かすべき。 4. 地域の実情に応じた運用：地域ごとの状況に応じて、年齢制限を設けずに柔軟に対応する必要がある。 5. 担い手不足の深刻化：少子高齢化が進む中で、民生委員や児童委員のなり手が不足しており、年齢制限を設けることは非現実的。
イ. 原則55歳未満にするべき 【回答数1 (0.8%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢のギャップ：母親世代との年齢歳が大きいと、子育てにギャップが出る。
ウ. 現状のまま（原則60歳未満）でよい 【回答数20(16.8%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 若い世代の必要性：年配の委員では幼児や学童の現状を把握しづらく、また、親世代とのギャップにより、コミュニケーションに問題が生じる場合もあるため、若い世代が望ましい。 2. 年齢差の影響：年齢差が大きいとコミュニケーションに問題が生じる可能性があるため、年齢に関する基準が必要とされています。 3. 地域の特性と年齢制限：地域の高齢化を考慮し、年齢制限を厳しくしすぎると活動に支障が出る。 4. 柔軟な運用の提案：原則を定めつつも、地域の実情に応じて柔軟に運用することが重要である。
エ. 原則65歳未満にするべき 【回答数29(24.4%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の見直し：原則60歳未満とすると選択肢が狭まる。 2. 民生委員との年齢制限の比較：民生委員と同様の基準適用が良い。 3. 候補者の現状：60歳未満とした場合、就労中の方が大半であり候補者不足となる。
オ. 原則75歳未満にするべき 【回答数7 (5.9%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢の課題：現在、60歳以上でも多くの人働いているため、主任児童委員の候補者が見つけにくい状況にある。 2. 高齢者の活躍：75歳でも元気で活動的な人が多く、年齢にこだわる必要はない。 3. 候補者の拡大：現役世代が見つからない現状を考慮する必要がある。
カ. その他 【回答数2 (1.7%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 80歳でも良い。

10. 再任主任児童委員の年齢制限についての意見

設問14 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 326民児協中116民児協が回答に対する理由を記載 回答率35.6%

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき 【回答数57(49.1%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の不必要性：年齢に関係なく活動できる人を求める。 2. 後任探しの難しさ：後任が見つからない現状を踏まえ、年齢制限を設けると人手不足が深刻化することが懸念される。 3. 個人の判断を尊重：年齢よりも意欲や健康状態を重視するべき。 4. 高齢者の活躍：高齢者が活動することの重要性がある。 5. 地域の状況を考慮：地域の特性を考慮した柔軟な対応が必要である。
イ. 原則55歳未満にするべき 【回答数0】	
ウ. 現状のまま（原則60歳未満）でよい 【回答数7（6.0%）】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 世代間のギャップ：高齢の場合、親世代や子どもたちの間にコミュニケーションの障壁が存在する。 2. 年齢差の重要性：教師と主任児童委員の年齢差が狭い方が良い。 3. 必要な制限と人材不足：子育て世代に近い年齢層が必要とされるが、実際には人材が不足している。
エ. 原則65歳未満にするべき 【回答数36(31.0%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の見直し：年齢制限の柔軟な適用が望ましい。 2. 経験値の重要性：経験豊富な委員は再任してほしい。 3. 候補者探しの難しさ：年齢制限を上げることで候補対象者が増える。 4. 子育て世代との関係：委員の年齢が相談のしやすさに影響する。
オ. 原則75歳未満にするべき 【回答数13(11.2%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経験の重要性：年齢よりも経験や意欲を重視すべき。 2. 年齢制限の合理性：民生委員と年齢制限を合わせることが適切である。 3. 活動意欲の重要性：年齢に関係なく意欲があれば活動が可能である。 4. 後任探しの困難：現役世代の成り手が見つからない現状から、年齢制限の緩和をすべき。
カ. その他 【回答数3（2.6%）】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 再任については、70歳未満が適切である。

11. 新任・再任主任児童委員の年齢制限についての意見

設問15 主任児童委員の地域の事情により60歳以上の者を認める際の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 326民児協中108民児協が回答に対する理由を記載 回答率33.1%

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき 【回答数56(51.9%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. なり手不足の現状：若年層も含め、民生委員児童委員や町内会役員のなり手がなかなか見つからない現状の中、年齢制限を設けるべきではない。 2. 再任の自由：再任の気力・体力があれば、退任は本人が決めるべきであり、継続できる時期まで延長して良い。 3. 自身の健康維持：健康維持のため、そして、人との交流があるので脳が元気になる。 4. 地域の実情：少子高齢化及び企業の定年延長等により年齢制限が困難となっている。 5. 候補者の拡大：担い手不足の観点から、間口を広くしたほうがよい。
イ. 原則60歳未満にするべき 【回答数1 (0.9%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年配の主任児童委員では学校等と話が合わないケースもある。
ウ. 現状のまま（原則65歳未満）でよい 【回答数31(28.7%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢による対応力：体力や応用力を考慮すると現状維持が適切である。 2. 年齢差の影響：支援対象者との年齢差が大きいと、コミュニケーションにおける誤解が生じる可能性があるため、学校現場の教師と年齢差が少ない方が良い。 3. 子育て世代との関係：子育て世代に近い年齢の方が受け入れやすく、相談しやすいと考えられる。 4. 地域特性の考慮：高齢者が多く担い手が少ない地域では、年齢制限を厳しくすることで更なる欠員を生む懸念があるため、柔軟な対応が必要である。
エ. 原則70歳未満にするべき 【回答数6 (5.6%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の引き上げ：新任65歳未満、再任70歳未満で良い。 2. 企業定年者の活用：保育や教育に関わり、定年した方に活動を続けてほしいため。
オ. 原則75歳未満にするべき 【回答数12(11.1%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年齢制限の見直し：主任児童委員から民生委員になるケースも多いので初めから75歳までとしても良いのでは。 2. 経験と意欲の重視：年齢よりも本人の経験値や意欲、能力を尊重すべき。 3. 人材不足の問題：民生委員を引き受ける人材が少なく、年齢制限を緩和する必要がある。
カ. その他 【回答数2 (1.9%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 校区、学校内から選出する取り決めに願う。 2. 民生委員の基準と同じでも、大きく支障があると感じない。

12. 再任民生委員の民生委員協議会出席率についての意見

設問16 審査基準では、「再任にあたっては、民生委員協議会（定例会）への出席率が概ね60%以上であること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 326民児協中121民児協が回答に対する理由を記載 回答率37.1%

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 出席率要件は撤廃するべき 【回答数48(39.7%)】	<ol style="list-style-type: none"> 出席率要件の見直し：出席率を重視することが委員の再任に影響を与える。 多様な事情の考慮：個々の委員の状況や事情を考慮する必要がある。 なり手不足の深刻さ：出席率要件が厳しいと、さらに委員が不足する恐れがある。 代替手段の提案：出席できない場合でもグループLINE等を用いた情報共有の方法があるため。 活動の実質：出席率が低くても、実際の活動が重要である。
イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい 【回答数54(44.6%)】	<ol style="list-style-type: none"> 出席の必要性：定例会は必要な情報伝達や意見交換の場であり、特別な事情がない限り出席すべき。 出席率の重要性：出席率が低いと民生委員としての自覚が希薄になり、活動に影響を及ぼす。 現実的な出席率：多くの委員が仕事を持っているため、60%の出席率が妥当とされている。 情報共有と研修の場：定例会は情報交換や研修の場であり、出席することで委員の資質向上が図られる。 出席率の維持と改善：出席率を高めるための努力が必要であり、60%以上の出席が望ましい。
ウ. 出席率要件は50%以上にすべき 【回答数7（5.8%）】	<ol style="list-style-type: none"> 出席率の見直し：地域性や職種を考慮して50%程度まで下げて良い。 社会的活躍：就労しながら委員活動を行う人も多いため、拘束を少し緩めても良いのではないかと。
エ. 出席率要件は40%以上にすべき 【回答数6（5.0%）】	<ol style="list-style-type: none"> 仕事との兼務：仕事を持つ人が増えているため。 日程調整の難しさ：職を持っている人にとって、日程調整が難しいことが多い。
オ. 出席率要件は30%以上にすべき 【回答数1（0.8%）】	<ol style="list-style-type: none"> 定例会の開催時間によって、出席できない委員(酪農業者、民間事業者等)もいるため出席率要件は定めない方がよいが、一定の基準は設けるべき。

<p>カ. その他 【回答数5 (4.1%)】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出席の重要性と例外：定例会への出席は重要であるが、仕事の都合で欠席する委員も地域の人々に信頼され、相談や支援に尽力している場合は認められるべきである。 2. 欠席理由の考慮：欠席の理由によっては、出席しないことが許容される場合がある。 3. 定例会の役割：定例会に参加することで、委員は悩みや疑問を解消し、一体感を持つことができる。 4. 出席率の問題：ボランティア活動であるため、出席率が低いことは問題視されるが、出席を促す一方で基準を設ける必要はない。 5. 総合的な評価：再任に際しては、他の委員との関わりや活動実績、貢献度を考慮し、定例会への出席だけでなく総合的に審査する必要がある。 6. 定例会の意義：活動費だけを受け取りに来る現状もあり、出席しない委員の姿勢に対する不満も表明されています。
---------------------------------	--

13. 民生委員の活動時間要件(週14時間)についての意見

設問17（時間的余裕） 審査基準では、「民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 326民児協中137民児協が回答に対する理由を記載 回答率42.0%

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 活動時間の要件は撤廃すべき 【回答数76(55.5%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動時間の柔軟性：地域の事情を考慮し、活動時間の要件を撤廃すべき。 2. なり手不足の問題：時間の制約がなり手不足を助長している。 3. ボランティア精神の尊重：強制的な時間要件はボランティア精神に反する。 4. 活動内容の重要性：活動の質が重要であり、時間の制約は不適切である。 5. 現実的な活動時間の設定：実際の生活状況に即した活動時間の設定が必要である。
イ. 現状のまま（14時間以上）でよい 【回答数14(10.2%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 時間の目安：厳密な時間設定は避けつつも、活動の目安は必要。 2. 活動の質の重要性：時間よりも活動の質が重視されるべき。 3. 活動の意義：活動ができない委員は地域にとってマイナスである。 4. 地域の実情把握：活動ができないことは地域のニーズを理解する上での障害になる。
ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更すべき 【回答数42(30.7%)】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動時間の見直し：現在の基準である1日2時間は長すぎるため。 2. なり手不足への対応：委員の負担を軽減しなければ、なり手不足が深刻化するため、活動時間の基準を現行の半分にする必要がある。 3. 高齢化となり手不足：高齢化やなり手不足が影響し、1日2時間の活動が困難である。 4. 仕事との両立：多くの委員が仕事を持っており、活動時間の調整が必要である。 5. 活動時間の柔軟性：条件を緩和することで人員確保が可能となり、活動が継続しやすくなる。
エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更すべき 【回答数4（2.9%）】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動時間の懸念：14時間以上の活動時間が設定されると、委員が減少する可能性がある。 2. 委員のペース：各委員が自分のペースで活動できることが望ましい。 3. 活動時間の認識：現在の14時間という認識を持つ委員はほとんどいないのではないかと。 4. 活動時間の説明不足：候補者探し時に活動時間についての説明が不足している。 5. 要件の緩和提案：現在の活動基準が厳しいため、特に働いている人や主婦にとっては大きな壁となっている。
オ. その他 【回答数1（0.7%）】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員から意見を聞いたことがない

14. 居住地に関する緩和・経過措置についての意見

設問18（経過措置の期限） 上記(3)その他の⑥は、①～⑤の要件を満たした場合であっても
 委嘱期間は3年を限度とすることを定めたものですが、このことに対する意見として、
 最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

記載量 326民児協中85民児協が回答に対する理由を記載 回答率26.1%

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 限度年数は撤廃すべき 【回答数18(21.2%)】	1. 委員の継続的な活動の重要性：地域に委員が見つからない中、他地域で委員が信頼を築いているため、制限による理由で退任してほしくない。 2. 要件の整備：①～⑤の要件が整っている場合は問題ない。 3. 担当地域外からの受け入れ：地域の高齢化や人口減少により適任者が見つからない場合、地域外の人でも活動に支障がなければ受け入れるべき。
イ. 現状のまま（3年を限度）でよい 【回答数37(43.5%)】	1. 任期の必要性：現在の3年の任期は、委員が活動を継続するために適切であり、長すぎる任期は引き受け手を減少させる可能性がある。 2. 活動の安定性：3年という区切りがあることで、委員は「頑張ろう」と意識しやすく、活動の形骸化を防ぐ効果がある。 3. 地域との関係：委員は地域に居住し、住民との信頼関係を保つことが重要であり、任期中に地域に住むことが望ましい。
ウ. 限度年数を6年（2期）に変更するべき 【回答数6（7.1%）】	1. 期間の短さ：3年は短い。 2. 地域特性の考慮：地域の事情を考慮すべき。
エ. その他 【回答数24(28.2%)】	1. 委員の居住条件：地域に根ざした委員が務めるべき。

15. なり手不足の課題や道民児連の取り組み等に対する意見

設問19 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。

記載量 349民児協中109民児協が回答に対する理由を記載 回答率33.4%

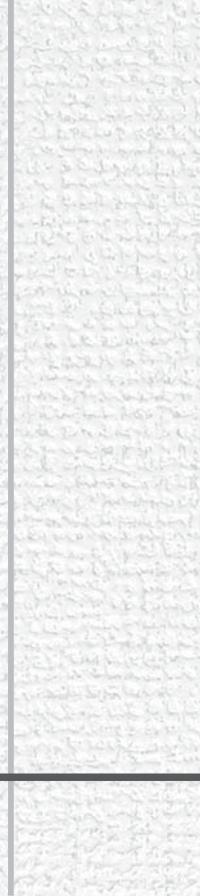
I AIを使用した文章要約

記述については、民生委員制度に関する問題提起と改善提案を中心にした意見が多く述べられており、以下に要約を示します。

1. **なり手不足の懸念**：民生委員の高齢化が進む中、若い人材の確保が急務である。
2. **PR活動の強化**：民生委員の認知度が低いため、広報活動を強化し、若者の関心を引く必要がある。
3. **制度の見直し**：時代に合わせた制度改革が必要であり、特にITの導入が必要である。
4. **地域の協力と情報共有**：地域間の連携を強化し、情報共有を促進することが重要である。
5. **研修とスキルアップの重要性**：委員のモチベーションを維持するために、研修の充実が求められる。

このように、民生委員制度の現状と課題、そして改善策についての意見が述べられています。特に、若い人材の確保や制度の見直し、地域の協力が強調されています。

調查票



No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査 調査票①【単位民児協用】

市町村	単位 民児協名
-----	------------

本調査は令和7年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握すること、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行い、北海道への参考意見を添えた情報提供を行います。

【調査票の回答方法について】

- ・設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：田中）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 TEL 011-261-2181 / E-mail ktanaka@dominjiren.or.jp
- ・提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②のいずれかにて回答をお願いいたします。

①郵送の場合

本調査票へ直接記入してください。

②Webサイトへのアップロードにて提出の場合

本調査票への記入ではなく、エクセル様式をご使用ください。様式は各市町村民児協事務局へダウンロード場所のご案内をしておりますので、お問い合わせいただき様式を取得ください。

【調査票の返送・提出】

調査票の記入が終わりしたら、7月31日(水)までに郵送またはWebサイトへのアップロードにて提出してください。

①郵送の場合

同封の返信用封筒により下記へご返送ください。なお、返信用封筒には本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

【回答後の提出先】
〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウエルビエデザイン《業務委託先》

②Webサイトへのアップロード（提出）の場合

エクセル様式内にアップロード（提出）先のURLを記載していただきますので、そちらへ入力・保存したエクセル様式のアップロードをお願いします。
なお、アップロードする際の留意事項につきましては、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえご提出願います。

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であり、任期が短いほど高い割合を示しています。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問 1 次回の一斉改選は令和7年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期(予定)について、最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問 2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ ）

設問 3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（ ）

設問 4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着しているなど、さまざまな原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和7年の次期一斉改選時に、75歳以上となる委員は2,670人（全体の28.4%）に上ることが明らかになっており、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（ _____ ）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくる中で特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくる中で特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（ _____ ）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ _____ ）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料やパンフレットがある
- イ. 独自の説明資料やパンフレットはない
- ウ. その他（ _____ ）

設問10 委員候補者探しに工夫していることがあればお書きください。※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、北海道が定める選任要領にもとづき、「北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針」（以下、「審査方針」）により定められています。この審査方針についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

審査方針では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

<p>ア 地区を担当する民生委員児童委員 新任の場合は基準を設けない。再任の場合は限り75歳未満の者とする。</p> <p>イ 主任児童委員 原則60歳未満の者とする。ただし、地域の事情により60歳未満の者の選出がどうしても困難な場合で止むを得ない事情と判断できる場合は、60歳以上の者も認める。その場合であっても、現に地域で児童福祉活動に携わるなど、今後の活動が期待できる原則65歳未満のものとする。</p>

（新任民生委員児童委員の年齢制限）

設問11 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 現状のまま（基準を設けない）でよい
- イ. 69歳未満にするべき
- ウ. 72歳未満にするべき
- エ. 75歳未満にするべき
- オ. 78歳未満にするべき
- カ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問11の回答の理由）

（再任民生委員児童委員の年齢制限）

設問12 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
- イ. 69歳未満にするべき
- ウ. 72歳未満にするべき
- エ. 現状のまま（75歳未満）でよい
- オ. 78歳未満にするべき
- カ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問12の回答の理由）

（新任主任児童委員の年齢制限）

設問13 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
- イ. 原則55歳未満にするべき
- ウ. 現状のまま（原則60歳未満）でよい
- エ. 原則65歳未満にするべき
- オ. 原則75歳未満にするべき
- カ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問13の回答の理由）

（再任主任児童委員の年齢制限）

設問14 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
- イ. 原則55歳未満にするべき
- ウ. 現状のまま（原則60歳未満）でよい
- エ. 原則65歳未満にするべき
- オ. 原則75歳未満にするべき
- カ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問14の回答の理由）

（新任・再任主任児童委員の年齢制限）

設問15 主任児童委員の地域の事情により60歳以上の者を認める際の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
- イ. 原則60歳未満にするべき
- ウ. 現状のまま（原則65歳未満）でよい
- エ. 原則70歳未満にするべき
- オ. 原則75歳未満にするべき
- カ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問15の回答の理由）

2 一般要件について

審査方針では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(定例会出席率)

設問16 審査基準では、「再任にあたっては、民生委員協議会（定例会）への出席率が概ね60%以上であること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア、出席率要件は撤廃するべき
- イ、現状のまま（出席率60%以上）でよい
- ウ、出席率要件は50%以上にすべき
- エ、出席率要件は40%以上にすべき
- オ、出席率要件は30%以上にすべき
- カ、その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問16の回答の理由)

(時間的余裕)

設問17 審査基準では、「民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア、活動時間の要件は撤廃すべき
- イ、現状のまま（14時間以上）でよい
- ウ、概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更するべき
- エ、概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更するべき
- オ、その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問17の回答の理由)

3 居住地に関する緩和・経過措置について

審査方針では、居住地に関するさまざまな一般要件を(3)その他で定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(3)その他

北海道民生委員児童委員選任要領第2の(4)ただし書きの「一定の条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。

- ①当該市町村に居住していること。
- ②地域の事情を知っているだけでなく、地域住民との交流が深く、信頼が厚いと認められること。
- ③現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。
- ④電話やフアックス等による相談連絡体制が確保されていること。
- ⑤市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保されていること。
- ⑥任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年が経過した日以降、最初の一斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当該民生委員・児童委員の任期中において引き続き当該地区に居住する民生委員・児童委員を確保するよう努めること。

(経過措置の期限)

設問18 上記(3)その他の⑥は、①～⑤の要件を満たした場合であっても委嘱期間は3年を限度とすることを定めたものですが、このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア、限度年数は撤廃すべき
- イ、現状のまま（3年を限度）でよい
- ウ、限度年数を6年（2期）に変更するべき
- エ、その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問18の回答の理由)

設問19

これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。
※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

令和6年度

民生委員児童委員の選任にかかる
実態と意向に関する調査報告書

【函館市の単位民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっている。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられているが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析している。近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であることに加え、任期が短いほど高い割合を示している。さらに、令和5年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,951人（全体の31.4%）に上り、2025年（令和7年）次期一斉改選においては、団塊の世代が漏れなく75歳に達し、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが予見される。

以上のような背景から、本調査は委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への参考意見を添えた情報提供を行う。

(2)調査対象

函館市内法定単位民生委員児童委員協議会 30民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和6年4月1日
- 調査機関 令和6年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。
その他、郵送の他に電子媒体による回答受付も行う。

(5)回収率

	対象	回答数	回収率
函館市	30	30	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって先行調査との相関性を担保することから、「令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書」及び「令和5年度市町村民児協基本調査」の委託事業者であった一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託した。なお、前回（令和3年度）同調査との比較を掲載。令和3年度データは、一斉改選年を起点として、令和3年を令和6年、令和4年を令和7年にそれぞれ読み替えて比較できるよう掲載。また、自由記述欄の分析は、株式会社ユーザーローカル社が提供するChatGPTと連動したAIテキストマイニングを用いて解析した結果を基に作成している。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 令和6年6月以前	1 3.3%	31 15.1%	0 0.0%	5 2.4%	1 3.3%	26 12.7%
イ. 令和6年7～9月頃	2 6.7%	43 21.0%	0 0.0%	15 7.2%	2 6.7%	28 13.8%
ウ. 令和6年10～12月頃	10 33.3%	64 31.2%	0 0.0%	66 31.6%	10 33.3%	▲2 ▲0.4%
エ. 令和7年1～3月頃	13 43.3%	48 23.4%	30 100.0%	75 35.9%	▲17 ▲56.7%	▲27 ▲12.5%
オ. 令和7年4月以降	4 13.3%	19 9.3%	0 0.0%	48 23.0%	4 13.3%	▲29 ▲13.7%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 令和6年6月以前」、「イ. 令和6年7～9月頃」および「ウ. 令和6年10～12月頃」がそれぞれ増加しており、退任の意向を確認する予定時期を早めている民児協が増えた。

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	25 83.3%	152 74.1%	0 0.0%	148 70.8%	25 83.3%	4 3.3%
イ. 行政職員以外の民児協 事務局	0 0.0%	11 5.4%	0 0.0%	9 4.3%	0 0.0%	2 1.1%
ウ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	2 6.7%	10 4.9%	0 0.0%	13 6.2%	2 6.7%	▲3 ▲1.3%
エ. 行政職員(一般職員)	3 10.0%	23 11.2%	30 100.0%	16 7.7%	▲27 ▲90.0%	7 3.60%
オ. 市町村長	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
カ. その他	0 0.0%	8 3.9%	0 0.0%	22 10.5%	0 0.0%	▲14 ▲6.6%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査では皆無だった「ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)」が83.3ポイント増加した。また、「エ. 行政職員(一般職員)」が90.0ポイント減少した。

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 特に留任の働きかけをしていない	2 6.7%	23 11.2%	4 13.3%	25 12.0%	▲2 ▲6.7%	▲2 ▲0.7%
イ. 民児協会長等役員 (連合会長等も含む)	26 86.7%	152 74.1%	25 83.3%	146 69.9%	1 3.3%	6 4.3%
ウ. 行政職員以外の民児協 事務局	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%
エ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	1 3.3%	8 3.9%	1 3.3%	10 4.8%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
オ. 行政職員(一般職員)	0 0.0%	13 6.3%	0 0.0%	12 5.7%	0 0.0%	1 0.6%
カ. 市町村長	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
キ. その他	1 3.3%	6 2.9%	0 0.0%	14 6.7%	1 3.3%	▲8 ▲3.8%
合 計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 特に留任の働きかけをしていない」は6.7ポイント減少した。
【その他の具体的な内容】町会長と民児協会長

設問4 留任に向けて工夫していること【自由記述】

記載量 30民児協中11民児協が回答 回答率36.7%

●**主な内容 AIを使用した文章要約**

- ・本人の退任の意向を重視している。
- ・退任理由が年齢上限以外であれば、本人と対話し、事情から継続の可否を検討し判断。
- ・健康で継続可能な人には留任依頼をする。
- ・民児協役員または推薦準備会へ相談。
- ・候補者を何人か依頼している。
- ・75歳未満の委員には、原則留任を求めている。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 令和6年6月以前	6 20.0%	31 15.1%	6 20.0%	14 6.7%	0 0.0%	17 8.4%
イ. 令和6年7～9月頃	1 3.3%	26 12.7%	2 6.7%	9 4.3%	▲1 ▲3.3%	17 8.4%
ウ. 令和6年10～12月頃	7 23.3%	61 29.8%	3 10.0%	57 27.3%	4 13.3%	4 2.5%
エ. 令和7年1～3月頃	7 23.3%	57 27.8%	14 46.7%	61 29.2%	▲7 ▲23.3%	▲4 ▲1.4%
オ. 令和7年4月以降	8 26.7%	28 13.7%	5 16.7%	65 31.1%	3 10.0%	▲37 ▲17.4%
無回答	1 3.3%	2 1.0%	0 0.0%	3 1.4%	1 3.3%	▲1 ▲0.5%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「エ. 令和7年1～3月頃」が23.3ポイント減少し、時期を早めた「ウ. 令和6年10～12月頃」が13.3ポイント増加、一方、時期が遅くなった「オ. 令和7年4月以降」は10.0ポイント増加した。

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	19 63.3%	84 41.0%	29 96.7%	77 36.8%	▲10 ▲33.3%	7 4.10%
イ. 民児協事務局	2 6.7%	22 10.7%	0 0.0%	21 10.0%	2 6.7%	1 0.7%
ウ. 行政	2 6.7%	66 32.2%	0 0.0%	64 30.6%	2 6.7%	2 1.6%
エ. その他	7 23.3%	33 16.1%	1 3.3%	47 22.5%	6 20.0%	▲14 ▲6.4%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」が33.3ポイント減少したが、前回同様他市との比較では割合が高い。
【その他の具体的な内容】町内会と民児協／各町内会長／退任する本人／各町会の推薦委員会

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	29 96.7%	184 89.8%	30 100.0%	189 90.4%	▲1 ▲3.3%	▲5 ▲0.7%
イ. 社会福祉協議会	0 0.0%	17 8.3%	0 0.0%	13 6.2%	0 0.0%	4 2.1%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	1 3.3%	3 1.5%	0 0.0%	2 1.0%	1 3.3%	1 0.5%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	2 6.7%	13 6.3%	0 0.0%	6 2.9%	2 6.7%	7 3.5%
オ. 教育関係機関	7 23.3%	5 2.4%	0 0.0%	13 6.2%	7 23.3%	▲8 ▲3.8%
カ. P T A関係者	5 16.7%	15 7.3%	1 3.3%	25 12.0%	4 13.3%	▲10 ▲4.6%
キ. 民間企業・事業者	0 0.0%	4 2.0%	0 0.0%	7 3.3%	0 0.0%	▲3 ▲1.4%
ク. 地域サークル	0 0.0%	14 6.8%	0 0.0%	17 8.1%	0 0.0%	▲3 ▲1.3%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	1 3.3%	12 5.9%	1 3.3%	12 5.7%	0 0.0%	0 0.1%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	4 13.3%	54 26.3%	1 3.3%	58 27.8%	3 10.0%	▲4 ▲1.4%
サ. その他	2 6.7%	19 9.3%	0 0.0%	19 9.1%	2 6.7%	0 0.2%

- ➡ 前回調査と比べ、「オ.教育関係機関」は23.3ポイント増加、次いで「カ.P T A関係者」が13.3ポイント増加した。これらは他市と比較しても割合が高い。
 【その他の具体的な内容】民児協／退任委員、現任委員の人のつながりで

設問8 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	20 66.7%	110 53.7%	28 93.3%	110 52.6%	▲8 ▲26.7%	0 1.0%
イ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	0 1.0%
ウ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	1 3.3%	22 10.7%	0 0.0%	24 11.5%	1 3.3%	▲2 ▲0.8%
エ. 行政職員 (一般職員)	1 3.3%	25 12.2%	0 0.0%	26 12.4%	1 3.3%	▲1 ▲0.2%
オ. 市町村長	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	2 1.0%
カ. その他	8 26.7%	38 18.5%	2 6.7%	42 20.1%	6 20.0%	▲4 ▲1.6%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）」は26.7ポイント減少した。
【その他の具体的な内容】町内会長・各町会長／推薦委員会・推薦準備会

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 独自の説明資料や パンフレットがある	3 10.0%	33 16.1%	30 100.0%	25 12.0%	▲27 ▲90.0%	8 4.1%
イ. 独自の説明資料や パンフレットはない	22 73.3%	159 77.6%	0 0.0%	173 82.8%	22 73.3%	▲14 ▲5.2%
ウ. その他	5 16.7%	12 5.9%	0 0.0%	11 5.3%	5 16.7%	1 0.6%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 独自の説明資料やパンフレットがある」は90.0ポイント減少し、
かわって「イ. 独自の説明資料やパンフレットはない」は73.3ポイント増加した。
【その他の具体的な内容】会長等が口頭説明／市連合民児連のパンフレット

設問10 候補者探しにあたって工夫していること【自由記述】

記載量 30民児協中13民児協が回答 回答率43.3%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・担当地域内や町会役員へ依頼し候補者の推薦をお願いしている。
- ・常になり手になれそうな人へ民生委員の啓発としてパンフレットの配布や声掛けをしている。
- ・町会役員、在宅福祉委員、その他町内を熟知している方に対する声掛け。
- ・民児協会長、副会長か推薦準備会へ相談。
- ・退任委員担当地区の住民名簿から適任者を探す。名簿の中から退任委員の意見を聞いて訪問している。
- ・民生委員経験者から候補者をお願いしてもらっている。
- ・退任委員が中心になって、自分の後継者を意識し準備会に推薦できる様日常から取り組んでいる。
- ・町会の役員会等で早い段階から説明を行ったり、定例会で委員へ周知してもらう。

III 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

設問11 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき*	4 13.3%	130 63.4%	7 23.3%	127 60.8%	▲3 ▲10.0%	3 2.6%
イ. 69歳未満にするべき	3 10.0%	11 5.4%	5 16.7%	19 9.1%	▲2 ▲6.7%	▲8 ▲3.7%
ウ. 72歳未満にするべき	2 6.7%	7 3.4%	3 10.0%	7 3.3%	▲1 ▲3.3%	0 0.1%
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	18 60.0%	40 19.5%	12 40.0%	42 20.1%	6 20.0%	▲2 ▲0.6%
オ. 78歳未満にするべき	3 10.0%	9 4.4%	2 6.7%	10 4.8%	1 3.3%	▲1 ▲0.4%
カ. その他	0 0.0%	6 2.9%	1 3.3%	3 1.4%	▲1 ▲3.3%	3 1.5%
無回答	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

*旭川を除く他市は、現状値が「基準を設けていない（上記アに該当）」である

➔ 前回調査と比べ、「ア. 年齢制限を撤廃するべき」が10.0ポイント減少し、「エ. 現状のまま（75歳未満）でよい」は20.0ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・年齢に関係なく働ける人、働けない人がいるので制限する必要はない。
イ. 69歳未満にするべき	・体力的にフットワークの軽い年令が望ましいと思われる。 ・なるべく長く委員を務めてほしい。
ウ. 72歳未満にするべき	・最低2期は、委員としてお願いが可能。
エ. 現状のまま（75歳未満）でよい	・高齢になってから新しい事を始めるには、リスクを伴う場合があるので、現状で良いのでは。 ・年齢制限は一考して欲しい。 ・ひとりひとり体力、能力が異なるので、75歳はそのままでもよい。 ・なり手確保のため入口を広くしておくため。 ・なり手がいない現状で年齢制限を上げても、一度委員になれば終生続けるような思いにさせてしまう。75歳未満でも高い年齢だと感じる。
オ. 78歳未満にするべき	・年齢的にもまだまだ活動できる。 ・本人に意欲があれば再任も良い。

設問12 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	8 26.7%	71 34.6%	8 26.7%	68 32.5%	0 0.0%	3 2.1%
イ. 69歳未満にするべき	1 3.3%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.4%	1 3.3%	▲2 ▲0.9%
ウ. 72歳未満にするべき	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	14 46.7%	85 41.5%	15 50.0%	110 52.6%	▲1 ▲3.3%	▲25 ▲11.2%
オ. 78歳未満にするべき	7 23.3%	22 10.7%	6 20.0%	22 10.5%	1 3.3%	0 ▲0.2%
カ. その他	0 0.0%	24 11.7%	1 3.3%	2 1.0%	▲1 ▲3.3%	22 10.8%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
合計	30 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

→ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 年齢制限を撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢に関係なく働ける人、働けない人がいる。 ・本人の体力を考慮して柔軟に対応してよい。 ・本人の意欲次第。 ・なり手不足のため。
イ. 69歳未満にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳になったら自由な時間を楽しんで頂きたい。
ウ. 72歳未満にするべき	
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・1期のみ延長も有り。 ・体力と健康次第。 ・なり手がいない現状で年齢制限を上げても、一度委員になれば終生続けるような思いにさせてしまう。75歳未満でも高い年齢だと感じる。
オ. 78歳未満にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢的にもまだまだ活動できる。 ・本人に意欲があれば再任も良い。

設問13 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	3 10.0%		7 23.3%		▲4 ▲13.3%	
イ. 原則50歳未満にするべき	1 3.3%		2 6.7%		▲1 ▲3.3%	
ウ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい	17 56.7%		12 40.0%		5 16.7%	
エ. 原則65歳未満にするべき	7 23.3%		6 20.0%		1 3.3%	
オ. 原則75歳未満にするべき	2 6.7%		2 6.7%		0 0.0%	
カ. その他	0 0.0%		1 3.3%		▲1 ▲3.3%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
合計	30 100.0%		30 100.0%		0 0.0%	

※前回調査時から基準が変更になっているため、斜線部分はデータが存在しない。

※旭川を除く他市は、現状値が「原則60歳未満」である。

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 年齢制限を撤廃するべき」が13.3ポイント減少し、「ウ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい」は16.7ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・ なり手がいない。
イ. 原則50歳未満にするべき	・ 中学生位の子がいる人が良い。
ウ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい	
エ. 原則65歳未満にするべき	・ 再任主任児童委員の年齢制限と同じでもよいのかと思っている。
オ. 原則75歳未満にするべき	・ 民生委員と一緒に基準が良いと思う(なり手不足のためもある)。

設問14 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	5 16.7%		7 23.3%		▲2 ▲6.7%	
イ. 原則50歳未満にするべき	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
ウ. 原則55歳未満にするべき	1 3.3%		3 10.0%		▲2 ▲6.7%	
エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい	19 63.3%		14 46.7%		5 16.7%	
オ. 原則75歳未満にするべき	5 16.7%		5 16.7%		0 0.0%	
カ. その他	0 0.0%		1 3.3%		▲1 ▲3.3%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
合計	30 100.0%		30 100.0%		0 0.0%	

※前回調査時から基準が変更になっているため、斜線部分はデータが存在しない。

※旭川を除く他市は、現状値が「原則60歳未満」である。

➔ 前回調査と比べ、「エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい」が16.7ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・継続の意思があれば、年齢制限は不要と思う。
イ. 原則50歳未満にするべき	
ウ. 原則55歳未満にするべき	
エ. 現状のまま(原則65歳未満)でよい	・主任児童委員の任期終了後、一般の民生委員へ就任して頂く方法を取っている。 ・民生児童委員と区別化を図るため。 ・現役世代(中高生のいる家庭)と世代間ギャップが大きくなる。
オ. 原則75歳未満にするべき	

2 一般要件について

設問15 居住年数【単一回答】

	今回N=30		前回N=30		差N=30	
	函館市	他市	函館市	他市	函館市	他市
ア. 居住年数要件は撤廃するべき	6 20.0%		7 23.3%	84 40.2%	▲1 ▲3.3%	
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	11 36.7%		13 43.3%	86 41.1%	▲2 ▲6.7%	
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	0 0.0%		0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	9 30.0%		6 20.0%	15 7.2%	3 10.0%	
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	3 10.0%		3 10.0%	15 7.2%	0 0.0%	
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	1 3.3%		1 3.3%	5 2.4%	0 0.0%	
キ. その他	0 0.0%		0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	
合計	30 100.0%		30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	

※今回調査より他市における調査項目を変更したため、斜線部分はデータが存在しない。

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 居住年数要件は撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> ・他市からの転入で実際に引き受けてくれた方がいたので社会福祉に関心があれば良い ・居住年数が1年未満であっても民生委員になったことにより、地域住民との係わりも生じ、地域に馴染むのも早くなるため。
イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度地域を知っている方が仕事をしやすいと思う。 ・5年以上になれば、その地域の特性、居住している人間性がある程度把握出来るので問題ない。
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・3年住めば、ある程度把握可能と思う。 ・地域の状況の把握には、人との交わりの得意、不得意があるので、居住年数はあまり関係ないと思うが、居住してすぐだと負担が大きい。 ・以前その地域に居住している時はこの限りではないとすべき。
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・最低2年以上の居住があれば周囲の状況が確認できる。 ・推薦準備会(町会主体)が違うだけで、隣の町会からの移転等もあり、ケースバイケースと思う。
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	

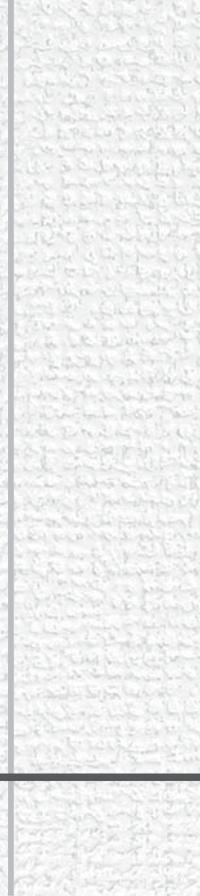
設問16 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

記載量 30民児協中12民児協が回答 回答率40.0%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・民生委員制度について：制度の必要性に疑問を持っている。
- ・なり手不足の深刻さ：「なり手不足問題は非常に重たい課題」とし、現在の民生委員定数を維持することが困難であることを強調している。
- ・高齢化の影響：「高齢化が進んでいることから後任を探すことがむずかしい状態」とし、高齢化が後任探しに影響を与えていることを示している。
- ・訪問活動の負担：「委員が最も負担に思うのは、訪問活動」とし、訪問活動に対する懸念やトラブルのリスクについて触れている。
- ・制度の見直しの必要性：「年齢制限について、早急な見直しを要望。」と述べ、民生委員制度のあり方や年齢制限の見直しが必要であると訴えている。

調查票



I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、近年の斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であり、任期が短いほど高い割合を示しています。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和7年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください【ひとつだけに○】
 ア. 令和6年6月以前
 イ. 令和6年7～9月頃
 ウ. 令和6年10～12月頃
 エ. 令和7年1～3月頃
 オ. 令和7年4月以降

設問2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ ）

設問3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（ ）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかると実態と意向に関する調査 調査票③【単位民児協用】

市町村	函館市	単位民児協名	
-----	-----	--------	--

本調査は令和7年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握すること、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も、北海道への参考意見を添えた情報提供を行います。

【調査票の回答方法について】

- ・設問にご不明な点がありましたら、道民見連（担当：田中）にお問い合わせください。
 北海道民生委員児童委員連盟 Ⅱ 011-261-2181 / E-mail k.tanaka@dominijiren.or.jp
- ・提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②のいずれかにて回答をお願いいたします。

①郵送の場合

本調査票へ直接記入してください。

②Webサイトへのアップロードにて提出の場合

本調査票への記入ではなく、エクセル様式をご使用ください。様式は市連合民児協事務局へダウンロード場所のご案内をしておりますので、お問い合わせいただき様式を取ってください。

【調査票の提出について】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日(水)までに郵送またはWebサイトへのアップロードにて提出ください。

①郵送の場合

同封の返信用封筒により下記へご返送ください。なお、返信用封筒には本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

【回答後の提出先】
 〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
 一般社団法人ウエルビージャザイン《業務委託先》

②Webサイトへのアップロード（提出）の場合

エクセル様式内にアップロード（提出）先のURLを記載していただきますので、そちらへ入力・保存したエクセル様式のアップロードをお願いします。
 なお、アップロードする際の留意事項につきましては、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえご提出願います。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざまな原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和7年の次期一斉改選時に、75歳以上となる委員は2,670人（全体の28.4%）に上ることが明らかになっており、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（ _____ ）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるのに特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（ _____ ）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部長長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ _____ ）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料やパンフレットがある
- イ. 独自の説明資料やパンフレットはない
- ウ. その他（ _____ ）

設問10 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会選任基準に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、函館市が定める選任要領にもとづき定められています。この選任基準についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

選任基準では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

ア 地区を担当する民生委員児童委員
 新任の場合は75歳未満。再任の場合は原則75歳未満。
イ 主任児童委員
 新任の場合は原則55歳未満。再任の場合は原則65歳未満。

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

設問11 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア、年齢制限を撤廃するべき
 - エ、現状のまま(75歳未満)でよい
 - イ、69歳未満にするべき
 - オ、78歳未満にするべき
 - ウ、72歳未満にするべき
 - カ、その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問11の回答の理由)

(新任民生委員児童委員の年齢制限)

設問12 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア、年齢制限を撤廃するべき
 - エ、現状のまま(75歳未満)でよい
 - イ、69歳未満にするべき
 - オ、78歳未満にするべき
 - ウ、72歳未満にするべき
 - カ、その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問12の回答の理由)

(新任主任児童委員の年齢制限)

設問13 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア、年齢制限を撤廃するべき
 - エ、原則65歳未満にするべき
 - イ、原則50歳未満にするべき
 - オ、原則75歳未満にするべき
 - ウ、現状のまま(原則55歳未満)でよい
 - カ、その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問13の回答の理由)

(再任主任児童委員の年齢制限)

設問14 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア、年齢制限を撤廃するべき
 - エ、原則65歳未満にするべき
 - イ、原則50歳未満にするべき
 - オ、原則75歳未満にするべき
 - ウ、原則55歳未満にするべき
 - カ、その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問14の回答の理由)

2 一般要件について

選任基準では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

設問15 選任基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に概ね5年以上居住していること」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア、居住年数要件は撤廃するべき
- オ、居住要件年数を2年以上にするべき
- イ、現状のまま(5年以上居住)でよい
- カ、居住要件年数を1年以上にするべき
- ウ、居住要件年数を4年以上にするべき
- キ、その他()
- エ、居住要件年数を3年以上にするべき

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問15の回答の理由)

--

(定例会出席率)

設問16 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

--

令和6年度

民生委員児童委員の選任にかかる
実態と意向に関する調査報告書

【旭川市の単位民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっている。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられているが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析している。近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であることに加え、任期が短いほど高い割合を示している。さらに、令和5年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,951人（全体の31.4%）に上り、2025年（令和7年）次期一斉改選においては、団塊の世代が漏れなく75歳に達し、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが予見される。

以上のような背景から、本調査は委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への参考意見を添えた情報提供を行う。

(2)調査対象

旭川市内法定単位民生委員児童委員協議会 34民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和6年4月1日
- 調査機関 令和6年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。
その他、郵送の他に電子媒体による回答受付も行う。

(5)回収率

	対象	回答数	回収率
旭川市	34	34	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって先行調査との相関性を担保することから、「令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書」及び「令和5年度市町村民児協基本調査」の委託事業者であった一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託した。なお、前回（令和3年度）同調査との比較を掲載。令和3年度データは、一斉改選年を起点として、令和3年を令和6年、令和4年を令和7年にそれぞれ読み替えて比較できるよう掲載。また、自由記述欄の分析は、株式会社ユーザーローカル社が提供するChatGPTと連動したAIテキストマイニングを用いて解析した結果を基に作成している。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 令和6年6月以前	0 0.0%	31 15.1%	0 0.0%	5 2.4%	0 0.0%	26 12.7%
イ. 令和6年7～9月頃	8 23.5%	43 21.0%	3 8.8%	15 7.2%	5 14.7%	28 13.8%
ウ. 令和6年10～12月頃	16 47.1%	64 31.2%	10 29.4%	66 31.6%	6 17.6%	▲2 ▲0.4%
エ. 令和7年1～3月頃	8 23.5%	48 23.4%	16 47.1%	75 35.9%	▲8 ▲23.5%	▲27 ▲12.5%
オ. 令和7年4月以降	2 5.9%	19 9.3%	5 14.7%	48 23.0%	▲3 ▲8.8%	▲29 ▲13.7%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「イ. 令和6年7～9月頃」および「ウ. 令和6年10～12月頃」がそれぞれ増加しており、退任の意向を確認する予定時期を早めている民児協が増えた。

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	34 100.0%	152 74.1%	32 94.1%	148 70.8%	2 5.9%	4 3.3%
イ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	11 5.4%	0 0.0%	9 4.3%	0 0.0%	2 1.1%
ウ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	0 0.0%	10 4.9%	0 0.0%	13 6.2%	0 0.0%	▲3 ▲1.3%
エ. 行政職員（一般職員）	0 0.0%	23 11.2%	0 0.0%	16 7.7%	0 0.0%	7 3.6%
オ. 市町村長	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
カ. その他	0 0.0%	8 3.9%	2 5.9%	22 10.5%	▲2 ▲5.9%	▲14 ▲6.6%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)」が増加し、100.0%となった。

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 特に留任の働きかけをしていない	2 5.9%	23 11.2%	4 11.8%	25 12.0%	▲2 ▲5.9%	▲2 ▲0.7%
イ. 民児協会長等役員 (連合会長等も含む)	32 94.1%	152 74.1%	29 85.3%	146 69.9%	3 8.8%	6 4.3%
ウ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%
エ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	0 0.0%	8 3.9%	0 0.0%	10 4.8%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
オ. 行政職員(一般職員)	0 0.0%	13 6.3%	0 0.0%	12 5.7%	0 0.0%	1 0.6%
カ. 市町村長	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
キ. その他	0 0.0%	6 2.9%	1 2.9%	14 6.7%	▲1 ▲2.9%	▲8 ▲3.8%
合 計	34 100.0%	205 100.0%	30 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 特に留任の働きかけをしていない」は5.9ポイント減少した。

設問4 留任に向けて工夫していること【自由記述】

記載量 34民児協中10民児協が回答 回答率29.4%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・ 退任理由を聞き、会長、副会長が継続できる方向性について協議する。
- ・ 理由を詳しく聞き、解決方法を検討する。
- ・ 本人の継続意思があればお願いする。その他の場合は早めに後任探し(会長及び本人)をする。
- ・ 定例会において、折を見て一斉改選の話をしながら「今後の留任、退任の件で相談にのります」と言っている。
- ・ 介護理由での退任の場合、忙しい事は承知の上で介護に専念した時どこで息抜きするの？民生委員同士の語り合いやアドバイスがもらえ、再考してもらい、留任した例もある。
- ・ 事情を聞きとり、留任に向けて課題・不安点を聞き取る。出来る限り留任をすすめ後任者のあてを確認。定年の方については、この限りではない。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 令和6年6月以前	3 8.8%	31 15.1%	2 5.9%	14 6.7%	1 2.9%	17 8.4%
イ. 令和6年7～9月頃	2 5.9%	26 12.7%	0 0.0%	9 4.3%	2 5.9%	17 8.4%
ウ. 令和6年10～12月頃	7 20.6%	61 29.8%	6 17.6%	57 27.3%	1 2.9%	4 2.5%
エ. 令和7年1～3月頃	14 41.2%	57 27.8%	11 32.4%	61 29.2%	3 8.8%	▲4 ▲1.4%
オ. 令和7年4月以降	8 23.5%	28 13.7%	15 44.1%	65 31.1%	▲7 ▲20.6%	▲37 ▲17.4%
無回答	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	▲1 ▲0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「オ. 令和7年4月以降」が20.6ポイント減少し、それ以前に取り組む項目がそれぞれ増加した。

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	27 79.4%	84 41.0%	23 67.6%	77 36.8%	4 11.8%	7 4.1%
イ. 民児協事務局	0 0.0%	22 10.7%	0 0.0%	21 10.0%	0 0.0%	1 0.7%
ウ. 行政	1 2.9%	66 32.2%	0 0.0%	64 30.6%	1 2.9%	2 1.6%
エ. その他	6 17.6%	33 16.1%	11 32.4%	47 22.5%	▲5 ▲14.7%	▲14 ▲6.4%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 民児協会長等役員(連合会長も含む)」が11.8ポイント増加した。
【その他の具体的な内容】当地域の市民委員会(町内会連合会)／民児協(現委員・会長・役員)町内会長／地区社協等／町内会等地域

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）	33 97.1%	184 89.8%	34 100.0%	189 90.4%	▲1 ▲2.9%	▲5 ▲0.7%
イ. 社会福祉協議会	12 35.3%	17 8.3%	15 44.1%	13 6.2%	▲3 ▲8.8%	4 2.1%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	0 0.0%	3 1.5%	1 2.9%	2 1.0%	▲1 ▲2.9%	1 0.5%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	1 2.9%	13 6.3%	5 14.7%	6 2.9%	▲4 ▲11.8%	7 3.5%
オ. 教育関係機関	1 2.9%	5 2.4%	3 8.8%	13 6.2%	▲2 ▲5.9%	▲8 ▲3.8%
カ. PTA関係者	3 8.8%	15 7.3%	6 17.6%	25 12.0%	▲3 ▲8.8%	▲10 ▲4.6%
キ. 民間企業・事業者	0 0.0%	4 2.0%	1 2.9%	7 3.3%	▲1 ▲2.9%	▲3 ▲1.4%
ク. 地域サークル	2 5.9%	14 6.8%	3 8.8%	17 8.1%	▲1 ▲2.9%	▲3 ▲1.3%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	0 0.0%	12 5.9%	0 0.0%	12 5.7%	0 0.0%	0 0.1%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	9 26.5%	54 26.3%	8 23.5%	58 27.8%	1 2.9%	▲4 ▲1.4%
サ. その他	1 2.9%	19 9.3%	2 5.9%	19 9.1%	▲1 ▲2.9%	0 0.2%

➡ 前回調査と比べ、ほとんどの項目が微減となった。

【その他の具体的な内容】 市民委員会

設問8 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 民児協会長等役員 (連合会長も含む)	30 88.2%	110 53.7%	29 85.3%	110 52.6%	1 2.9%	0 1.0%
イ. 行政職員以外の 民児協事務局	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	0 0.1%
ウ. 行政職員 (部課長等の管理職員)	0 0.0%	22 10.7%	0 0.0%	24 11.5%	0 0.0%	▲2 ▲0.8%
エ. 行政職員 (一般職員)	0 0.0%	25 12.2%	0 0.0%	26 12.4%	0 0.0%	▲1 ▲0.2%
オ. 市町村長	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	2 1.0%
カ. その他	4 11.8%	38 18.5%	5 14.7%	42 20.1%	▲1 ▲2.9%	▲4 ▲1.6%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【その他の具体的な内容】民児協会長／現委員／町内会長等／推薦地域

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 独自の説明資料や パンフレットがある	8 23.5%	33 16.1%	9 26.5%	25 12.0%	▲1 ▲2.9%	8 4.1%
イ. 独自の説明資料や パンフレットはない	24 70.6%	159 77.6%	25 73.5%	173 82.8%	▲1 ▲2.9%	▲14 ▲5.2%
ウ. その他	2 5.9%	12 5.9%	0 0.0%	11 5.3%	2 5.9%	1 0.6%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【その他の具体的な内容】道民児連のパンフレット／検討中

設問10 候補者探しにあたって工夫していること【自由記述】

記載量 34民児協中9民児協が回答 回答率26.5%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・委員全員で候補者を探し、会長含め数人で訪問し協力を依頼する。
- ・三役には令和6年4月の段階で名簿を渡し、少しずつ候補者探しを進めている。
- ・退任委員と地区会長が、担当地区の町内会長と相談し推薦をいただいたうえで、地区会長が候補者を訪問し、業務内容などを説明している。
- ・早い段階で候補者探しを行い、会長(役員も含め)が本人と面談を実施する。
- ・留任をお願いした委員には、町内会長等に次回の改選期に後任を推薦してもらうよう依頼をしている。
- ・町内会長、市民委員会の役員に対し、会議の折に一斉改選のことを話し、協力を求めている。
- ・地区市民委員会役員会(町内会長も集まる)での依頼。
- ・退任予定の委員は、後任者を見つける努力をすること、また、町内会長や役員とも相談し、適任者を早期に見つけるよう定例会でも話をする。

III 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

1 年齢制限について

設問11 新任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 年齢制限を撤廃すべき※	5 14.7%	130 63.4%	3 8.8%	127 60.8%	2 5.9%	3 2.6%
イ. 69歳未満にするべき	2 5.9%	11 5.4%	2 5.9%	19 9.1%	0 0.0%	▲8 ▲3.7%
ウ. 現状のまま(72歳未満)でよい	20 58.8%	7 3.4%	21 61.8%	7 3.3%	▲1 ▲2.9%	0 0.1%
エ. 75歳未満にするべき	5 14.7%	40 19.5%	4 11.8%	42 20.1%	1 2.9%	▲2 ▲0.6%
オ. 78歳未満にするべき	2 5.9%	9 4.4%	4 11.8%	10 4.8%	▲2 ▲5.9%	▲1 ▲0.4%
カ. その他	0 0.0%	6 2.9%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	3 1.5%
無回答	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

※函館を除く他市は、現状値が「基準を設けてない（上記アに該当）」である

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃すべき	・ なり手不足の為、気力体力のある方であれば年齢制限を撤廃しなければ、現状の維持は困難になる。
イ. 69歳未満にするべき	・ 72歳で新任の場合、次の一斉改選で定年となってしまうので。 ・ 70歳以上になると新しいことを覚えるのに苦労するのと、高齢者が高齢者を見る形になり好ましいと思えない。
ウ. 現状のまま(72歳未満)でよい	・ 高齢になると覚える事が多くて、満足な活動ができない。 ・ 体力や気力等を考慮すれば、妥当。 ・ 最低でも2期は経験して欲しい。
エ. 75歳未満にするべき	・ 年齢制限を広げることで、少しでも委員選出の可能性を高めたい。 ・ 現在のなり手不足の状況からみて引き上げるべき。
オ. 78歳未満にするべき	

設問12 再任民生委員児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7 20.6%	71 34.6%	5 14.7%	68 32.5%	2 5.9%	3 2.1%
イ. 69歳未満にするべき	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
ウ. 72歳未満にするべき	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.4%	0 0.0%	▲2 ▲0.9%
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	22 64.7%	85 41.5%	19 55.9%	110 52.6%	3 8.8%	▲25 ▲11.2%
オ. 78歳未満にするべき	5 14.7%	22 10.7%	10 29.4%	22 10.5%	▲5 ▲14.7%	0 0.2%
カ. その他	0 0.0%	24 11.7%	0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	22 10.8%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「オ. 78歳未満にするべき」が14.7ポイント減少した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・年齢で区切らず、委員継続についての判断を本人に任せても良いのではないか(年齢で一律に区切らなくてもよい)。
イ. 69歳未満にするべき	
ウ. 72歳未満にするべき	
エ. 現状のまま(75歳未満)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・健康面の問題もあり、留任してほしい人には理由書をつけて継続してもらうと良い。 ・例外は認めない方が良い。体力的、能力的に個人差はあるが、年齢による低下はみられるので、地域の方のお世話をする側にいつまでもいるのはおかしいと思う。また、78歳あたりから、退任するというを受け入れられなくなる委員もいるので、定年ははっきりしているべきだと思う。 ・年齢制限がなくなれば、世代交替ができなく、先々活動に支障が生じると想像される。 ・特別に再任が必要と認めた者のみ、再任を考えることとする。 ・今まで積み重ねた経験から担当地区をフォローするのは良いと思うが、延長はなしの方がよい。
オ. 78歳未満にするべき	・欠員が増す事を想定し、少し引き上げ。但し不適格者発生の場合も考慮し78歳が妥当と思う。

設問13 新任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	5 14.7%		5 14.7%		0 0.0%	
イ. 原則60歳未満にするべき	2 5.9%		0 0.0%		2 5.9%	
ウ. 原則65歳未満にするべき	1 2.9%		1 2.9%		0 0.0%	
エ. 現状のまま(原則72歳未満)でよい	20 58.8%		16 47.1%		4 11.8%	
オ. 原則75歳未満にするべき	6 17.6%		9 26.5%		▲3 ▲8.8%	
カ. その他	0 0.0%		3 8.8%		▲3 ▲8.8%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
合計	34 100.0%		34 100.0%		0 0.0%	

※前回調査時から基準が変更になっているため、斜線部分はデータが存在しない。

※函館を除く他市は、現状値が「原則60歳未満」である。

➔ 前回調査と比べ、「エ. 現状のまま（原則72歳未満）でよい」は11.8ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき	・ 民生委員児童委員として同列の活動にすべき。
イ. 原則60歳未満にするべき	・ 子どもの親に近い年齢が良いのではないかと思う。 ・ 学校や幼稚園など子供のことに関しての活動が多いため、若い人の方が、現在のことをキャッチしやすい。
ウ. 原則65歳未満にするべき	・ 今期から75歳未満に引き上げられたが、子育て中の保護者と感覚のギャップがあるので、少しでも年齢が近い方が良いと思う。後任を若い方をお願いすることを想定した場合、高齢になってからでは候補者を探せない。
エ. 現状のまま(原則55歳未満)でよい	・ 体力や気力等を考慮すれば、妥当。
オ. 原則75歳未満にするべき	

設問14 再任主任児童委員の年齢制限【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 年齢制限を撤廃するべき	7 20.6%		7 20.6%		0 0.0%	
イ. 原則65歳未満にするべき	4 11.8%		0 0.0%		4 11.8%	
ウ. 原則72歳未満にするべき	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
エ. 現状のまま(原則75歳未満)でよい	19 55.9%		13 38.2%		6 17.6%	
オ. 原則78歳未満にするべき	4 11.8%		10 29.4%		▲6 ▲17.6%	
カ. その他	0 0.0%		4 11.8%		▲4 ▲11.8%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%	
合計	34 100.0%		34 100.0%		0 0.0%	

※前回調査時から基準が変更になっているため、斜線部分はデータが存在しない。

※函館を除く他市は、現状値が「原則60歳未満」である。

→ 「エ. 現状のまま（原則75歳未満）でよい」が半数以上の55.9ポイントを占めている。

【回答の理由】

回答項目	主な理由（AIを使用した文章要約）
ア. 年齢制限を撤廃するべき	
イ. 原則65歳未満にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になってから務める委員ではないと思う。 ・なるべく若い人にバトンタッチして更に子どものことについて意識して欲しい。
ウ. 原則72歳未満にするべき	
エ. 現状のまま(原則75歳未満)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの立場、親の立場を理解できる限界はあると思う。良い相談相手になるには年齢の制限も必要。
オ. 原則78歳未満にするべき	

2 一般要件について

設問15 居住年数【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 居住年数要件は撤廃するべき	11 32.4%		5 14.7%	84 40.2%	6 17.6%	
イ. 現状のまま(5年以上居住)でよい	15 44.1%		21 61.8%	86 41.1%	▲6 ▲17.6%	
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	0 0.0%		0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	4 11.8%		7 20.6%	15 7.2%	▲3 ▲8.8%	
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	4 11.8%		1 2.9%	15 7.2%	3 8.8%	
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	0 0.0%		0 0.0%	5 2.4%	0 0.0%	
キ. その他	0 0.0%		0 0.0%	2 1.0%	0 0.0%	
無回答	0 0.0%		0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	
合計	34 100.0%		34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	

※今回調査より他市における調査項目を変更したため、斜線部分はデータが存在しない。

➔ 前回調査と比べ「ア. 居住年数要件は撤廃するべき」は17.6ポイント増加し、「イ. 現状のまま(5年以上居住)でよい」は17.6ポイント減少した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 居住年数要件は撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> ・町内、市民委員会等役員のなり手がいない中、居住年数は撤廃すべき。 ・なり手不足の中、自分の町内以外の区域を担当。担当区域が複数の町内会にまたがる。1町内会が複数の委員分かれている等もあり、状況の把握が十分とは云えない場合もある。 ・他の地域で経験がある場合等、採用調査を取り入れる等し、撤廃により幅を広げるべきと考える。
イ. 現状のまま(5年以上居住)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上在住であれば、それなりに地域のことを理解し、また交流もある中で、活動が出来た方が見守られる側も安心。
ウ. 居住要件年数を4年以上にするべき	
エ. 居住要件年数を3年以上にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度地域の実情等を知った人が担当することが活動しやすく、3年程度あれば地域からの知名度も上がっていると考えられる。 ・年数に関係なく、地域に関心を持っていれば3年で充分だと思える。
オ. 居住要件年数を2年以上にするべき	<ul style="list-style-type: none"> ・2年あれば地域の実情が把握できると思う。 ・5年は長いです。地域に馴染んでいる方なら2年くらいで良い。
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	

設問16 定例会出席率【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 出席率要件は撤廃するべき	2 5.9%	39 19.0%	4 11.8%	36 17.2%	▲2 ▲5.9%	3 1.8%
イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい	30 88.2%	145 70.7%	29 85.3%	153 73.2%	1 2.9%	▲8 ▲2.5%
ウ. 出席率要件は50%以上にすべき	1 2.9%	15 7.3%	0 0.0%	15 7.2%	1 2.9%	0 0.1%
エ. 出席率要件は40%以上にすべき	0 0.0%	2 1.0%	1 2.9%	0 0.0%	▲1 ▲2.9%	2 1.0%
オ. 出席率要件は30%以上にすべき	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	1 2.9%	▲1 ▲0.5%
カ. その他	0 0.0%	4 2.0%	0 0.0%	4 1.9%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

→ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 出席率要件は撤廃するべき	
イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、他の委員の取組みについての話を聞くなど、情報交換の場なので、最低60%、80%でも良いぐらいと考える。 ・出席率で活動を云々すべきではないと思う。 ・ある程度定例会に出席し、委員同士のつながりや、協議会の活動方針を理解するには、現状が妥当。 ・欠席ばかりでは、仕事の伝達もできない。 ・定例会が地区の委員の意識統一、情報交換・共有を図る場所として有効と考えている。
ウ. 出席率要件は50%以上にすべき	
エ. 出席率要件は40%以上にすべき	
オ. 出席率要件は30%以上にすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事で出席できない委員(特に若い世代)は退職後に期待しているため、出席率60%以上は厳しい要件である。
カ. 居住要件年数を1年以上にするべき	

設問17 時間的余裕【単一回答】

	今回N=34		前回N=34		差N=34	
	旭川市	他市	旭川市	他市	旭川市	他市
ア. 活動時間の要件は撤廃するべき	13 38.2%	114 55.6%	15 44.1%	118 56.5%	▲2 ▲5.9%	▲4 ▲0.8%
イ. 現状のまま(14時間以上)でよい	9 26.5%	48 23.4%	13 38.2%	61 29.2%	▲4 ▲11.8%	▲13 ▲5.8%
ウ. 概ね週7時間以上(1日あたり1時間)に変更するべき	6 17.6%	39 19.0%	5 14.7%	20 9.6%	1 2.9%	19 9.5%
エ. 概ね週4時間以上(1日あたり30分程度)に変更するべき	6 17.6%	3 1.5%	1 2.9%	9 4.3%	5 14.7%	▲6 ▲2.8%
オ. その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	▲1 ▲0.5%
無回答	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%
合計	34 100.0%	205 100.0%	34 100.0%	209 100.0%	0 0.0%	▲4 0.0%

➔ 前回調査と比べ「イ. 現状のまま(14時間以上)でよい」は11.8ポイント減少し、「エ. 概ね週4時間以上(1日あたり30分程度)に変更するべき」は14.7ポイント増加した。

【回答の理由】

回答項目	主な理由 (AIを使用した文章要約)
ア. 出席率要件は撤廃するべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたり2時間はボランティアには少しきついと思う。 ・ 活動時間で縛るのは前時代的で委員としての品格を軽視していると思う。 ・ 相談内容で変化するので、活動時間を気にしながら活動していない。 ・ 必要な時に、それに応じて活動できればよいのではないだろうか。
イ. 現状のまま(出席率60%以上)でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選任する上で、活動時間の目安は必要であるが地域の実態から、あくまで目安であることを認識して行動。
ウ. 出席率要件は50%以上にすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事をしている委員にとって1日2時間は厳しい。 ・ 1日あたり1時間だと仕事をしている委員も無理なく活動できる時間だと思う。
エ. 出席率要件は40%以上にすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤廃は乱暴だと思いますが、委員さんの空いている時間で活動をお願いしているため。 ・ 個人差はあると思うが、最低でも週4時間は確保できる方が望ましいと思う。 ・ 現職の方に14時間以上を求めるのは厳しいと思う。

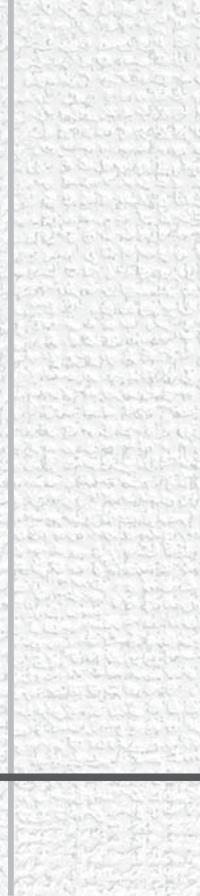
設問18 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

記載量 34民児協中17民児協が回答 回答率50.0%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・情報収集の難しさ：教員や市職員の退職者情報が得られない現状があり、民生委員のなり手不足が深刻化している。
- ・活動の硬直化：現在の民生委員活動は、行政の指導下であり、活動報告や研修参加が半強制的で、楽しい活動でなければ人が集まらない。
- ・地域活動の衰退：町内会活動の衰退や個人情報保護法の影響で世帯調査が難しくなり、民生委員法に則った活動が求められる中で、なり手を依頼することが難しい。
- ・行政の役割と責任：後任探しは個人の努力に依存しているが、行政が組織的に民生委員を探す仕組みを作ることが急務である。
- ・若い世代の参加促進：高齢化が進む中で、若い世代が活動しやすい方法を模索し、地域の役員や民生委員が新しい人材を積極的に探す必要がある。

調查票



No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかると意向に関する調査 調査票④【単位民児協用】

市町村	旭川市	単位 民児協名	
-----	-----	------------	--

本調査は令和7年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握すること、委員候補者の発掘や、選任意向のある委員への留任の働きかけの手法等々を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行い、北海道への参考意見を添えた情報提供を行います。

【調査票の回答方法について】

- ・ 設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：田中）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 lin 011-261-2181 / E-mail k.tanaka@dominijiren.or.jp
- ・ 提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②のいずれかかにて回答をお願いいたします。

① 郵送の場合

本調査票へ直接記入してください。

② Webサイトへのアップロードにて提出の場合

本調査票への記入ではなく、エクセル様式をご使用ください。様式は市連合民児協事務局へダウンロード場所のご案内をしておりますので、お問い合わせいただきましたき様式を取得ください。

【調査票の提出について】

調査票の記入が終わりましたら、7月31日(水)までに郵送またはWebサイトへのアップロードにて提出ください。

① 郵送の場合

同封の返信用封筒により下記へご返送ください。なお、返信用封筒には本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

【回答後の提出先】 〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウエルビーデザイン《業務委託先》

② Webサイトへのアップロード（提出）の場合

エクセル様式内にアップロード（提出）先のURLを記載していますので、そちらへ入力・保存したエクセル様式のアップロードをお願いします。
なお、アップロードする際の留意事項につきましては、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえご提出願います。

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であり、任期が短いほど高い割合を示しています。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和7年12月です。この一斉改選に向けて、任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問2 一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ ）

設問3 一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 民児協会長等役員（連合会長等も含む）
- ウ. 行政職員以外の民児協事務局
- エ. 行政職員（部長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（ ）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

※特になければ空欄ではなく「なし」とご記入ください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着しているなど、さまざまな原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和7年の次期一斉改選時に、75歳以上となる委員は2,670人（全体の28.4%）に上ることが明らかになっており、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問6 一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主にごどの機関・団体が中心となって進めていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 民児協事務局
- ウ. 行政
- エ. その他（ _____ ）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくる中で特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくる中で特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（ _____ ）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 民児協会長等役員（連合会長も含む）
- イ. 行政職員以外の民児協事務局
- ウ. 行政職員（部長等の管理職員）
- エ. 行政職員（一般職員）
- オ. 市町村長
- カ. その他（ _____ ）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料やパンフレットがある
- イ. 独自の説明資料やパンフレットはない
- ウ. その他（ _____ ）

設問10 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

Ⅲ 民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について

民生委員児童委員ならびに主任児童委員の選任基準は、旭川市が定める選任要領にもとづき、「旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針」（以下、「審査方針」）により定められています。この審査方針についてご意見を伺います。

1 年齢制限について

審査方針では、特別要件として、委員の年齢制限に関して以下のとおり定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

民生委員児童委員、主任児童委員（統一）
 新任の場合は原則72歳未満の者とする。ただし、地域の実情により72歳未満の者の選出が困難ややむを得ないと判断できるときは、例外的に75歳未満の者も認めるものとする。
 再任の場合は原則75歳未満の者とする。ただし、これまでの活動実績を十分に勘察し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。また、地域の実情により75歳未満の者の選出が困難ややむを得ないと判断できるときは、例外的に78歳未満の者も認めるものとする。

（新任民生委員児童委員の年齢制限）

設問11 新任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
 - イ. 69歳未満にするべき
 - ウ. 現状のままで(72歳未満)でよい
 - エ. 75歳未満にするべき
 - オ. 78歳未満にするべき
 - カ. その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問11の回答の理由）

（再任民生委員児童委員の年齢制限）

設問12 再任の区域を担当する民生委員児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
 - イ. 69歳未満にするべき
 - ウ. 72歳未満にするべき
 - エ. 現状のまま(75歳未満)でよい
 - オ. 78歳未満にするべき
 - カ. その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問12の回答の理由）

（新任主任児童委員の年齢制限）

設問13 新任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
 - イ. 原則60歳未満にするべき
 - ウ. 原則65歳未満にするべき
 - エ. 現状のまま(原則72歳未満)でよい
 - オ. 原則75歳未満にするべき
 - カ. その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問13の回答の理由）

（再任主任児童委員の年齢制限）

設問14 再任の主任児童委員の年齢制限に対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 年齢制限を撤廃するべき
 - イ. 原則65歳未満にするべき
 - ウ. 原則72歳未満にするべき
 - エ. 現状のまま(原則75歳未満)でよい
 - オ. 原則78歳未満にするべき
 - カ. その他()
- ※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

（設問14の回答の理由）

2 一般要件について

審査方針では、“地域の状況の把握の程度”など、推薦にあたってのさまざまな一般要件を定めています。このことに対するご意見を以下の設問にてお答えください。

(居住年数)

設問15 審査基準では、“地域の状況の把握の程度”を計る基準として、「その地区に概ね5年以上居住していること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 居住年数要件は撤廃するべき
- イ. 現状のまま（5年以上居住）でよい
- ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更するべき
- エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更するべき
- オ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問15の回答の理由)

(定例会出席率)

設問16 審査基準では、「再任に当たっては、地区民生児童委員協議会（定例会）への出席率が概ね60%以上であること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 出席率要件は撤廃するべき
- イ. 現状のまま（出席率60%以上）でよい
- ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更するべき
- エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更するべき
- オ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問16の回答の理由)

(時間的余裕)

設問17 審査基準では、「民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。」と定めています。このことに対する意見として、最も近い項目とその理由をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 活動時間の要件は撤廃するべき
- イ. 現状のまま（14時間以上）でよい
- ウ. 概ね週7時間以上（1日あたり1時間）に変更するべき
- エ. 概ね週4時間以上（1日あたり30分程度）に変更するべき
- オ. その他（ ）

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

(設問17の回答の理由)

設問18

これまでの設問の他、なり手不足の課題や、進民児連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

令和6年度

民生委員児童委員の選任にかかる
実態と意向に関する調査報告書

【市連合民児協分】

1. 調査概要

(1)目的

近年、民生委員児童委員の“なり手不足”は深刻な問題となっている。その原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する“地域での適任者の不足”等のさまざまな理由が挙げられているが、本連盟では、このことに加え“委員の早期退任傾向”も大きな原因であると分析している。近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であることに加え、任期が短いほど高い割合を示している。さらに、令和5年4月1日時点で、72歳を超える委員は2,951人（全体の31.4%）に上り、2025年（令和7年）次期一斉改選においては、団塊の世代が漏れなく75歳に達し、ますます“なり手不足”の問題が深刻化することが予見される。

以上のような背景から、本調査は委員候補者の発掘や退任意向のある委員への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への参考意見を添えた情報提供を行う。

(2)調査対象

市連合民生委員児童委員協議会 27民児協

(3)調査時期等

- 調査時点 令和6年4月1日
- 調査機関 令和6年6月1日～7月31日

(4)調査方法

- 調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼。
- 調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。
その他、郵送の他に電子媒体による回答受付も行う。

(5)回収率

	対象	回答数	回収率
市連合民児協	27	27	100.0%

(6)その他

本調査の実施にあたって先行調査との相関性を担保することから、「令和3年度民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査報告書」及び「令和5年度市町村民児協基本調査」の委託事業者であった一般社団法人ウェルビーデザインに、集計、分析、報告書執筆等の業務を委託した。なお、前回（令和3年度）同調査との比較を掲載。令和3年度データは、一斉改選年を起点として、令和3年を令和6年、令和4年を令和7年にそれぞれ読み替えて比較できるよう掲載。また、自由記述欄の分析は、株式会社ユーザーローカル社が提供するChatGPTと連動したAIテキストマイニングを用いて解析した結果を基に作成している。

2. 調査結果（単純集計）

I 早期退任者の留任に関する取り組み

設問1 退任の意向を確認する予定時期【単一回答】

	今回N=27	前回N=27	差N=27
ア. 令和6年6月以前	2 7.4%	0 0.0%	2 7.4%
イ. 令和6年7～9月頃	6 22.2%	0 0.0%	6 22.2%
ウ. 令和6年10～12月頃	9 33.3%	10 37.0%	▲1 ▲3.7%
エ. 令和7年1～3月頃	8 29.6%	10 37.0%	▲2 ▲7.4%
オ. 令和7年4月以降	2 7.4%	6 22.2%	▲4 ▲14.8%
無回答	0 0.0%	1 3.7%	▲1 ▲3.7%
合計	27 100.0%	27 100.0%	0 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 令和6年6月以前」および「イ. 令和6年7～9月頃」がそれぞれ増加しており、退任の意向を確認する予定時期を早めている民児協が増えた。

設問2 退任意向のある委員へ確認を行う主な者【単一回答】

	今回N=27	前回N=27	差N=27
ア. 単位民児協会長等役員	17 63.0%	14 51.9%	3 11.1%
イ. 市連合民児協役員	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ウ. 行政職員以外の市連合民児協事務局	0 0.0%	1 3.7%	▲1 ▲3.7%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	2 7.4%	3 11.1%	▲1 ▲3.7%
オ. 行政職員（一般職員）	6 22.2%	7 25.9%	▲1 ▲3.7%
カ. 市町村長	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
キ. その他	2 7.4%	2 7.4%	0 0.0%
合計	27 100.0%	27 100.0%	0 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 単位民児協会長等役員」が11.1ポイント増加した。
【その他の具体的な内容】町内会・自治会会長／町内会・自治会役員

設問3 活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して留任の働きかけをする主な者
【単一回答】

	今回N=27	前回N=27	差N=27
ア. 特に留任の働きかけをしていない	2 7.4%	4 14.8%	▲2 ▲7.4%
イ. 単位民児協会長等役員	16 59.3%	18 66.7%	▲2 ▲7.4%
ウ. 行政職員以外の市連合民児協役員	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
エ. 市連合民児協事務局	1 3.7%	0 0.0%	1 3.7%
オ. 行政職員（部課長等の管理職員）	2 7.4%	3 11.1%	▲1 ▲3.7%
カ. 行政職員（一般職員）	4 14.8%	1 3.7%	3 11.1%
キ. 市町村長	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ク. その他	2 7.4%	1 3.7%	1 3.7%
合 計	27 100.0%	27 100.0%	0 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 特に留任の働きかけをしていない」は7.4ポイント減少した。
【その他の具体的な内容】町内会・自治会会長／町内会・自治会役員／一斉改選は行政職員（管理職・一般職）中途退任は単位民児協会長等役員

設問4 留任に向けて工夫していること【自由記述】

記載量 27市連合民児協中6民児協が回答 回答率22.2%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・市、事務局が退任の意向を知るタイミングは、すでに退任手続きの段階である。基本的な対応は単位民児協にお任せしている。退任の意向を固めた委員に働きかけても、なかなか留任には結び付かない。退任には様々な事情があるため、その前段階が大切だと思う。
- ・体調不良や転居等のやむを得ない理由以外での退任意向については、十分な話し合いの場を設け、留任に向けた環境整備をサポートする等している。
- ・各委員宅に訪問し留任を依頼。民児連によっては会長等役員も同様に説得にあたる。
- ・市の留任意向調査の前に民児協独自の意向調査を実施。留任に迷っている委員がいたら、単位民児協会長等で留任の働きかけを行っている。

II 委員候補者の発掘

設問5 候補者探しを開始する予定時期【単一回答】

	今回N=27	前回N=27	差N=27
ア. 令和6年6月以前	2 7.4%	0 0.0%	2 7.4%
イ. 令和6年7～9月頃	3 11.1%	1 3.7%	2 7.4%
ウ. 令和6年10～12月頃	5 18.5%	6 22.2%	▲1 ▲3.7%
エ. 令和7年1～3月頃	10 37.0%	10 37.0%	0 0.0%
オ. 令和7年4月以降	7 25.9%	9 33.3%	▲2 ▲7.4%
無回答	0 0.0%	1 3.7%	▲1 ▲3.7%
合計	27 100.0%	27 100.0%	0 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 令和6年6月以前」および「イ. 令和6年7～9月頃」がそれぞれ7.4ポイント増加した。

設問6 候補者探しを中心的に進める者【単一回答】

	今回N=27	前回N=27	差N=27
ア. 単位民児協会会長等役員	9 33.3%	7 25.9%	2 7.4%
イ. 市連合民児協役員	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ウ. 市連合民児協事務局	1 3.7%	3 11.1%	▲2 ▲7.4%
エ. 行政	16 59.3%	15 55.6%	1 3.7%
オ. その他	1 3.7%	2 7.4%	▲1 ▲3.7%
合計	27 100.0%	27 100.0%	0 0.0%

➔ 前回調査と比べ、「ア. 単位 民児協会会長等役員」が7.4ポイント増加した。
【その他の具体的な内容】町内会・自治会会長

設問7 候補者の推薦を依頼している機関・団体【複数回答】

	今回N=27	前回N=27	差N=27
ア. 自治会・町内会(推薦準備会で実施する場合も含む)	23 85.2%	24 88.9%	▲1 ▲3.7%
イ. 社会福祉協議会	2 7.4%	3 11.1%	▲1 ▲3.7%
ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所	1 3.7%	1 3.7%	0 0.0%
エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体	1 3.7%	1 3.7%	0 0.0%
オ. 教育関係機関	1 3.7%	1 3.7%	0 0.0%
カ. PTA関係者	1 3.7%	2 7.4%	▲1 ▲3.7%
キ. 民間企業・事業者	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ク. 地域サークル	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	2 7.4%	2 7.4%	0 0.0%
コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	1 3.7%	5 18.5%	▲4 ▲14.8
サ. その他	4 14.8%	1 3.7%	3 11.1%

➔ 前回調査と比べても大きな変化はない。

【その他の具体的な内容】行政が動かないので現任委員が探している／単位民児協／市職員及び現任委員の紹介／現任委員が探し行政へ報告、行政は自治会町内会へ連絡

設問8 候補者が見つかった場合に依頼（打診）を行う主な者【単一回答】

	今回N=27	前回N=27	差N=27
ア. 単位民児協会会長等役員	7 25.9%	10 37.0%	▲3 ▲11.1%
イ. 市連合民児協役員	1 3.7%	0 0.0%	1 3.7%
ウ. 行政職員以外の市連合民児協事務局	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
エ. 行政職員（部課長等の管理職員）	3 11.1%	5 18.5%	▲2 ▲7.4%
オ. 行政職員（一般職員）	8 29.6%	4 14.8%	4 14.8%
カ. 市町村長	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
キ. その他	8 29.6%	8 29.6%	0 0.0%
合 計	27 100.0%	27 100.0%	0 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 単位民児協会会長等役員（連合会長も含む）」は11.1ポイント減少し、「オ. 行政職員（一般職員）」は14.8ポイント増加した。
 【その他の具体的な内容】自治会・町内会（長）／退任予定委員／単位民児協会会長・副会長／推薦団体(町会)に依頼(打診)までお願いしている。

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料【単一回答】

	今回N=27	前回N=27	差N=27
ア. 独自の説明資料やパンフレットがある	5 18.5%	9 33.3%	▲4 ▲14.8%
イ. 独自の説明資料やパンフレットはない	21 77.8%	17 63.0%	4 14.8%
ウ. その他	1 3.7%	1 3.7%	0 0.0%
合 計	27 100.0%	27 100.0%	0 0.0%

- ➔ 前回調査と比べ、「ア. 独自の説明資料やパンフレットがある」は14.8ポイント減少し、かわって「イ. 独自の説明資料やパンフレットはない」は14.8ポイント増加した。
 【その他の具体的な内容】今はないが、今年度中に作成を検討

設問10 候補者探しにあたって工夫していること【自由記述】

記載量 27市連合民児協中7民児協が回答 回答率25.9%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・候補者が見つからない地域に引き受けてくれる知人等がないか、各民児協会長・副会長に呼びかけ、市全体として欠員補充に取り組んでいる。
- ・行政を通じて行政OBやボランティア団体等にも呼びかけを行っている。
- ・毎年、広報誌にて民児協について紹介。令和6年度の取り組みの一つとして、民生委員児童委員を募集する趣旨のポスターを製作し、公共機関、町内会自治会の会館等に掲示。
- ・民生委員の認知度を高めるために、行政関係部署窓口でPRグッズの設置を依頼。
- ・イベントの参加協力要請があった場合、「のぼり旗」を設置。
- ・「一日民生委員」を市長へ依頼。若年層に関心を持ってもらうための取り組みを検討中。
- ・独自の説明資料で丁寧に説明。
- ・改選時期問わず候補者探しの実施。
- ・自衛隊隊友会総会や町内会連合協議会の総会、理事会でなり手募集の呼びかけを実施。
- ・各町内会長への働きかけ。

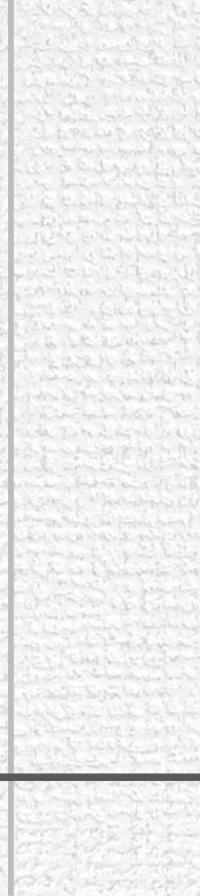
設問11 なり手不足の課題や、道民児連の取り組み等に対する意見【自由記述】

記載量 27市連合民児協中4民児協が回答 回答率14.8%

●主な内容 AIを使用した文章要約

- ・なり手不足という課題に対して、まずは民生委員児童委員を知っていただく取組が必要と考え、令和5年度、小学5・6年生を対象とした「作文コンテスト」を実施。また、今年度、モデル的に「こども民生委員」の取組を行う予定。両取組は、即効的な効果を期待できるものではないかもしれないが、10年先、20年先を見据えた場合、その効果は大きいものと信じている。
- ・欠員地区においては、主に町内会を中心に依頼文書を出しお願いをしている。ただ、欠員地区がほとんど高齢者しか住んでいない地区があり、後任探しに苦慮している。
- ・迅速な情報提供（決定した事項でなくてもかまわない）。

調查票



No.	コード
-----	-----

民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査 調査票②【市連合民児協用】

市町村	単位 民児協名
-----	------------

本調査は令和7年12月に予定されている一斉改選に向けて、全道的な取り組み実態を把握すること、委員候補者の発掘や、退任意向のある委員への留任の働きかけの手立て等を研究することを目的に実施するものです。また、民生委員審査方針の意見集約も行い、北海道への参考意見を添えた情報提供を行います。

【調査票の回答方法について】

- ・設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：田中）にお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 TEL 011-261-2181 / E-mail k.tanaka@dominijiren.or.jp
- ・提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②のいずれかにて回答をお願いいたします。

①郵送の場合

本調査票へ直接記入してください。

②Webサイトへのアップロードにて提出の場合

本調査票への記入ではなく、市町村民児協事務局専用ページへアップロードしているエクセル様式をダウンロードしてご使用ください。なお、各単位民児協にて調査票【単位民児協用】のエクセル様式を希望する場合は、貴事務局へ問合せいただくようご案内をしておりますので、恐れ入りますが必要に応じてダウンロードし提供いただくようお願いいたします。
《エクセル様式アップロードフォルダ》

「40 民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査」

【調査票の提出について】

調査票の記入が終わりまりましたら、7月31日(水)までに郵送またはWebサイトへのアップロードにて提出してください。

①郵送の場合

同封の返信用封筒により下記へご返送ください。なお、返信用封筒には本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

【回答後の提出先】
〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
一般社団法人ウエルビーデザイン《業務委託先》

②Webサイトへのアップロード（提出）の場合

エクセル様式内にアップロード（提出）先のURLを記載していただきますので、そちらへ入力・保存したエクセル様式のアップロードをお願いします。
なお、アップロードする際の留意事項につきましては、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえご提出願います。

I 早期退任者の留任に関する取り組みについて

民生委員児童委員の年齢制限は、国が示す基準を参酌し各地方自治体が設置する社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）によって定められ、原則75歳未満とされています。しかし、近年の一斉改選の傾向として、退任者の約半数が75歳未満であり、任期が短いほど高い割合を示しています。年齢要件を満たしている退任意向のある委員の留任の働きかけ等について、その実態を伺います。

設問1 次回の一斉改選は令和7年12月です。貴市の一斉改選に向けた任期満了による退任の意向を確認する時期（予定）について、最も近い時期をお答えください【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問2 貴市では、一斉改選に向けた任期満了による退任意向の確認は主に誰が行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 単位民児協会長等役員
- イ. 市連合民児協役員
- ウ. 行政職員以外の市連合民児協事務局
- エ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（ ）

設問3 貴市では、一斉改選や中途退任の意向を示された際、活動継続が可能と思われる75歳未満の委員に対して、主に誰が留任の働きかけをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 特に留任の働きかけをしていない
- イ. 単位民児協会長等役員
- ウ. 行政職員以外の市連合民児協役員
- エ. 市連合民児協事務局
- オ. 行政職員（部課長等の管理職員）
- カ. 行政職員（一般職員）
- キ. その他（ ）

設問4 一斉改選や中途退任の意向を示された委員に対する働きかけなど、貴市において留任に向けて工夫していることがあればお書きください。

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

II 委員候補者の発掘について

全国的に民生委員児童委員の“なり手不足”は大きな問題となっています。その背景には、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足、「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化しているなど、さまざまな原因があるとされています。本連盟の調べによると、令和7年の次期一斉改選時には、75歳以上となる委員は2,670人（全体の28.4%）に上ることが明らかになっており、ますますこの“なり手不足”の問題が深刻化することが見込まれます。次期一斉改選に向けた委員候補者の発掘等について伺います。

設問5 貴市では次回の一斉改選に向けて、委員候補者探しをいつ頃予定していますか。最も近い時期をお答えください。【ひとつだけに○】

- ア. 令和6年6月以前
- イ. 令和6年7～9月頃
- ウ. 令和6年10～12月頃
- エ. 令和7年1～3月頃
- オ. 令和7年4月以降

設問6 貴市では一斉改選に向けた委員候補者探しについて、関係者への推薦依頼等、主じどの機関・団体が中心となっていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 単位民生協会長等役員
- イ. 市連合民生協役員
- ウ. 市連合民生協事務局
- エ. 行政
- オ. その他（ _____ ）

設問7 委員候補者の推薦は、どの機関・団体に依頼していますか。【該当するすべてに○】

- ア. 自治会・町内会（推薦準備会で実施する場合も含む）
- イ. 社会福祉協議会
- ウ. 社会福祉施設・相談支援事業所
- エ. 福祉・ボランティア・NPO関係団体
- オ. 教育関係機関
- カ. PTA関係者
- キ. 民間企業・事業者
- ク. 地域サークル
- ケ. 行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- コ. 現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない
- サ. その他（ _____ ）

設問8 候補者が見つかった場合、主に誰が中心となって依頼（打診）を行っていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 単位民生協会長等役員
- イ. 市連合民生協役員
- ウ. 行政職員以外の民生協事務局
- エ. 行政職員（部長長等の管理職員）
- オ. 行政職員（一般職員）
- カ. 市町村長
- キ. その他（ _____ ）

設問9 候補者への就任依頼にあたって、独自の説明資料やパンフレットを作成していますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 独自の説明資料やパンフレットがある
- イ. 独自の説明資料やパンフレットはない
- ウ. その他（ _____ ）

設問10 委員候補者探しにあたって工夫していることがあればお書きください。

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

設問11 これまでの設問の他、なり手不足の課題や、道民連の取り組み等に対するご意見があれば、どんなことでも結構ですでお書きください。

※特にない場合は空欄ではなく「なし」とご記入ください。

令和6年度

民生委員児童委員の選任にかかる 実態と意向に関する調査報告書

発行日 令和7年3月
発行 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道立道民活動センター4階
電話 (011) 261-2181



この報告書は赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています。